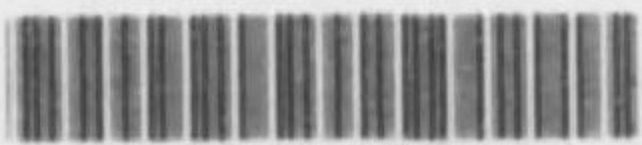
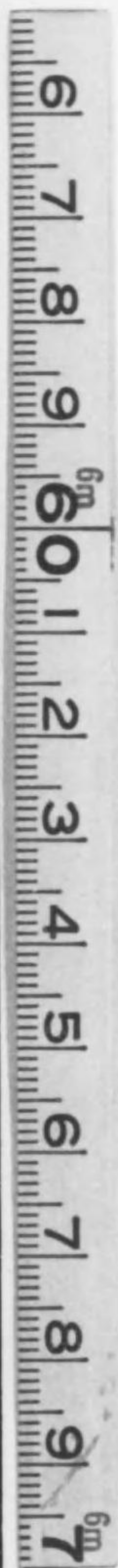


348

348-300



1200501403956



始



コ-1988

二

~~15.9~~  
~~0.7~~



名  
古  
屋  
市  
史

人  
物  
編  
第  
一



織田信長畫像



(甚目寺光明坊藏)

徳川義直畫像



(政秀寺藏)

徳川慶勝眞寫



(服部直衛氏藏)

~~248~~ 300  
序

我名古屋ノ地タル上古既ニ饒速日命ノ子孫尾張連トシテ王  
事ニ盡シシヨリ茲ニ二千有余年熱田ノ宮居神威赫々トシテ  
千載ニ輝キ名城ノ金鱗燦然トシテ東海ノ表ヲ照ス所政治ニ  
武事ニ文學技藝等幾多ノ英雄ヲ生ミ偉人ヲ出シ中部日本ニ  
於ケル文化ノ淵叢トシテ儼然天下ニ重キヲ爲スニ至レルハ  
長ク郷黨ノ以テ誇トスル所ナリ大正五年名古屋市史ノ出版  
セラルルヤ此種刊行物ノ白眉トシテ名聲噴々タルモノアリ  
シカ獨リ人物志ヲ逸却シタルハ畫龍点睛ヲ欠クノ恨極テ大  
ナルモノアリ大正七年史實ノ散佚泯滅ヲ恐レ人物傳編纂ノ  
舉成リ同十年三月全ク其稿ヲ了リテ爾來本市圖書館ニ藏セ

ラル今ヤ郷土研究ノ聲卒然トシテ起ルノ秋ニ當リ遂ニ之カ  
上梓ヲ見ルニ至レリ考證該博ニシテ叙述亦簡明類別整然ト  
シテ蒐羅洩ラス所ナシ是ニ於テ初メテ名古屋市史ノ完璧ヲ  
得タルモノト謂ツヘク當ニ百萬市民ノ福祉ヲ増進スルニ止  
マラス文運ノ隆昌ニ貢獻スルノ功績顯著ナルモノアルヲ疑  
ハサルナリ予乏ヲ市長ニ承ケテ數歲漸クニシテ市史人物編  
ノ世ニ公ニセラルルヲ見欣快ニ禁ヘス聊カ所感ヲ叙シテ序  
トナス

昭和九年五月

名古屋市長 大岩 勇 夫

## 凡 例

一、本編編纂の趣旨は、既刊市史政治編第一出版の際その凡例に、市史の初稿を起すに當り、人物の一編を設け、以て本編中に顯れたる主要人物の傳記を收めんと欲せり。故に本文に於て個々の人物の事業、經歷等に就いては詳記する所あらざりき。然るに其後成效を急ぐの結果、中途人物編を省略するに至り、政治上に顯はれたる人物の履歴更に詳記するの機會無くして終れり。是れ編者の最も遺憾とする所なり。他日改版の時あらば、此一編を補足して當初の目的を達す可し。と述べたるによりて略々明瞭ならん。然れども特り政治上の人物のみを掲げて之を人物編とするは、其舛裁を具備せざるものなるにより、各部門を設けて広く人物を收めたり。勿論之を以て治く人物を網羅し得たりとは斷言し難し。と雖も、執筆當初の目的は、之を以て大體達成されたりと思惟するなり。

一、本編第一・第二の稿成る後、一人の手によりて文章・體裁等を統一せしむる筈なりしが、脱稿の豫定期限迫り、終に之を實行するに至らずして、兩卷自から體裁を異にしたるまゝとなりしは頗る遺憾とする所なり。

二、終に臨み本書編纂に際し、史料を寄せられたる方々に對して深甚なる敬意を表す。

大正十年三月

編纂係識

一、本編は既刊市史全六編社寺・政治・學藝  
風俗・産業・地理の續編として堀田璋左右、大口全三郎に編纂を依頼し、大正十年三月稿を了へたるものにして全編を二冊に別ち第一は堀田璋左右、第二は大口全三郎各々分擔して之に當る。

一、本編刊行に際し、第一は執筆者の再閲を経たれど、第二は執筆者物故せるを以て其事を得ず。

一、本編は其内容に於て現在の状態より見る時は本市の區域擴張竝に年代経過に依る關係人物の追加を要すべきもの尠なからずと雖も、總て原稿のまゝとなし其遺漏は他日に第三、第四次を逐ひて編纂の機會に之を讓る。

一、裝釘、插圖、索引及校正は市立名古屋圖書館其取扱に當れり。但裝釘は既刊市史のそれに據り、插圖も亦當時の市史編纂係蒐集史料中より之を採擇せり。

昭和九年五月

名古屋市



# 名古屋市史人物編第一

## 目次

第一 名門……………	一頁	二 松平忠吉……………	三
一 建稻種命……………	一	三 德川義直(尾張家初世)……………	三
二 宮簀姫命……………	二	三 德川光友(尾張家二世)……………	三〇
三 藤原季範……………	四	四 德川綱誠(尾張家三世)……………	四一
四 源頼朝……………	四	五 德川吉通(尾張家四世)……………	四二
五 愛智義成(範成 義保)……………	六	六 德川五郎太(尾張家五世)……………	四三
六 萩忠廣……………	六	七 德川繼友(尾張家六世)……………	四四
七 今川氏豊……………	七	八 德川宗春(尾張家七世)……………	四四
八 織田信秀(信廣 信包 信治 信時 信興 秀孝) 信照 秀成 長益 長則……………	八	九 德川宗勝(尾張家八世)……………	四六
九 織田信長……………	八	三〇 德川宗睦(尾張家九世)……………	四七
一〇 織田信孝……………	二八	三 德川齊朝(尾張家十世)……………	四八
		三 德川齊溫(尾張家十一世)……………	四九
		三 德川齊莊(尾張家十二世)……………	五〇

四 德川 慶 威 (尾張家十三世) ..... 五〇  
 三 德川 慶 勝 (尾張家十四世) ..... 五一  
 二 德川 茂 德 (尾張家十五世) ..... 五二  
 一 德川 義 宜 (尾張家十六世) ..... 五三

第二 侯 族

一 春 姫 ..... 五〇  
 二 おさいの方 ..... 六一  
 三 絲 姫 (善業院) ..... 六二  
 四 松平 義 昌 (大窪家初世) ..... 六三  
 五 松平 義 行 (四谷家初世) ..... 六四  
 六 松平 康 永 ..... 六五  
 七 松平 友 重 ..... 六六  
 八 松平 友 著 (川田窪家初世) ..... 六七  
 九 松平 義 方 (大窪家二世) ..... 六八  
 一〇 岩 之 丞 ..... 六九

一 松平 義 孝 (四谷家二世) ..... 五五  
 二 松平 通 温 ..... 五六  
 三 喜 智 姫 ..... 五七  
 四 松平 義 淳 (四谷家三世) ..... 五八  
 五 松平 義 眞 (大窪家三世) ..... 五九  
 六 松平 義 敏 (四谷家四世) ..... 六〇  
 七 松平 勝 長 ..... 六一  
 八 松平 勝 當 (四谷家七世) ..... 六二  
 九 松平 勝 綱 ..... 六三  
 一〇 松平 勝 鷹 ..... 六四  
 一一 德川 敬之助 ..... 六五  
 一二 德川 治 休 ..... 六六  
 一三 德川 治 興 ..... 六七  
 一四 純 姫 (威有院) ..... 六八  
 一五 松平 義 柄 (四谷家五世) ..... 六九  
 一六 松平 義 裕 (四谷家六世) ..... 七〇

第三 執 政

一 松平 義 和 (四谷家九世) ..... 七一  
 二 維 君 (維學心院) ..... 七二  
 三 松平 義 居 (四谷家八世) ..... 七三  
 四 德川 勇 丸 ..... 七四  
 五 松平 義 建 (四谷家十世) ..... 七五  
 六 松平 義 比 (四谷家十一世) ..... 七六  
 七 劍 姫 ..... 七七  
 八 松平 義 端 (四谷家十二世) ..... 七八  
 九 一 平 岩 親 吉 ..... 七九  
 一〇 二 渡 邊 守 綱 (初世) ..... 八〇  
 一一 三 瀧 川 忠 征 (初世) ..... 八一  
 一二 四 成 瀬 正 成 (初世) 之 成 ..... 八二  
 一三 一 五 渡 邊 重 綱 (二世) ..... 八三  
 一四 六 志 水 忠 宗 (初世) ..... 八四

一 七 竹 腰 正 信 (初世) ..... 八五  
 二 八 成 瀬 正 虎 (二世) ..... 八六  
 三 九 石 川 光 忠 (初世) 正 光 (二世) 章 長 (三世) ..... 八七  
 四 一〇 志 水 忠 政 (二世) ..... 八八  
 五 一 渡 邊 治 綱 (三世) ..... 八九  
 六 一 三 山 澄 英 龍 (初世) ..... 九〇  
 七 一 三 志 水 忠 繼 (三世) ..... 九一  
 八 一 四 成 瀬 正 親 (三世) 正 幸 (四世) ..... 九二  
 九 一 五 渡 邊 宣 綱 (四世) ..... 九三  
 一〇 一 六 山 澄 英 重 (二世) ..... 九四  
 一一 一 七 志 水 宗 秀 (四世) 忠 休 (五世) 忠 隆 (六世) ..... 九五  
 一二 一 八 石 河 正 章 (四世) 忠 喜 (五世) 光 當 (六世) ..... 九六  
 一三 一 九 山 澄 英 貞 (三世) 龍 豊 (四世) ..... 九七  
 一四 二〇 成 瀬 正 太 (五世) 正 典 (六世) 正 壽 (七世) ..... 九八  
 一五 二 山 村 良 由 ..... 九九  
 一六 三 瀧 川 忠 曉 (八世) ..... 一〇〇

三 波邊綱光(九世).....一三三  
 四 波邊規綱(十世) 繁綱(十一世).....一三三  
 五 佐枝種武.....一三四  
 六 成瀬正住.....一三五  
 七 波邊在綱.....一三七  
 八 山澄龍膽(七世).....一三八  
 九 成瀬正肥(九世).....一三九  
 一〇 佐枝種榮.....一四〇

第四 勤王

一 藤原親昌.....一四五  
 二 藤原昌能.....一四五  
 三 植松茂岳.....一五六  
 四 西部相嘉.....一五九  
 五 阿部伯孝.....一六〇  
 六 長谷川敬.....一六三

七 水谷民彦.....一六六  
 八 田宮如雲.....一七〇  
 九 高田快清.....一七一  
 一〇 尾崎忠征.....一七九  
 一一 渡邊正蔭.....一八三  
 一二 近松矩弘.....一八三  
 一三 澤田盛忠.....一八六  
 一四 鬼頭忠純.....一八七  
 一五 千賀信立.....一九〇  
 一六 若井正章.....一九五  
 一七 加藤 偶.....一九九  
 一八 鷲津宣光.....二〇〇  
 一九 青木可笑.....二〇五  
 二〇 安孫子靜逸.....二〇六  
 二一 小西有三.....二〇九  
 二二 荒川定英.....二一〇

三 間宮正萬.....二〇九  
 四 佐藤宣準.....二二二  
 五 福田季穆.....二二三  
 六 都築泰觀.....二二四  
 七 尾崎良知.....二二四  
 八 勝野良順.....二二六  
 九 中村 修.....二二八  
 一〇 田中不二磨.....二二九  
 一一 丹羽 賢.....二三三  
 一二 志水忠平.....二三五

第五 僚吏

一 高木一吉(初世) 吉任(二世) 吉近 秀矩  
 吉和(三世) 吉頼.....二三九  
 二 山下氏勝 氏政 氏忠 氏紹.....二四四  
 三 原田忠政.....二四〇

四 山内知眞.....二四二  
 五 佐藤半太夫 奴頼齋.....二四三  
 六 小山清政.....二四四  
 七 市川甚左衛門.....二四五  
 八 黒田文明.....二四五  
 九 津金胤臣.....二四六  
 一〇 人見 璣 邑.....二四八  
 一一 水野千之右衛門.....二五二  
 一二 樋口好古.....二五四  
 一三 田宮半兵衛.....二五六  
 一四 永井梅翁.....二五七  
 一五 碓氷重治.....二五八  
 一六 片岡賢猛.....二五八  
 一七 深澤 萬.....二六一  
 一八 吉田祿在.....二六二  
 一九 黒川治愿.....二六三

第六 武 勇

一 織田常寬 奴助太郎	二六八
二 牧長 清子長勝	二六八
三 中村元親	二七〇
四 林通勝 子光時	二七〇
五 加藤順盛 子順政	二七三
六 加藤延隆	二七三
七 中野重吉	二七四
八 織田越中守	二七五
九 平岩元重 子元吉 孫元成 曾孫元則 元高	二七五
一〇 千賀重親 (初世) 信親 (二世)	二八二
二 兼松正吉	二八六
三 松井忠光 弟忠一	二八七
三 島澤正勝	二八九
四 中村元勝 家士 繁屋清六	二九〇

五 山内眞次 子眞秀	二九三
六 織田信行 子信澄	二九六
七 藤田安重	二九七
八 山村良勝	二九八
九 中川政盛	三〇一
一〇 千村良重	三〇三
二 新井十右衛門	三〇四
三 稻生重政 子政陳	三〇四
三 佐枝種長	三〇九
四 彦坂政勝 子忠重 孫重眞	三一〇
五 久野宗信	三一三
六 飯島光重	三一四
七 成瀬正則 子長則 正信 孫長利	三一六
八 竹腰成方	三一七
九 水野權太夫	三一七
一〇 高田宗房	三二二

第七 忠 烈

三 三村幾太郎	三三三
一 平手政秀	三三五
二 本田親信	三三六
三 小笠原吉光 家士中川清九郎	三三七
四 石川吉信	三三九
五 稻垣將監	三四〇
六 寺尾直政 家士新武屋紋左衛門	三四一
七 鈴木重之 家士馬場水吉 井上彌五兵衛	三四六
八 志水正昭 家士岡田市郎左衛門	三四六
九 土屋元高	三四〇
一〇 鈴木重春	三四二
二 片岡源五右衛門	三四三

第八 書 道

第八 書 道

一 島澤武敬 子恒年	三四五
二 久野鳳湫	三四六
三 橋本脩竹	三四七
四 淺野青洲	三四七
五 山田阿林	三四八
六 加藤正路	三四八
七 山田筠亭	三四九
八 本田山雪	三四九
九 荒尾玉函	三四九
一〇 重松錦江	三五〇
二 小森貫諒齋	三五〇
三 清水觀瀾	三五〇
三 一色幽蘭	三五二
四 長松貞雄	三五三
五 橋本清齋	三五三
六 伊藤三橋	三五三

七 吉田 石亭 ..... 三五  
 八 山田 安亭 ..... 三五  
 九 伊藤 墨海 ..... 三五  
 一〇 尾頭 廣居 ..... 三五  
 一一 佐々木 宗六 ..... 三五  
 一二 江上 純常 ..... 三五  
 一三 柳澤 維賢 ..... 三五  
 一四 小山 駿亭 ..... 三五  
 一五 水谷 訥齋 ..... 三五  
 一六 東方 令達 ..... 三五  
 一七 小川 宗一 門人加藤助易 ..... 三五  
 一八 林 玄教 堂子和耀軒 ..... 三五  
 一九 澤田 眉山 ..... 三五  
 二〇 梶原 昭豊 ..... 三五  
 二一 杉本 蘭泉 ..... 三五  
 二二 菅谷 順證 ..... 三五

第九 繪畫

一 狩野 一幸 ..... 三五  
 二 清野 養山 ..... 三五  
 三 吉川 知信 子英信 孫一溪 曾孫君溪 ..... 三五  
 四 彭城 百川 ..... 三五  
 五 津田 應圭 ..... 三五  
 六 西村 清狂 ..... 三五  
 七 内藤 東甫 ..... 三五  
 八 僧 月僊 ..... 三五

九 丹羽 嘉言 ..... 三五  
 一〇 山川 墨湖 妻冬青 ..... 三五  
 一一 山田 宮常 ..... 三五  
 一二 近藤 九溪 ..... 三五  
 一三 巢見 來山 ..... 三五  
 一四 岩井 正齋 ..... 三五  
 一五 高間 春渚 ..... 三五  
 一六 市川 東溪 ..... 三五  
 一七 張 月樵 子月歎 ..... 三五  
 一八 山邊 雪居 ..... 三五  
 一九 田中 訥言 ..... 三五  
 二〇 牧 墨僊 ..... 三五  
 二一 寄田 九峰 ..... 三五  
 二二 中林 竹洞 子竹溪 女清湖 ..... 三五  
 二三 横井 金谷 ..... 三五  
 二四 伊豆 原麻谷 ..... 三五

二五 楠本 雲溪 ..... 三五  
 二六 山本 梅逸 ..... 三五  
 二七 松野 梅山 ..... 三五  
 二八 野村 玉溪 ..... 三五  
 二九 舍人 葵園 ..... 三五  
 三〇 貝谷 采堂 ..... 三五  
 三一 沼田 月齋 孫荷舟 ..... 三五  
 三二 渡邊 清 ..... 三五  
 三三 井川 鳴門 門人林旭堂 ..... 三五  
 三四 高力 種信 ..... 三五  
 三五 中條 康永 ..... 三五  
 三六 玉井 鷺溪 ..... 三五  
 三七 柴山 東轡 ..... 三五  
 三八 奥野 碧潭 ..... 三五  
 三九 森 高雅 ..... 三五  
 四〇 市川 君泉 ..... 三五

四	大石真虎	三九六
四	小島老鐵	三九八
四	神谷養壽子晴雲	三九八
四	岸上西筠	三九九
四	横地三丘子清溪	三九九
四	神谷慶秋	三九九
四	喜田華堂	四〇〇
四	佐々木月岱	四〇〇
四	岡本梅英	四〇〇
四	立松義寅	四〇一
四	小田切春江子春陵	四〇一
四	丹羽閑齋	四〇一
四	青木蒲堂	四〇二
四	中川梅岳	四〇二
四	大道寺雨田	四〇三
四	平野泥江	四〇四
五	成田松園	四〇五
五	佐分柳喬	四〇五
五	羽鳥春隆	四〇六
五	野村竹外	四〇六
五	鷺見春岳	四〇七
五	上田桃逸	四〇七
五	日比野白圭	四〇七
五	河村穆堂	四〇八
五	吉田夢園	四〇八
五	若林素文	四〇九
五	木村雲溪	四〇九
五	三輪可墨	四一〇
五	石川不成	四一〇
五	木村金秋	四一一
五	尾關東園	四一一
五	奥村石蘭	四一一

第十 工藝

三	司馬老泉	四二二
三	吉川弘道	四二三
三	鬼頭道恭	四二四
三	柴田芳洲	四二四
三	織田杏齋	四二五
三	西尾南華	四二六
三	佐藤靜溪	四二六
三	日比野文僊	四二六
三	加藤雨艇	四二七
三	伊藤翠雲	四二八

第十一 音樂演藝

五	中村又齋子又參	四二二
六	水野雨橋	四二二
七	味岡守恒	四二二
八	安藤勝助	四二三
九	平澤陶齋弟九期(二世)	四二三
一〇	正木惣三郎	四二三
二	亀井半二	四二四
三	戸澤左近	四二四
三	水谷好山	四二四
四	村瀬美香	四二五
五	正木伊織	四二六
六	澤木正利弟正一	四二六
七	刑部陶痴	四二七
一	尾張連濱主	四二九

二 今春八左衛門(初世) 淨徹(二世) 淨三(三世)  
具圓(四世) 息翁(五世) 八左衛門(六世)  
金藏(七世)……………四九

三 山 臨 元 宣……………四〇

四 林 長兵衛(初世) 平右衛門(二世) 七右衛門  
(三世) 喜左衛門(四世) 喜左衛門(五世)  
權三郎(六世) 權次郎(七世) 甚三郎(八世)  
虎太郎(九世)……………四三

五 平岩加兵衛(初世) 加兵衛(二世) 加兵衛(三  
世) 大四郎(四世) 太七(五世) 加藏(六世)  
儀三郎(七世) 松助(八世)……………四三

六 宮城甚兵衛(初世) 六兵衛(二世) 甚兵衛(三世)  
六三郎(六世) 六三郎(七世) 六之助(八世)……………四三

七 大藏二右衛門(初世) 七左衛門(二世) 仁左衛門  
(三世) 二右衛門(四世) 二右衛門(五世)  
七左衛門(六世) 六之助(七世)……………四三

八 高田長左衛門(初世) 九郎三郎(二世) 自願(三  
世) 伊右衛門(四世) 九八郎(五世) 善次  
郎(六世) 九郎三郎(七世) 伊三郎(八世)  
平吉(九世)……………四四

九 藤田清兵衛(初世) 清三郎(二世) 宗休(三世)  
清兵衛(四世) 六郎兵衛(五世) 清藏(六世)  
清兵衛(七世) 六郎兵衛(八世)……………四五

一〇 吉川仁兵衛(初世) 太七 正信(二世) 義太夫  
仁兵衛(三世) 新之丞(四世) 弘忠(五世)  
弘道(六世) 弘民(七世)……………四六

二 石 井 彌 市(初世) 彌市(二世) 彌市(三世)  
彌市(四世) 彌市(五世) 彌藏(六世) 彌市  
(七世)……………四七

三 大野 彦 七(初世) 彦次郎(二世) 彦七(三世)  
友七(四世) 友三郎(五世) 時太郎(六世)  
藤五郎(七世)……………四八

一三 福井四郎兵衛(初世) 永甫(二世) 富源(三世)  
富照(四世) 富章(五世) 富純(六世) 富有  
(七世) 初太郎(八世)……………四九

一四 田中源之丞(初世) 中平(二世) 百一郎(三世)……………五〇

一五 横川九右衛門(初世) 助九郎(二世) 文治(三世)……………五一

一六 江崎市郎右衛門(初世) 元十郎(二世) 市郎右衛門  
(三世)……………五一

一七 松村七郎兵衛(初世) 重次郎(二世) 重藏(三世)  
重藏(四世) 岩次郎(五世)……………五一

一八 近 藤 分 六……………五一

一九 近藤清左衛門(初世) 文六郎(二世) 清左衛門  
(三世)……………五一

二〇 恒川平藏(初世) 平藏(二世)……………五二

二一 中川重郎兵衛(初世) 市十郎(二世) 市十郎(三  
世) 重藏(四世) 正吉(五世)……………五二

二二 安田 傳 六(初世) 又次郎(二世) 金三郎(三世)……………五二

三 西 村 庄 兵 衛(初世) 康敬(二世) 敬元(三世)  
敬義(四世) 敬長(五世) 敬光(六世)……………五三

四 丹 羽 四 郎(初世) 又吉(二世) 安次郎(三世)  
彌三郎(四世) 又五郎(五世)……………五三

五 西原仁兵衛(初世) 喜平次(二世) 仲太(三世)  
萬藏(四世) 仲吉(五世) 鐵吉(六世)……………五三

六 三 村 七 兵 衛(初世) 七兵衛(二世) 惣八(三世)  
七兵衛(四世) 勝五郎(五世)……………五三

七 梶川喜兵衛(初世) 傳十郎(二世) 喜兵衛(三  
世) 吉左衛門(四世) 喜兵衛(五世)……………五三

八 山 田 佐 兵 衛(初世) 牛之丞(二世) 佐次兵衛  
(三世)……………五三

九 元 黑 川 又 三 郎(初世) 清七(二世)……………五三

一〇 木 下 正 三 郎(初世) 重三郎(二世)……………五三

一一 山 臨 元 知(初世) 元齋(二世)……………五三

一二 寺 田 門 治(初世) 門治(二世) 左門(三世)……………五三

六郎(四世) 玄六(五世) 左門拾(六世)..... 四三〇

三 荻野 知一..... 四三三

高 松下忠左衛門(初世) 信藏(二世)..... 四三五

壹 永田 泰山..... 四三五

吳 山脇 元貞(六世)..... 四三四

毛 恒川 重房(三世) 重吉(四世) 重紀(五世)..... 四三四

重富(六世)..... 四三四

天 金春 半次郎..... 四三六

元 平岩 元珍..... 四三六

四 加藤 高標..... 四三七

四 釋 惠了..... 四三九

四 山脇 元業(七世) 元賢(八世) 元清(九世)..... 四三九

豐 助高屋 高助..... 四四二

四 吉澤 審一..... 四四四

豐 羽塚 秋榮..... 四四五

吳 村瀬 竹翁..... 四三七

四 兼友 西園..... 四六七

吳 西川 鯉三郎..... 四六八

四 阪東 秀代(初世) 秀代(二世)..... 四七〇

五 柴田 穀彦..... 四七一

五 水野 柳桂..... 四七一

五 篠塚 力壽..... 四七二

五 山脇 得平(九世)..... 四七三

五 野村 又三郎(九世)..... 四七四

五 増田 朴山..... 四七四

五 小松 景和..... 四七四

第十二 茶道..... 四七六

一 武野 仲定..... 四七六

二 二階堂 昇庵..... 四七六

三 河村 曲全齋..... 四七七

四 高田 太郎庵..... 四七八

五 山本 自敬軒..... 四八九

六 瀧 本土 休..... 四九〇

七 杉山 見心..... 四九〇

八 平尾 數也(六世)..... 四九二

九 粕谷 常齋..... 四九二

二〇 岡谷 宗純..... 四九二

二 山本 道傳..... 四九三

三 林 良益..... 四九三

三 竹腰 左織..... 四九四

四 蜂谷 宗意..... 四九四

五 關戸 信俊..... 四九四

六 小出 臥遊..... 四九五

七 吉田 紹敬..... 四九五

第十三 雜技..... 四九六

一 石川 是鶴堂..... 四九六

二 河村 大篁軒..... 四九六

三 藤村 如童..... 四九六

四 鹿島 蓬原 舍..... 四九七

五 早野 白龍..... 四九七

六 伊藤 子元..... 四九八

七 赤堀 秀時..... 四九八

八 小澤 政甫..... 四九八

第十四 歸化..... 四九二

一 陳 元 贊..... 四九二

二 張 振 甫..... 四九三

三 曹 數 也..... 四九三



挿 圖

織田信長畫像(甚目寺光明坊藏).....(口繪)	八
德川義直畫像(政秀寺藏).....(口繪)	二
德川慶勝寫眞(服部直衛氏藏).....(口繪)	三
織田信秀木像(萬松寺藏).....	八
松平忠吉畫像(大光院藏).....	三
德川光友畫像(清淨寺藏).....	四
德川齊朝木像(長榮寺藏).....	八
德川齊莊木像(長榮寺藏).....	八
平岩親吉畫像(平田院藏).....	九
渡邊守綱畫像(守綱寺藏).....	一〇
成瀬正成畫像(白林寺藏).....	一〇
渡邊重綱畫像(守綱寺藏).....	一〇
成瀬正虎畫像(白林寺藏).....	一〇
渡邊治綱畫像(守綱寺藏).....	一〇
山澄英龍木像(白林寺藏).....	一〇
成瀬正親畫像(白林寺藏).....	一〇
成瀬正幸畫像(白林寺藏).....	一〇
渡邊宣綱畫像(守綱寺藏).....	一〇

成瀬正太畫像(白林寺藏).....	一七
成瀬正典畫像(白林寺藏).....	一七
成瀬正壽畫像(白林寺藏).....	一七
渡邊綱光畫像(守綱寺藏).....	一七
渡邊規綱畫像(守綱寺藏).....	一七
渡邊寧綱畫像(守綱寺藏).....	一七
成瀬正住畫像(白林寺藏).....	一七
植松茂岳畫像(植松安氏藏).....	一七
田中不二齋寫眞(田中阿歌慶氏藏).....	一七
山下氏勝畫像(飛騨國大野郡荻村八幡神社藏).....	一七
吉田祿在寫眞(吉田祿在氏藏).....	一七
林通勝畫像(市役所藏).....	一七
兼松正吉畫像(兼松龜吉郎氏藏).....	一七
山村良勝畫像(興禪寺藏).....	一七
澤木正一寫眞(澤木爲次郎氏藏).....	一七
藤田清兵衛畫像(藤田米次郎氏藏).....	一七
荻野知一畫像(尾崎宮一郎氏藏).....	一七
恒川重紀畫像(恒川兼藏氏藏).....	一七
西川鯉三郎寫眞.....	一七
篠塚力壽寫眞.....	一七
高田太郎庵畫像(高田久兵衛氏藏).....	一七



各書 第一門 人物編第一

一 建 稻 種 命

日本武尊に隨  
從して郷國に  
上る

東山道より坂  
東に向ふ

命は小豊命の子、母は眞敷刀傳命にして、宮簀媛命の兄なり。熱田神宮正殿に祀らる。五座神の一とす。景行天皇四十年、日本武尊をして東夷を征せしめ、吉備武彦と建稻種公とをして尊に從行せしむ。途次尾張國愛智郡に到る時に稻種公啓して曰く、當郡氷上邑に臣が桑梓の地あり、伏して請ふ、大王駕を税め之を息せよと。尊は其懇誠に感じた。偶々、御園の間、側に一佳麗の娘あり、其姓字を問ひて、稻種公の妹名は宮簀媛なるを知り、即ち稻種公に命じて、之を聘納す。合卺の後、寵幸周厚なり。數日淹留して手を分つに忍びず。既にして稻種公と行路の事を議定して曰く、我れ海道に就き、而して卿は山道に向ひ、當に坂東の國に會すべし。言辭約束して、各、前程に向ふ。日本武尊駿河に到り、又相摸を経て海路上總に入り、轉して陸奥に向ふ。船葦浦を廻り、横に玉浦に渡る。稻種公適、來會するありて、山道の消息を續陳す。それより蝦夷の地に入り、魁帥を平けて師を旋す。乃ち常陸を経て甲斐に到る。尊

名門 建稻種命

東海道より尾張に向ふ

名門 宮簀姫命

は稻種公と更に議して曰く、我は山道に就き、卿は海道を歸れ、當に尾張國宮簀姫の宅に會すべしと、稻種公乃ち尾張に向はんとして、駿河の海を渉る。時に海鳥あり、其鳴く聲可恰に而して羽毛美麗なり、之を土俗に聞くに、覺駕鳥と稱す、公謂へらく、此鳥を捕へて我君に獻ぜん、と帆を飛ばして鳥を追ふ、風波暴に起り、船傾没し、公も亦海に入る、日本武尊尾張に還り、從城邑に於て其報を聞き、悲慟已ます、食を廢し、駕を促して宮簀姫の家に還る。(熱田大神宮縁起、大宮司家譜)

### 二宮 簀 姫 命

宮簀姫命は小豊命の子、建稻種命の妹にして、熱田神宮正殿に祀らるゝ五座神の一なり、日本武尊東夷を征せんとするや、尾張國に到り、宮簀姫の家に入る、氷上の地乃ち將に婚せんと思ふ、而かも亦上らん時にせんと思ひ還し、期を定めて東國に幸す、夫れより各地平定の後、尾張に還り、駕に期せし宮簀姫の許に入座す、是に於て大饌を奉るの時、宮簀姫大酒盞を捧げて以て獻す、宮簀姫着する所の衣裾に月水を染めたり、尊之を覽、即ち歌うて曰く、

久方の天の香山、利鏑に眞波る、杖、弱細、手弱か腕を枕かんとは、吾は思へど、汝が著せる、襲の襦に、月立ちにけり、

宮簀姫之に答へて歌うて曰く、

日本武尊姫と  
婚す

高光る日の御子、安見し、吾大君、新玉の年が來れば、新玉の月は來經往く、諾な諾な、君待ち難に、吾著せる、襲の襦に、月立たなむよ、

是に於て合色の後、こゝに淹留す、或夜尊麗に入らんとし、帯劍を解いて、厠邊の一桑樹の枝に掛け、而して厠を出づるに際し、之を忘れ還つて、寢殿に入る、曉に到り、驚き、宿めで、桑樹に掛けたる劍を取らんと欲す、滿樹照輝して、光彩人を射る、而かも神光を憚らず、劍を取つて持ち歸つて、姫に告ぐるに、桑樹の光狀を以てす、姫答へて曰く、此樹舊怪異なし、自ら劍光を知ると、尊默然として、寢息す、其後姫に語つて曰く、我れ京華に還らば、必ず汝が身を迎へんと、即ち佩劍を解いて、授けて曰く、此劍を寶持し、我が床の守と爲せ、時に近習の人、大伴建日ノ臣、諫めて曰く、此れ留む可からず、何となれば、氣吹山に暴ぶる神あり、若し劍氣なくば、何ぞ害毒を除かんやと、尊高言して曰く、縱ひ彼に暴神あるも、足を舉げて、斬殺さんと、遂に劍を留めて、道に上る、尊氣吹山に入り、毒氣に遇ひて、山を下り、終に伊勢の能褒野に到る、此時病甚急なり、茲に歌ひて曰く、

少女の床の邊に、吾置きし劍の太刀、其太刀はや、

歌ひ竟つて、即ち崩す、其後宮簀姫平日の約に違はず、獨り御床を守り、神劍を安置す、光彩日に亞ぎ、靈驗著しく、聞ゆ若し、祈請の人あらば、感應すること、響に應ずるが如し、是に於て宮簀姫親舊を會集し、相議して曰く、我身衰老し、昏曉期し難し、未だ瞑せざるの前に、社を占

日本武尊草薙  
劍を姫の家に  
留じ

名門 宮簀姫命

神皇正統記  
熱田社を建  
つて

名門 藤原季範 源頼朝

四

め神剣を遷し奉るべしと、衆議之に感じ、其社地を定め、之を熱田社と號す。宮實姫下世の後、祠を建て、之を崇祭し、氷上姉子天神と號す。(熱田大神宮縁起、古事記、書記、新撰姓氏錄考證、尾張氏纂記)

### 三 藤原季範

藤原季範、頼朝の父と稱す。實は三河四郎大夫季兼の子にして、母は熱田大宮司員職の女なり。三河國に住し、尾張國の目代と爲る。嘗て熱田明神の靈夢に依りて、大宮司に補せらる。此時明神の告げ給へる和歌に、

櫻花ちりなん後のかたみには松にかゝれる藤をたのまん

とあり。是より大宮司家の尾張姓を改めて藤原姓と爲す。久壽二年十二月二日卒す。年六十六。七男四女あり。三女源義朝に嫁して頼朝を生む。(熱田大宮司家譜、尾張志、熱田宮略記、社寺編一、二、六頁を參照)

### 四 源 頼 朝

源頼朝は義朝の第三子にして、母は熱田大宮司季範の女なり。久安三年四月八日を以て熱田の旗屋に生まる。生誕地のことば風俗、編四九頁に詳説す。幼より器略あり。義朝他子に勝れて之を受す。保元三年、皇后宮權少進となり。平治元年、右近衛將監、上西門院藏人に補す。保元の亂起るや、從五位

頼朝兵を擧ぐ

右兵衛權佐に補し、父兄と共に大内に據る時に年十三、軍敗るゝに及び、義朝に從ひて東國に赴かんとせしが、道を失して父に別れ、遂に平頼盛の家臣平宗清に捕へられ、六波羅に送らる。宗清之を憐み、頼盛の母池禪尼大宮司季範の伯母なり。に倚りて助命を乞ふ。遂に釋されて伊豆國蛭ヶ島に流せらる。北條時政平氏の命を蒙り、之を監す。

天下兵馬の權  
頼朝に歸す

治承四年、以仁王平氏を討たんとし、諸州に令して源氏の兵を徵す。頼朝大に喜び、時政と謀りて兵を擧ぐ、伊豆相摸の豪族多く來附す。即ち八月、目代平兼隆を山木に襲ひて之を殺し、尋いで石橋山に據る。軍利あらず、安房に逃る。來り會する者漸く多く、遂に檄を諸國に移して兵を徵す。既にして上總より下總武藏を経て、相摸に入り、鎌倉に據る。幾もなく平氏を富士川に破り、善仲と和し、鎌倉に駐まりて徐に天下の形勢を觀察す。壽永三年、弟範頼、義經を遣はして義仲を滅ぼし、文治元年、更に二弟に命じて平氏を長門の檀浦に殲滅す。此年功を以て從二位に叙せらる。既にして義經と隙を生じ、彼をして鎌倉に入れしめず。遂に義經を討つ。義經巧に所在を晦ます。頼朝其搜索を名として、諸國の公田庄園に別なく、守護地頭を置き、段別に兵糧米五升を課す。是に於て天下兵馬の權、頼朝の手に歸す。又奏請して議奏十人を置き、廷臣の任免賞罰を擬し、九條兼實を内覽と爲す。

文治五年、正二位に叙せらる。此年義經を殺し、尋いで藤原泰衡を征す。建久元年、上洛して天皇法皇に拜謁し、權大納言に任ぜられ、右近衛大將を兼ね、既にして兩職を辭す。三年、征夷

名門 源頼朝

五

大將軍に任ぜらる。四年五月、富士裾野に狩して武を講す。六年、東大寺の落慶に臨む。九年十二月、稻毛重成相摸川の橋を造りて供養す。頼朝之に臨み、歸路馬より落ちて病を獲、正治元年正月、病革まるを以て薨髮し、十三日薨す。年五十三。頼朝人と爲り面大にして身短く、風度溫雅、晋吐亮朗、沈毅にして度量あり。將士皆畏服す。然れども猜疑の心深くして、骨肉功臣の殺戮せらるゝ者多く、遂に子孫に至りて外戚北條氏の爲めに權を奪はるゝに至れり。(大日本史、東鑑)

五 愛智義成 範成 義保

愛智義成、藏人と稱す。八條宮の坊官圓成の子なり。圓成義圓と改め今禪師稱公と號す。は源義朝の八男にして母は義經に同じ。義成の母は愛知郡司慶範禪師の女なるを以て、義成外家の領愛知郡に在るを相傳し、從五位下に叙し、下總守に任ぜらる。義成三子あり。長子範成、從五位下に叙し、左衛門少尉に任ぜられしが、早世す。次子豪曉、愛智禪師と稱す。三子義保、左近將監に任ず。(尊卑分脈)

六 萩 忠 廣

萩忠廣は入道して常瑞と號す。熱田大宮司忠氏の長子なり。忠氏の父忠成は大江廣元の

猶子なるを以て萩氏を稱す。貞和三年三月、忠廣始めて大宮司に補せられて、同年十二月に至る。或曰く應安年中在職と常陸介左京亮に補せらる。常に和歌を好み、頗阿素英等と交遊す。續草庵集に「九月十三夜、東下野入道素英、熱田大宮司入道常瑞來りて歌よみ侍りしに、月前旅 草枕むすへは露にやとるなり山路を送る夜半の月かなと見えたり。中島郡妙興寺所藏貞治六年十二月五日及び應永十八年九月二十日の文書に入道常瑞の名を署す。(大宮司家譜、尾張志、社寺編一二八頁を参照)

七 今 川 氏 豊

今川氏豊、左馬助と稱す。氏親の季子なり。清須の斯波義統が妹婿と爲り、那古野城に居る。天文元年、勝幡よはばたの城主織田信秀、謀略を以て城を奪ひて入城す。氏豊安樂寺竹腰邸の南隣、山澄氏邸の地にありき。に入つて和を乞ふ。それより京師に上り、父子共に伯母翠たる中御門宣胤の家に客たり。後其終る所を知らず。(野史、尾陽侯記、金鑰九十九之塵)

八 織田信秀

信廣 信包 信治 信時 信興  
秀孝 信照 秀成 長益 長則



織田信秀、彈正忠備後守と稱す。彈正左衛門信定の子、母は含笑院土田氏女、享祿元年卒。其先は藤原氏、一説に平氏、又忌部氏とも云ふ。先生親眞、越前國織田明神の神主親澄の養嗣と爲り、神職を繼ぐ。子孫斯波高経の越前の守護たるに當り、出でて之に仕ふ。尾張國は斯波氏の封に係るを以て、徙り居る。斯波氏嘗て六老臣あり。鹿草二宮、甲斐朝

倉織田細川と曰ひ、相共に家事を執る。鹿草二宮細川は俱に亡び、織田敏定朝倉敏景増澤祐徳之を三職と謂ふ。文明三年、祐徳、澁川義謙と逆を謀り、遂に斯波義敏を弑す。將軍義政、敏定敏景に命じて祐徳を誅す。長享二年、義政越前國を敏景に賜ひ、尾張國を以て敏定に賜ふ。敏定政を乗り功を累ね、八郡を中分す。其孫信安は上四郡を知して、岩倉城に居り、其子信定は下四郡を領し、清洲城に在りて斯波氏の遺種を奉ず。後信定勝幡城しほはたを築き之に居る。

信秀永正八年を以て生まる。武勇智謀衆に優り、三奉行の一と爲り、勝幡城に居る。享祿年中、今川氏豊那古野城に住す。信秀清洲の奉行たるを以て、氏豊を知り、毎に聯歌を以て親交す。相互に詠句を篋に納れて以て相通す。或時洪水あり、小田井河水溢れ、使者通するを得ず。

織田氏の祖先

信秀の誕生

信秀那古野城を奪ふ

且つ其篋を流失す。氏豊憾甚し。信秀に謂つて曰く、雅交に人を遣すは流失の憂あらんとす。願くば居を我郭中に移し、以て情を慰めんと。信秀應諾して那古野に赴く。時に會合娛興を盡し、天文元年の春に逮ぶ。是より先き氏豊一室を信秀に授く。信秀淹留旬餘、時に牙城に對して窓を披き謀色あり。人或は怪みて密に氏豊に告ぐ。氏豊謂へらく、風を招かんとしてならんと。敢て以て意と爲さず。三月、信秀病ありと稱し、士卒の來往する者多し。會、火今市場に起り、延燒城に入る。砲聲中に發す。信秀部下の士は皆甲を帯び、急に牙城を襲ふ。氏豊の士卒狼狽して死傷する者多く、守禦の力屈し。氏豊は救を乞はんとして京師に走る。信秀乃ち徙り居る。威名近國に震ひ、數、三河を觀ふ。

天文四年、信秀徳川氏の新喪を圖り、兵八千を率ゐて之を撃つ。是時に當り、松平清康弑に遇ひ、將帥無し。衆松平康孝を推して將と爲し、兵僅に八百を分つて二隊と爲し、伊田に軍す。信秀又左右の翼を張つて之に對す。左兵敵に遇ひて敗れ、右兵も亦次を亂る。競ひて進撃して一隊を破りしが、三河の人植村榮安槍を揮ひて偏進す。一部四百殊死して戰ふ。右翼敗ぬし、左翼も勢沮み、遂に潰え、成を行ひて歸る。九年六月、復兵を率ゐ、安祥を攻めて利あらず。十一年八月、今川義元、師四萬を率ゐて、生田原に次し、前鋒田原某をして進んで小豆坂に至らしむ。信秀兵四千を出し、弟信光を部長と爲し、進んで小豆坂に上らしむ。族清正、左右を麾きて曰く、彼は衆、我は少なり。見徹さるゝ可らず。坂路を上り、直下して彼を衝かんには、勝を得

る必せりと。乃ち槍を把つて叫び前む。族信康信實赤河彦右衛門神部彦右衛門内藤勝助河尻與四郎等各、之に繼ぐ。奮闘機に乗じて戦ふ。與四郎勝助共に首級を得。田原某、永田四郎右衛門等戦死す。然るに駿河軍甚だ衆く、信秀の兵少し。戦疲れて退く。駿人追躡し、信光騎を反して拒ぐ。清正及び下方貞清岡田助右衛門佐々軍人其弟孫助中野又兵衛衆に超えて反戦す。清正信康最も力を勵まし、諸隊皆返戦す。遂に大に敵を撃つて之を卻く。世に之を七本槍と曰ふ。會、日暮る。義元罷歸る。信秀酒を諸士に薦め、飽を割撃して殺と爲す。謂つて曰く、今日第一の功者之を執れと。清正進んで之を取る。

小豆坂の七本槍

十三年、信秀は族弟敏宗を遣はし、騎三千を率ゐて、安祥を攻めしむ。敏宗股を傷つき軍敗る。信秀怒り、親ら將とし、安祥を攻めて之を拔く。松平忠倫佐崎を以て降る。信秀上和田に城き、忠倫をして之を守らしめ、而して岡崎に逼る。十四年、再び三河の地を侵し、安祥駿に陣す。松平廣忠兵を率ゐて拒戦す。信秀利あらずして歸る。尋いで忠倫害に遇ふ。信秀兵を分つて上和田を成る。且つ六寨を城き、各、成を置きて以て岡崎に逼る。三河の人多く來附す。

信秀那古野城を築く

十五年、更に那古野城を築く。十六年九月、信秀美濃を侵伐し、進んで火を稻葉山下に縱ち、日夜に及んで兵を戦む。齋藤道三此機に乗じ、関を發して追躡す。信秀の軍隊伍散亂す。弟信康及び族定信主水正毛利十郎藤九郎青山與三右衛門千秋紀伊守等十餘人、竝に士卒多く之に死す。十一月、道三大梯城を圍む。信秀之を聞き、兵を率ゐて西濃に入り、竹ヶ鼻を攻めて稻葉山下を掠略し、邑里を焚く。道三煙を望んで退去す。清須城主織田廣信、三奉行の一人なり。其老臣坂井大膳、甚助、河尻左馬允等と兵を出して古渡町口を焚く。信秀變を聞いて兵を旋す。而して廣信と相戦ふ。數回、平手清秀、大膳等を誡めて曰く、一族戦を交へ、他邦の侮を受く。成を行ひて以て親輯するに如かずと。明年春を以て齋藤氏との和遂に成れりと云ふ。

齋藤氏と和す

十七年三月、信秀師を帥ゐ、安祥に次す。今川義元は岡崎を援けて藤川に次す。廣忠兵に將として之に會す。信秀陣を上和田に徙し、清正を前鋒たらしむ。清正駿河の前隊朝比奈泰能に小豆坂に遇ふ。三河の隊長酒井正親、泰能を翼け、來つて鳴海に圍ふ。大學助槍を把り奮戦して之に死す。名古屋秀宗も亦戦死し、軍遂に敗走す。駿三の諸隊競ひ進んで追撃し、益木に抵る。是に於て信光一同朋を携へ、衆を勵まして軍を班す。清正及び下方貞清岡田重嘉佐々軍人其弟孫助中野忠利返撃す。敵少しく卻く。駿軍勝に乗じ、岡部眞幸來つて横に尾張の兵を撃つ。死する者五十餘人。信秀軍を安祥に還す。長子信廣をして安祥を守らしむ。信光上和田を成つて歸る。信秀自ら將として西野に次す。廣忠壁を堅うして之を待つ。信秀の兵士其寡を侮り、進んで柳河に軍す。廣忠精兵を選び、遠射す。矢下ること雨の如く。軍多く傷つき敗れ還る。信秀隣境多難なるを以て、廣忠と再び和解す。

今川氏の軍と小豆坂に戦ふ

松平廣忠と和す

八月、信秀、土岐頼藝の爲めに兵を起し、西方三人を謀し、多藝口に入り、火を縱ち侵伐せしむ。春日丹後守堀田道空、人を平手清秀に遣はして和を乞ふ。諸老諫めて曰く、頃年兵革相繼

土岐氏と和す

卒去

信秀の勤王敬神の事蹟

ぎ、士民疲勞す、成を行ふに如かずと、是に於て和睦し、頼藝をして復た掛斐谷に居らしむ、十一月、道三と盟約し、道三の女を信秀の嫡子信長に配して暫く泰平に屬す、尋いで古渡城を毀ち、末森城を築きて徙居す、弟信光をして守山城を築きて成らしむ、十八年三月三日卒す、織田眞記に信秀卒去を二十年とす、然るに開山永瑞の傳に天文九年萬松寺落成の時、信秀の齡三十三とあるより推せば、十八年卒去を正すとすべし。年四十二、諡して萬松院桃巖道見と曰ふ、三男信行廟を末森村に建て、桃巖寺と云ふ。

信秀常に尊王の志あり、天文十二年二月、禁裡御築地御修理の費用を獻す、後奈良天皇深く喜納し、旨を傳へて之を賞せんとす、特に勅使を遣はすの儀重きを以て、事遷延す、偶、連歌師宗牧東國に下ると聞き、女房奉書を宗牧に託して信秀に送る、且つ古今集一部を賜ふ、時に天文十三年十一月なり、信秀偶、美濃に敗れ、僅に身を以て還る、而かも舉止毫も平生に異ならず、英氣颯々として宗牧を見、且つ曰く、今回の賜物家の面目之に過ぎず、幸に濃州に志を得ば、更に修理の料を獻せんとすと、又連歌の會を開き、宗牧を饗せりと、以て信秀の膽略を見るべし、此時伊勢神宮の造營久しく絶え、神殿に雨水の漏るゝに至り、止むを得ず、資を諸國の豪族に募る、信秀之に應じて獻金する所、他に優りて多し、造營着手を見るに至りしは其功なりと云ふ、信長の勤王敬神の精神は實に父信秀に淵源するものと謂つ可し、信秀十二男七女あり、信廣、信長、信行、信包、信治、信時、信興、秀孝、信照、秀成、長益、長期、女長は神保氏治に適き、後に稻葉貞通に醮す、次は織田信清に適く、次は柴田勝家に適く、次は飯尾信

織田信廣

宗に適く、次は牧長清に嫁す、次は細川昭元に嫁す、次は苗木勘太郎に嫁す、次は小田、井信直に嫁す、(野史、後鑑、系圖要、宗牧東國紀行、多聞院日記、信長記、尾張志、尾陽舊談録)

織田信廣、三郎五郎大隅守と稱す、三州安祥の城主たり、弘治二年十二月、信長に叛し、遂に齋藤道三に通じて、兵を尾州に入れしめんとす、道三諾して、尾張を侵略す、信長清須より出兵して之を防ぐ、信廣慮に乗じて清須を奪はんとす、信長豫め之を察し、守備を嚴にす、信廣城に入る能はず、事の顯はれしを疑ひ、恐れて退く、信長濃兵を退け、返つて信廣を討つ、信廣降を乞ふ、信長之を許す、天正二年九月二十九日、長鳴に戦死す、(系圖要)

織田信包

織田信包、初名は信良、三十郎と稱す、永祿十二年十一月、長野氏の爲めに養はれ、津の城主たり、天正十二年、秀吉に屬す、十六年四月十日、從三位左中將に叙任せらる、十八年、天主樓を津城に築く、文祿元年、采地を沒收せられ、更に近江の田二萬五千石を賜はる、同三年九月十七日、剃髮入道して老犬と號す、慶長十九年七月十七日卒す、年七十二、眞殊院心巖と諡す、

(同上)

織田信治

織田信治は九郎と稱す、初め尾州野夫の城主たり、元龜元年九月十九日、朝倉氏と江州坂本に戦ふや、將として進發し、森可成と宇佐山城に據り、遂に戦死す、年二十六、(同上)

織田信時

織田信時、喜藏又は安房守と稱す、天文二十三年六月、信次信秀の弟出奔す、信時代つて森山の城主と爲る、弘治二年六月、家人角田新五郎の爲めに弑せらる、(同上)

織田信興

織田信興、彦七郎と稱す。元龜元年十一月二十一日、尾州興津村にて、土寇の爲めに殺さる。

(同上)

織田秀孝

織田秀孝、一に信孝に作る。喜六郎と稱す。天文二十三年六月二十六日、乘馬始の日、叔父信次の家人に誤殺せらる。(同上)

織田信照

織田信照、遠州二股の城主中根和泉守忠貞の養嗣と爲り、越中守と稱す。(同上)

織田秀成

織田秀成、津田半左衛門と稱す。天正二年七月二十九日、長嶋に戦死す。(同上)

織田長益

織田長益、通稱は源五郎、削髮後有樂齋と稱す。天文十六年生まる。天正十年、秀吉に屬す。關ヶ原の役功あり。大和の田三萬石に封ぜらる。元和元年、京に在り、采邑を二子に分ち、一萬石を以て養老の資とす。元和七年十二月十三日、京都東山に卒す。年七十五。(同上)

織田長則

織田長則、一に長利に作る。津田又十郎と稱す。天正十年六月二日、二條城にて信孝に殉死す。(同上)

九 織田信長

織田信長、小字は吉法師、信秀の子。母は土田氏の女。天文三年五月二十八日、名古屋城一説に勝幡にに生まる。個偉大志あり。少時威儀を修めず、常に奇装を爲して市中を横行す。壯に及んで、俠を好み、士を養ふ。細節に拘はらず、勇にして斷多し。父信秀之を名古屋城に置き、林通勝平手政秀、青山與三右衛門、内藤勝助を以て傳と爲す。天文十五年、元服して古渡城に入り、三郎

今川氏の來襲

信長と號す。十八年三月、父の喪を送り、行裝異體、突然起進して、香を牌前に擲つ。時に年既に十六歳と云ふ。是より日夜武技を嗜む。自ら上總介と稱す。

十一月、今川義元、僧大原をして大舉して徳川氏を援けしめ、來つて安祥城を攻む。信長兵を率ゐて發す。時に兄信廣之が爲めに守りて戦利あらず。僅に牙城を存す。信長之を聞いて曰く、阿兄の難、赴き救はざる可らずと、乃ち親ら將として馳せ赴く。途に烟の起るを望見す。意へらく城已に陥れりと、兵を鳴海に屯す。是より先き徳川家康尙幼にして、人の爲めに欺かれ、尾張に質たり。是に於て大原、信康の死を以て家康に易へんと欲し、人をして之を請はしむ。信長以て拙と爲して應ぜず。政秀通勝固く諫め、乃ち成を許す。駿河の軍安祥の圍を解いて、尾人と笠寺に會す。信廣國に歸り、家康三河に還る。頃間、信長國務を聽かず。且豪放無狀なり。政秀深く之を憂へて屢、諫む。信長聽かず。乃ち諫書を上り、及に伏す。時に天文二十二年閏正月十三日なり。信長遺書を覽て、慚悔日に新なり。爲めに一寺を建設して其後を弔ふと云ふ。

齋藤道三信長の勇怯を試む

同年四月、齋藤道三、信長の勇怯を試みんと欲し、使を遣はして相見るを約し、以て富田とどの正徳寺に會せんとす。信長應諾し、期日に當るや、信長奇怪の行装を爲し、以て道三を驚かす。道三嘆して謂ふ、山城が子等は彼が門外に馬を繋ぐこと必せりと、蓋し當時の通言にして、其人の臣僕と爲るの意なり。七月、斯波義統一に義元に作る。織田彦五郎之を奉す。、款を信長に送り、兵を導きて清須



を攻めしめ、自ら内應せんとす。彦五郎の老臣坂井大膳等之を悟り、守備を嚴にす。信長終に志を得ず。坂井等遂に義統を弑す。義統の子義銀、名古屋に走り、信長に憑る。

天文二十三年正月、今川義元兵を發して三河に入り、小川城を攻む。城主水野信元急を信長に告ぐ。信長乃ち熱田より舟を發して赴き援ふ。弘治元年四月、之より先き坂井大膳、彦五郎を助けて清須に在り。森山の城主織田信光を延きて己の援とし、清須に迎へて之と兩守護代と爲らんとす。信光豫め陰に信長に謀り、偽りて坂井の請に應じ、清須に入る。是に於て大膳等來り謁す。信光兵を伏せて、大膳を執へんとす。大膳恐れて奔り去る。信光乃ち彦五郎に迫つて自殺を勧め、遂に清須城を奪取す。清須の織田氏亡ぶ。信長自ら清須に徙り、信光を名古屋に、孫十郎信次信光の弟を森山に置く。

信長清須城に移る

六月、信次誤つて信長の弟秀孝を殺して出奔す。十一月、信光急に部下の殺す所と爲る。其原因審ならず。

林通勝柴田勝家等信行を立て信長を謀る

信長林通勝をして名古屋を守らしむ。弘治二年五月、通勝及び弟通具、柴田勝家等、信行を擁して主と爲し、信長を弑せんとす。八月、勝家通具と兵を末森に擧げて名塚の壘を攻む。信長之を救ひ、大に通勝等の軍を破る。通勝等降を請ひ、信行及び勝家も亦清須に至りて罪を謝す。信長竝に措いて問はず。命じて名古屋を成らしむること故の如し。永祿元年七月、岩倉城主織田信安、長子信賢一名信知を斥け、次子信家を嗣と爲さんとす。信賢父を逐ひて自立す而

今川義元等寺城主戸部政直を殺す

かも懦弱にして荒淫なり。信長之を幸とし、數、岩倉を圍る。

十二月、今川義元笠寺の城主戸部政直を召して之を殺す。初め政直今川氏に忠あり。常に織田氏の動靜を探報す。信長之を害とし、政直の書を求め得、能書者をして之を學ばしむる。期年にして、政直尾に寄するの書を詐作し、森可成をして賈者に擬し、駿河に往きて其書を義元に獻す。義元大に驚き之を殺せり。

信長京師の形勢を視察す

永祿二年、信長京都の形勢を視察せんとし、奈良を経て、二月二日、入洛して將軍義輝に謁す。七日、京を發して其夜近江守山驛に宿し、明且雨を衝いて八風峠を越え、深夜清須に還る。齋藤道三刺客を放ちて途に之を要せしも、及ばずして止む。

信長清須岩倉の兩織田を併す

三月、信賢遂に降を乞ふ。信長其城を毀つ。是に於て清須、岩倉の兩織田家は全く信長に併せらる。此時に當り信長既に同族の異心あるものを略、誅戮し、國內漸く統一に歸せしを以て、今川氏に對する軍略を事とするに至る。且つ京攝の間に周遊して、京都の形勢を窺はんとす。

桶狭間役の發端

永祿三年五月、今川義元駿遠參三箇國の兵四萬五千を率ひて、尾張に向ふ。聲威遠近に振ひ、知多郡人或は迎へ降り、之が先驅を爲す。信長嘗て寨を丹下、善照寺、中島、丸根、鷺津等數所に築き、諸將を遣はして之を守らむ。十七日、東軍の先鋒愛知郡沓掛に到り、義元池鯉鮒に進む。十八日、義元沓掛に陣し、諸將を部署して、松平元康康家をして丸根城を、朝比奈泰能をして

義元を討取る

鷲津城を攻めしむ。此夜元康に命じて大高城に糧食を納れしむ。十九日曉、元康攻めて丸根を抜き、泰能も亦鷲津を抜く。義元乃ち元康をして鶴殿長宗に代りて大高城を守らしむ。是れ全軍糧食の在る所なるを以て重んぜしなり。義元進んで桶狭間に到る。是より先き信長、義元の進軍を開き、單騎鞭を擧げて清須を發す。近臣之に従ふもの僅に五人、熱田に到りて勝を神前に賭る。此時丸根、鷲津の兩城陥落して、煙烟の上騰せるを望み、信長馬を飛ばして善照寺の砦に到る。衆皆信長の來れるを見て、勢を得、守將佐々隼人、千秋四郎等驍師に馳せて、力戰して死す。義元此報を聞き、快哉を叫ぶ。信長中島砦に移り、轉じて山路を取り、旗鼓を偃せ、直に敵の中堅を衝く。時に十九日未刻なり、風砂面を撲ち、雷雨驟に至る。義元の麾下驚擾し、狼狽散亂し、敢て戰ふものなし。義元親ら出でて之を叱す。服部小平太望見進んで、之を撃つ。義元劍を把り、其膝を斫る。毛利秀高、義元を鎗刺して首を獲たり。駿軍大に敗績す。此月、信長兵を西濃に發す。

齋藤氏を圍らんとす

永祿四年五月、齋藤道三卒し、子龍興繼ぐ。信長兵を發して墨股附近を掠略す。龍興逆へ戦ひ、勝負決せず。各、兵を收む。尋いで信長居城を小牧山に移す。是れ齋藤氏を圍らんが爲めなり。十二月、水野信元、三尾の兵を弭めんと欲し、信長に説く。信長之を容れ、兩氏の和成る。乃ち瀧川一益、林通勝を遣はし、徳川氏の老臣と鳴海に會し、國境を議定す。五年正月、元康清須に到り、信長と會盟す。信長盛に之を要す。七年三月、信長使を近江に遣はして、淺井長政に好

を通じ、婚を結ぶ。

齋藤氏を滅して美濃を平定す

伊勢を平定す

八年十一月、信長使を甲斐に遣はして好を武田晴信に修む。九年八月、足利義秋、江州、矢島より書を信長に寄せて、幕府の回復を依頼す。信長命を奉ず。十年三月、信長、瀧川一益を遣して、伊勢を計略せしむ。諸族多く降る。此月、齋藤氏の老臣三人衆、欸を信長に納る。信長急に美濃を襲ひて、井ノ口城を圍む。龍興進退谷まり、出でて降を請ふ。十五日、城を致して、勢州、長嶋に走る。是に於て齋藤氏亡ぶ。信長終に美濃を定め、徒つて井ノ口城を修め、岐阜城と改む。天皇、信長の美濃を平定せしを聴き、十一月五日、勅修寺、晴豊に勅して、立入頼隆を遣はして詔を齎らし、岐阜に赴かしむ。永祿十一年二月、信長再び伊勢を討ち、遂に全國を平定す。足利義昭、信長の招きに應じ、越前より美濃に到り、立政寺に入る。信長往きて、謁を執る。信長、是より西上の準備をなす。時に近江の六角氏、西上の途に當るを以て、先づ其動靜を窺はんと欲し、親ら佐和山に到つて六角氏に説き、共に兵を擧げて賊を討ぜんことを勸む。六角氏もとより三好氏と結ぶを以て應ぜず。信長また朝倉義景を招きて來援せしむ。義景亦答へず。信長、岐阜に歸り、先づ六角氏討伐の準備を爲す。

六角氏を討つて近江を平定す

九月、信長、濃、尾三勢四州の兵を率ゐて近江に入る。六角承禎、觀音寺城にあり、砦を和田山、箕作等十八所に築きて、備を爲す。信長、愛智川に到りて地形を視察し、淺井長政をして觀音寺城に、美濃三人衆をして和田山城に向はしめ、親ら箕作城を攻めて、之を抜く。明日、觀音寺

信長兵を率ひて京師に入る

城を攻圍せんとす。承禎恐れ、城を棄て、伊賀に走る。諸將風を臨んで兵を解く。江州悉く平定す。信長乃ち義昭を迎へ、二十三日を以て三井寺に陣す。信長等の兵湖山の間に充滿す。三好の三黨大に驚きて京都を去る。二十六日、信長諸軍を整へて京師に入り、義昭を清水寺に迎へて之を奉ず。信長美濃を發してより此に至る僅に二旬なり。市人其勢威を見、暴掠を怖れて相率ひ逃る。天皇も亦内侍所に籠居して禍亂の鎮靜を祈ること三晝夜。信長至るに及んで號令嚴肅、秋毫も犯す所なく、直に兵を派して禁闕を守護し、又市甲の巡察を嚴にし、士民を愛撫す。衆心始めて穩なり。是に於て橋に散亂せし市人復歸して、皆其業に就くと云ふ。是より信長頻りに京畿を略定す。三好松永、高山の諸將來賀し、軍門市の如し。天皇使を遣はして之を慰勞す。十月十四日、京師に歸る。十八日、義昭征夷大將軍參議に任ず。二十六日、信長岐阜に凱旋す。

皇居修營を圖る 但馬平定す

永祿十二年正月、三好の殘黨將軍義昭を本國寺に圍む。信長警至るを聞き、馳せて京師に赴く。會、義昭の侍衛皆殊死して捍禦し、諸將赴き、投ひ、賊散走す。四月、二條の第成り、信長義昭を奉じて移る。五月、信長京師耗廢して朝儀衰歇するを憂ひ、往年の勅命に答ふる所を念ひ、首に皇宮を修造せんと欲し、朝山日乘上人に命じて、其設計を爲さしむ。八月、信長、伊丹池田の諸將を遣はし、但馬に入りて山名氏を攻めしむ。山名氏降りて國中悉く定まる。是より生野、銀山其手に入るに至る。同月、信長大軍を率ひて勢州に入り、北畠具教の本據大河内城

先帝御法要費につぎ盡力す

皇居造營の着手

を圍むこと五十餘日、城中食盡きて和を請ふ。是に於て其子信雄を具教の嗣とし、和を結ぶ。九月五日、先帝崩御十三年の忌日に相當するを以て、法會を修めんとす。費用缺乏す。依りて山科言繼を三河に下し、家康に旨を傳へんとす。言繼、途次岐阜に宿す。信長事由を聞き、使を遣はし、家康を説き、法要費二萬匹を獻ぜしむ。

大に姉川に戦ふ

元龜元年正月、信長使を京師に出して鯨肉を獻る。二月二日、村井貞勝に命じて、日乘上人と共に、皇居造營の工を董せしむ。此日、作事始あり。天皇大に憚り給ふ。此月、信長京師に入る。三月一日、參朝、且つ幕府に出仕す。公卿門跡、近畿將士、僧侶吏民、日夜其門に伺候す。豊後の大友氏、但馬の太田垣氏、備前の宇喜多氏等、皆使を遣はして好を修む。此時、徳川家康も隨行上洛す。四月、信長朝倉義景に將軍の命を傳へて、其上洛を促す。義景命に應ぜず。是に於て信長、征討の師を起し、徳川家康、松永久秀、池田勝政等之に従ふ。兵凡三萬と稱す。二十五日、敦賀に到り、尋いで手筒城、金ヶ崎城を陥る。時に六角義賢、淺井長政兵を擧げて、遂に朝倉氏に應ず。信長警を聞きて京に歸る。五月、諸將を遣はして湖傍諸城の守を命じ、自ら東に歸る。六月、六角氏の一族平定に歸す。尋いで信長、師三萬五千を率ひて近江を征伐す。長政援を義景に求む。義景、其族景健をして兵一萬五千を率ひて赴き援けしむ。兩軍大に姉川に戦ひ、江師遂に收績す。七月六日、信長京都に歸りて將軍に謁し、戰捷を告ぐ。天皇、山科言繼を使はして之を慰勞す。明日、信長岐阜に凱旋す。

本願寺信長に反抗す

此月、三好康長、族人と共に河波より攝津に入り、野田、福島の二城を築く。偶、大坂の本願寺も亦屢、信長より矢錢其他の加役を課せられ、奔命に堪えず。怒つて三好氏に黨するに至る。八月、信長親ら師を帥ひて岐阜を發し、京師を歴、直に攝津に入る。本願寺門徒の集る者數萬、信長其猝に制し難きを度り、勅命を以て和を爲さんと欲し、之を朝廷に請ふ。天皇諭旨を本願寺に賜ふ。道塞がりて通ぜず。淺井朝倉の二氏、近江坂本に陣して信長の虚を窺ひ、京師を襲はんとす。信長、攝津の軍を收めて京に歸り、直に坂本に向ふ。淺井朝倉の二氏、叡山を守る。信長、大に山門に説きしも應ぜず。本願寺も令を近江の門徒に傳へ、兵を擧げしむ。所在一向宗の一揆起る。十二月、兩軍對峙して勝負決せず。將軍義昭、三井寺に到りて兩者の和を圖る。淺井朝倉の二氏應ぜず。更に諭旨を請ひ得て、講和を遂ぐるに至る。

叡山を焚く

皇居の造營成る

元龜二年八月、朝倉義景、兵を出して淺井氏を援く。信長また近江に出陣し、先づ叡山を攻めて根本中堂以下塔堂を焚き、僧俗男女を殺戮すること一千六百餘人。佛像、經卷、圖書寶器悉く灰燼に歸す。十二月十一日、内裏の造營成る。信長更に禁裡の腐料を定む。即ち米五百二十石を上下兩市の民に貸付し、十が三の足を納めて、毎日の之を立入氏に收めて供御の料に充つ。元龜三年、武田晴信西上せんと圖り、遂に淺井朝倉に結びて、信長を挾撃せんとす。是に於て信長、先づ淺井朝倉二氏を除き、武田氏の勢を殺がんとす。七月、大軍を率ひて江州に入り、陣を雲雀山、虎御前山に布き、兵を分つて小谷城下を始め、江北の城邑を、侵掠す。小谷城孤

信長、復讐強敵を受く

朝倉氏戦死して越前平定す

淺井長政自殺す

東大寺の名香聞者待を剪る

長嶋の一揆を討つ

立す。長政大に苦み、援を朝倉氏に請ふ。義景乃ち兵を近江に出す。十月、晴信大舉して遠江に入る。信長之を聞き、江北の師を帥して岐阜に歸る。義景も亦兵を率ひて國に就く。此頃將軍義昭、信長を忌み、竊に晴信を右く。天正元年二月、義昭、信長兩者の間終に戰端を開く。既にして晴信、陣中に死し、義昭も亦敗れて、八月、近江に入る。義景來りて長政を援けしが、其敵す可からざるを知つて去る。信長、信忠を江州に留め、親ら越前に入る。義景一條谷を捨て、平泉寺に遷る。偶、一族景鏡、義景に叛き、通つて自殺せしむ。時に同月二十日なり。是に於て越前悉く平く。二十六日、信長江州に歸る。時に淺井氏の城壘皆陥り、單り小谷城あるのみ。而かも二十七日に至りて、孤城遂に陥り、長政自殺す。十一月、信長、京師に入り、兵を遣はして三好義繼を若江城に圍む。義繼自殺して城陥る。

天正二年三月、信長入朝す。乃ち勅して從三位に叙し、參議に任ず。信長奏して東大寺の黃熟香を剪らんことを請ひ、遂に南都に適く。權大納言藤原輝資、權中納言藤原雅教、勅使として之に、液む。信盛、頼隆之を奉行す。二十八日、寶庫を披き、香を截る一寸八分、分つて三割と爲し、其二を諸士に配與す。四月、信長、大坂に還り、令を下して石山を攻む。攻圍旬餘、降す能はず。五月、師を岐阜に班す。六月、武田勝頼兵を率ひて高天神城を攻む。家康師を信長に乞ふ。信長、信忠と師二萬餘を率ひて赴き救ふ。此頃、勢州長嶋の賊、嶮を恃み暴略滋、甚し。七月、信長之を征せんとし、信忠と師を率ひて津嶋に抵り、各、部署を定め、長嶋を包圍す。九月、城中力屈

朝臣の窮乏を救ふ

し。魁督背議し、降を乞ひ、城を致し、舟を以て遁れ去る。賊徒の大坂に奔る者多し。乃ち瀧川一益をして城を守らしめ、十月、岐阜に歸る。

長篠の戦

天正三年三月、信長京師本國寺に入る。時に廷臣、兵亂歳久しく、資貯乏絶し、或は采邑を沽りて窮困し、米を粥にして以て自給するを聞き、信長爲めに之を贖して悉く其舊に復す。駿河の故侯今川氏眞、畿甸に遊寓す。縁連誦を執り、遺寶を獻す。三好康長、高屋に據りて大坂に應ず。信長兵を率ゐて南征し、連戦之を破る。康長降り、河内平定す。尋いで岐阜に歸る。五月、武田勝頼長篠に逼る。家康、帥を信長に乞ふ。信長甲斐を憚りて依違決せず。長篠の圍益々急を告ぐ。奥平貞能固く請ふ。信長乃ち親征を許し、帥を率ゐて發す。兵總て五萬。家康の師二萬。勝頼兵を分つて長篠を圍む。二十一日黎明、酒井忠次、高巢砦に抵り、火を縱ちて鼓譟す。砦兵礮く。長篠守將奥平信昌機に乗じて圍を突く。甲軍潰え、長篠の圍解く。大久保忠世及び弟忠佐、麾下の銃卒を率ゐ、先驅して能く戦ふ。信長嘆賞す。甲軍の諸部遂に敗績し、其良多く死す。斬獲凡一萬三千級。信長乃ち尸を聚め、塚を築きて還る。

加越の一向一揆起る

八月、加越一向宗徒等の勢猖獗なり。信長、大軍を帥ひて海陸より越前を征す。朝倉景健及び其一族等の門徒に與せし者、皆恐れて賊督下間頼清を索め、其首を斬つて信長に獻じ、降を乞ふ。信長聞かず。終に悉く朝倉一族を誅す。信長勝に乗じて加賀を略せんとし、軍を一條谷に進む。檜屋、大正寺等の諸城皆下る。旬有七日にして、加越の宗徒悉く平ぐ。俘斬五萬餘。九

一條谷陷る

安土築城の繩張を爲す

毛利氏大坂の宗徒に應ず

月に至るまで信長北莊に在りて諸將の功を論じ、以て封を領つ。柴田勝家をして越前を統括せしめ、制法を定めて勝家に與へ、岐阜に凱旋す。十月、信長入朝す。大坂の一向宗徒成を請ふ。信長、其猝に殲し難きを識りて之を聽す。十一月、信長權大納言に任ぜられ、右近衛大將を兼ね。天正四年正月、信長大に安土の目賀多山に城かんと欲し、丹羽長秀をして役を監し、明智光秀をして之を繩せしむ。四月、大坂の本願寺また昨く、信長諸將を遣はして之を攻む。我軍天王寺を本營とす。敵來り逼り、伽藍堂塔兵火に罹り、悉く灰燼に歸す。信長之を聞きて赴き援ひ、大坂に進軍して石山城を圍む。城中糧に苦む。毛利氏宗徒に應じて、海上より糧食を送る。是に於て織田、毛利二氏、攝津の海上に戦ふ。十一月、正三位に陞り、尋いで内大臣に任ぜらる。大將故の如し。

雜賀根來の一揆起る

安土築城落成す

天正五年二月、紀州雜賀根來の一揆蜂起して本願寺に應ず。信長、大兵を率ゐて之を討つ。三月、雜賀の渠魁鈴木孫市を其城に攻めて之を下し。次日根來に迫る。賊徒畏怖して降を乞ふ。信長兵を班す。閏七月、松永久秀叛す。雜賀の一揆復た起りて之に應ず。信長、信忠をして之を伐たしむ。十月、先鋒片岡城を抜き、久秀を信貴城に圍む。久秀火を縱ちて自殺す。此月、秀吉を播磨に入らしめ、明智光秀、細川藤孝をして丹波、丹後に入らしむ。此時播磨には赤松、別所、浦上、小寺の諸氏皆織田氏に歸服す。十一月、從二位に叙し、尋いで右大臣に任ぜられ、大將故の如し。此歲安土城の工事略々竣成す。天正六年正月、正二位に進む。信長、朝廷歳時の諸儀多

く廢絶せるを憂へ、貨を獻じて舉行す。四月、右大臣大將を辭す。十一月、荒木村重叛して本願寺に通ず。中川清秀高山右近も亦起りて之に應ず。信長大に之に苦み、勅命を乞うて本願寺と和せんとせしが、會々耶蘇教師の勸めにより、清秀右近等信長に降る。信長、村重を伊丹に包圍し、塙堡を列して其糧道を斷つ。是冬高山右近天主教を信長に説く。信長黄金三百枚、服十卷を伴天連に與ふ。

## 安土の宗論

天正七年五月、安土城下に於て日蓮淨土二派の宗論を開く。日蓮宗徒屈す。乃ち日光及び大藏坊を裂殺し、其首を梟し、魁督建部紹智、大脇傳介を磔す。祿を四條貞安に賜ひ、厚く南禪寺長老景秀、淨土僧靈譽等を饗す。六月、村重城を出でて尼ヶ崎に走る。十一月、伊丹城陥り、能勢三田等の諸寨皆降潰す。乃ち荒木氏を夷ぐ。男女少長死する者六百七十人。乃ち攝津を以て池田信輝に與ふ。一向宗徒大坂に據りてより十一年を歴、兵結んで解けず。天皇之を憂ひ、左大臣前久、權中納言重道をして大坂に如き、諭して城を致し、兵を弭めしむ。信長も亦法印友閑をして往かしむ。光佐依違果さず。其徒固く諫む。乃ち與に誓書を交換して和を遂ぐ。四月、光佐紀伊雜賀に移る。五月、信長上奏して石清水八幡宮を修營す。六月、光佐の子光壽、大坂に在りて武備を修め、再び兵を募る。光佐之を止めしも聽かず。信長、其屬城を攻めて之を屠る。光壽懼れて遂に城を輪して紀州鷲ノ森に退く。時會々火を失し、大坂の伽藍悉く燒失す。

## 本願寺と和す

## 伊勢兩宮を造營す

## 大舉して武田氏を討つ

天正十年正月、伊勢兩宮を造營す。其費額多寡を論ぜず、疎略ならざるを力む。抑々神宮の造營は二十一年毎に起すを規とす。而かも戦亂久しく繼ぎて常例の如くならず。内宮は百二十四年を経て始めて造營と爲れり。二月、信長大舉して武田氏を討つ。信忠の師五萬を以て先鋒とし、木曾より入らしむ。家康の師三萬五千は駿河より、金森長近の兵三千は飛騨より、各々相約して夾撃す。勝頼歩騎二萬を帥ひて諏訪に次せしが、二十八日、退いて新府に入る。三月五日、信長安土を發し、六日、呂久渡口に到る。高遠城主仁科信盛の首傳へられ、信長悦んで之を長良嶺に梟す。七日、信忠古府に達し、武田氏の宗族諸臣を收め、悉く之を殺す。十一日、勝頼天目山に入り、遂に斬らる。十六日、信長、勝頼以下の首を京師に梟す。五月、家康、安土に到りて武田氏征服の勞を謝す。穴山信良従ふ。信長、沿路の城主館主をして之を供億せしめ、光秀をして司饗と爲す。是時に當り、羽柴秀吉既に毛利輝元と相持す。乃ち書を馳せて援を求む。信長、池田信輝、長岡忠興、高山長房、中川清秀等をして、各々國に就きて備中に會せしむ。遂に光秀に命じて先鋒と爲す。光秀怒つて悉く珍羞器玩を湖中に投じ、馳せて龜山に還る。二十九日、信長及び信忠、左右僅に百六十を率ゐて京都に如き。本能寺に館す。六月二日黎明、光秀本能寺を圍む。信長奮闘數刻、終に火を縱つて自殺す。時に年四十九。津田勝長以下僮僕に至るまで、殉するもの總て五十五人と云ふ。十月、秀吉、信長の冥福を大徳寺に修し、諡して天徳院と曰ふ。後に改めて總見院と號す。法名は泰嚴。是日太政大臣從一位を贈らる。次子信

## 光秀の爲に弑せらる

雄寺を清須に建て、總見寺と稱し、墓を營む。後寺を名古屋に移す。大正六年十一月十七日、正一位を贈らる。信長十二男十二女あり。長は信忠、次は信雄、信孝、秀勝、勝長、信秀、信高、信吉、信貞、信好、信次、信正、女は岡崎信康、蒲生氏郷、前田利長、丹羽長重、二條昭實、筒井定次、佐治一成、萬里小路充房、中川秀政、徳大寺實久、武田勝頼に適き、其一三ノ丸と稱して秀吉の妾と爲ると云ふ。(野史、信長記、大日本史料、天野氏集書、感興漫筆、系圖要、右大臣信長公系譜、鹽尻)

一〇 織田信孝

神戶氏を繼ぐ

織田信孝、字は三七郎、信長の第三子なり。生母は坂氏、永祿元年、熱田の岡本太郎右衛門が家に生まる。永祿十二年、信長伊勢を討ち、信孝をして神戶氏を繼がしむ。元服して神戶城に居る。天正五年二月、兄信忠に屬して雜賀を討つ。是歲十月七日、從五位下に叙し、侍從に任ぜらる。六年十一月、信長播磨を征するや、信孝安土を留守す。八年、五重の天主閣を神戶城に造る。十年五月、信長、信孝を阿波、讃岐等の四國に封ず。信孝、從父弟信澄及び丹羽長秀、蜂屋頼隆と軍旅を兼へて大阪に次し、始めて南討の命を受く。信長密に囑して曰く、孤聞く、本願寺光佐室を挈げて、登ノ森に在りと。禍未だ艾まざるなり。汝彼が不意を掩ひ、盡く之を擒殺し、以て本を抜き原を塞げと。信孝因つて進んで岸和田に次す。船艦を治め、以て南海に赴かんとすと聲言す。光佐之を聞いて疑懼を懷き、竊に其徒を囑集し、以て守備を設く。既にして信孝

雲ノ森討伐中に信長の兇報を聞く

信澄、長秀等、衆を併せて紀州に入り、急に登ノ森に薄る。其徒死戦して支へず。光佐刀を引いて將に自殺せんとす。京師の凶報至るに會し、信孝等遽に圍を撤す。土衆駭奔す。光佐幸にして免る。信孝、信澄、長秀と紀州より退いて大阪に次す。衆益々潰亂し、信澄も亦叛く。信孝、長秀と共に撃つて之を殲す。

岐阜城に治す

六月十一日、秀吉中國より上りて、尼ヶ崎に到り、人をして大阪に報ぜしむ。信孝大に悦び、長秀及び池田信輝と赴き之に會す。十三日、大に山崎に戦ふ。賊の偏帥、信孝の陣を冒し、殊死して戦ふ。信孝挫つ。中川清秀衆を麾いて横に撃つ。賊遂に敗走す。信孝、清秀の手を把つて謝す。賊亡びて後、清須に會し、三法師を立て、主と爲す。信孝、美濃を領知し、而して岐阜城に治す。信孝資性剛勇にして、智度あり。常に信雄を輕視す。信雄、同年に生れ、而かも二十餘日を先んぜし。三男に定められ、平生平かならず。秀吉其制し難きを知り、之を憚る。信孝深く柴田勝家及び瀧川一益、佐々成政に交はり、以て援と爲す。秀吉、信雄に左祖し、信孝を禦侮す。信孝、勝家に謂つて曰く、卿如し國に歸らば、秀吉幼主を擁して、權を専らにせん。我暫く幼主を護りて、以て宗祀を固めんと欲すと。勝家之を諾す。秀吉之を察知して、罪なきを謝す。信孝聽かず。諸將をして三法師を岐阜に護送せしむ。信孝擁留し、而して諸將をして各、國に就かしむ。十一月、信孝、信雄と權を争つて隙あり。乃ち勝家と謀り、信雄、秀吉を除かんと欲す。秀吉、師五萬を率ゐて岐阜を攻む。稻葉長通氏、家行、廣、秀吉に降る。信孝懼れ、長秀に憑りて成を請ふ。秀吉曰く、少主を出し、生母を

信雄と權を争ひ隙あり

以て質とせば解かんと。時に勝家國に在り、雪に阻まれ師を出す能はず。信孝孤守翼なし。故に其請に従ひ、三法師を送り、生母坂氏を質とす。秀吉乃ち師を收む。秀吉三法師を安土に置き、信雄をして國事を攝せしむ。

十一年四月、信孝、佐久間盛政の兵を出すを聞き、一益と謀り、兵を擧げて勝家に應じ、兵を縦ちて劫略す。秀吉怒に乗じて生母を安土城下に磔殺し、兵を率ゐて大垣に到り、十八日、之と戦ふ。利あらずして退く。勝家亦兵を江北に出す。秀吉師を呂久郷に旋す。二河の水流暴に漲り、信孝切齒すれども追躡するを得ず。信雄兵を發して岐阜城を攻む。信孝、勝家の敗亡を聞き、勢撻みて力屈す。兵士潰走して遺守するもの少し。信雄人をして誘はしめて曰く、居を尾張に移すべしと。信孝乃ち舸に乗して尾張國知多郡内海に奔る。信雄、中川定成を遣はして之に迫らしむ。二十九日、信孝遂に野間の正法寺に入り、一首の和歌を詠して曰く、

昔より主をうつみの野間なればむくいを待てや羽柴筑前

而して自殺す。時に年二十六。法名は功巖徳虎。墓は同所大御堂寺の東に在り。(織田軍記、野史、尾張志、名所圖會)

柴田勝家に應ず

野間に自殺す

一一 松平忠吉



松平忠吉、初名は忠康、小字福松丸、又甚太郎、徳川家康の第四子なり。母は西郷殿。天正八年正月十一日を以て濱松城に生まる。九年十一月二十八日、東條松平宗忠の嗣と爲り、族世良田を稱す。同十五年八月八日、從五位下に叙し、下野守に任ぜらる。文祿元年二月、松平家忠の封を繼ぎ、氏を松平と改め、武州忍城に移りて十萬石を領し、薩摩守と爲る。慶長庚子の役、家康に野州小山に従ひしが、上國の軍起るに及んで、東海道の先隊と爲り、井伊直政、本多忠勝を監軍として西上す。清須に到り、福島正則、池田輝政をして先鋒と爲さしめ、諸將を遣はして岐阜を攻む。師利あるを聞き、忠吉、騎を進めて織田秀信の降を受け、兵を分つて岐阜城を成る。忠吉資性勇邁なり。井伊直政の女を娶る。故に直政と親厚なり。九月十五日黎明、直政忠吉に勸め、精兵三百を督して俱に攬先す。家士可兒吉長、之を扼して曰く、我主已に先鋒たり。敢て先んづるものは誰ぞ。直政曰く、我れ公子を奉じて巡邏するのみ。吉長曰く、邏騎衆きに過ぐるは制に非ず。直政已むを得ず。老臣木俣右京を顧みて曰く、若し衆勅へらるれば、乃ち忠吉と數十騎を以て馳せんと。中軍螺起するに會し、前軍

慶長庚子の役  
東海道の先鋒  
たり



薩摩の兵を殲す

尾張に封ぜられ清須に治す

江戸に薨す

名門 松平忠吉

諸隊競ひ進む。戦刻を移して息む。偶、島津義弘敗れて走る。直政之を尾す。忠吉繼いで之を逐ふ。薩摩の兵松井三郎兵衛邀へ戦ふ。與に騎上に相搏して俱に墜つ。忠吉遂に之を殲す。從兵嶋澤正勝別に傳あり、參照すべし。走り來つて首を取る。忠吉傷つき且つ馬逸す。此時忠吉の著せし具足は重さ三貫五百目ほどあり。所々に血痕を留めたるまゝ保存す。此時の太刀は大左文字、三尺計あり。直政の士江坂某、己の馬を以て勸め、忠吉に騎せしむ。直政も亦傷つき騎より墜つ。義弘終に去る。直政稱揚して曰く、利鷹の雛は生ながらにして利なりと。家康莞爾として曰く、利鷹の利たるや偏に鷹匠に依ると。

十月十一日、尾張に封ぜられ、清須城に治す。六年三月二十八日、從四位下に叙し、侍從に任ぜらる。十年四月十六日、從三位に叙し、左近衛權中將に任じ、名を忠吉と改む。十一年、知多郡十萬石の地を加へて、總て四十二萬石となす。十二年二月、江戸に如く。是より先き疾ありしが、是に至つて少しく癒ゆ。往いて大久保忠常が芝の亭に館す。是に於て疾復た動く。二十一日病篤し。秀忠、共同母にして、資又俊邁なるを以て、愛重尤も至る。日に益々憂苦甚し。親ら往いて之を問ふ。使者項背相望み、日夕其狀を審にす。寢食報に隨つて加損す。三月五日、終に忠常の第に逝く。年二十八。増上寺に葬る。法名は性高院憲瑩玄白。後に清須に正覺寺を建て、香火の場と爲す。慶長十五年、名古屋に移して性高院と號す。墓碑今も同寺に存す。

忠吉武を好む。初め清須城に入るや、命じて大に城外四面の町衢を量り、五町乃至十町毎に樹木を栽ゆ。蓋し巨銃の間量を知らんが爲めなり。福島正則嘗て忠吉に謁し、清須の要害

尾張に轉封せらる

甲斐國に封ぜらる

初二 初世 德川義直

薄きを陳す。忠吉曰く、方今の天下は親兄の天下なり。我れ惡意を懐くの念毫もなし。若し西國より東を圖るものあらば、此城を以て防禦す可らず。兵を率ひて途に邀へざる可らず。此城の低濕なる何ぞ憂ふるに足らんと。正則聞いて感泣せりと云ふ。忠吉の薨するや、小笠原吉次、梓人に命じて、殉死者の棺四を造らしむ。或人其人を點するに、石川主馬吉信、稻垣將監以上二人大光院にて自及す。中川清九郎の三人あり。其一を餘す。惟んで其一を問ふ。吉次曰く、如し餘あらば我殉せんのみと。三人終に殉す。或人吉次を諷る。是より先き吉次の子監物吉光一萬四千石を食せり。忠吉の旨に忤ひ、松島に幽居す。已に數月、計を聞いて馳せて歸る。増上寺の方丈に入りて殉す。中川清九郎は監物の家人なり。後に佐々喜内と稱す。實に三月十七日なり。(野史、尾州雜纂、金府紀較補遺、昔囃、明良洪範、慶應錄、青蓮漫筆、埋火、尾陽齋談錄、尾藩雜纂、天保會記、南行記、頑齋實記、萬花露浦集)

德川義直、初名義知。次に義利。後義直と改む。字は子敬。小字五郎太。家康の第九子なり。母は山城國八幡の祠官志水宗清の女龜相應院。慶長五年十一月二十八日を以て大坂に生まる。四歳の時、甲斐國二十四萬石に封ぜられ、平岩主計頭親吉を傳職とす。九年正月、正五位下に叙せらる。七歳元服を加へ、從四位下に叙し、右兵衛督に任ぜらる。十二年閏四月二十六日、封を尾張に徙し、清須を居城とす。爾後親吉、北之丸に居りて尾張の國を綜理す。十四年正月、家

名門 德川義直

名古屋城を築く

康、義直と共に清須城に入り、是より後關國の政務を行ふ。

慶長十五年二月、家康、西國の諸侯に命じて名古屋城を築かしむ。本丸は略、其歳に成り、外城等は十七年に落成し、其翌年より商賈次第に集まる。十六年三月、義直從三位に叙し、參議右近衛中將に任ぜらる。十九年、大坂事あり、義直時に年十五、十月十六日、兵一萬五千を率ひ、尾張を發して大坂に入る。一日、藤堂高虎の營に到り、井樓に登りて敵城を瞰す。城中數、烏銃を放つ。高虎兜整を取りて義直に奉ず。義直之を受けて傍に置き、愈、城中を熟視して神色變ぜず。高虎大に感じて曰く、嗚呼名將の子なりと。十二月六日、家康、茶磨山に陣す。義直左翼たり。既にして大坂和議成り、義直名古屋に歸る。元和元年四月、淺野幸長の女春を迎へて室とす。八月、家康、名古屋に到りて留まること數日、原田守次に問うて曰く、義直成婚の後、厨中一日の費幾許ぞや。對て曰く、黄金一枚と。是に因つて信濃、美濃の郡邑を與ふ。五年五月、美濃、岐阜を増封し、是に至つて總高六十一萬九千五百石と爲る。

大坂冬之役に從軍す

元和元年五月、秀頼兵を起す。家康再び之を討つ。義直兵を率ひて之に従ふ。七日、大坂に入る。前日、藤堂高虎の軍死傷多し。義直之を聞いて先鋒を請はんとす。成瀬正成、之を止めて曰く、之れ臣が任なりと。義直終に請はずして已む。秀頼兵を出して茶磨山に陣す。家康之を見て、内藤主馬を遣はし、義直及び頼宣に告げて之を撃たしむ。義直令を聞いて直に馳せ出でんとす。時に士卒糧を喫す。山下氏勝曰く、士卒食終るを待つて出づ可しと。義直曰く、速かな

義直輔佐の諸臣

らざれば敵恐らくは退きて戰ふに至らざらんと。是を以て衆糧を裏んで競ひ發す。未だ茶磨山に到らざるに、敵散逸す。果して其言の如し。七日、家康、茶磨山に陣す。適、我兵列を亂し、妄りに炮を放つ。義直、渡邊守綱に謂つて曰く、賊あるを見ず、只我軍の隊伍を失するのみ。故に砲を採らず、進むに如かずと。守綱之を聞いて大に感じ、覺えず流涕す。加賀の軍監松平伯耆、水野内匠之を傳へ聞いて嘆稱して曰く、少小にして未だ軍旅を歴ざるに、疾くも敵に臨んで機を知り、一舉足苟もせざるは、實に名將の器なり。將を斬り旗を奪るもの、比す可きに非ずと。是歳、家康及び秀忠に従ひて大坂を去る。

元和二年、家康薨す。是より先き平岩親吉卒するの後、家康、駿府の老職成瀬正成をして義直の傅とし、竹腰正信と共に執政たらしめ、志水忠宗を加判とし、又石川光忠をして在國して政治に與らしめ、又特に渡邊守綱に命じて義直の左右に侍して軍旅の事を輔導せしめしが、是に至りて義直生母と共に上國して、名古屋を常住の地と定む。

元和三年七月、權中納言に任じ、寛永三年八月、從二位に叙し、權大納言に任ぜらる。九月六日、天皇二條城に行幸す。家光、先づ入つて鳳輦を奉迎す。義直、盛裝騎馬して之に従ふ。八日、和歌の御會あり。義直、宴に侍し、乃ち一首を詠して曰く

我君と齡並ふる吳竹の葉かへぬ色は千代もかはらし

寛永八年七月、秀忠の不豫を聞いて、直に尾張を發し、大磯に至る。秀忠、書を贈つて福中の

宗家を懐ふの情切なり

大納言に任ず

勞を勉し、國に歸らしむ。寛永元年十一月、將軍家光病む。或は屬纊の説あり。義直之を聞きて、急に駕を馳せて東行す。小田原驛に到りて、疾癒ゆと聞き、緩行して江戸の邸に入る。家光、酒井忠勝をして問はしめて曰く、奚ぞ命を俟たずして東するやと。對て曰く、將軍不豫篤しと聞く。而るに今將軍機廟なし。若し不諱の事あらば、變圖る可らず。神君勳勞の緒業、豈に他人に委す可けんや。吾は同姓の長たり。故に馳せ來つて、少らく國事を監せんとす。他意あるに非ずと。其言清沖、義直屈せず。家光また復た問はず。

十一年十二月、江戸に如く。是より先き、江戸城西郭災あり。酒井忠世、之に留守たりしを以て、罪を獲て閉居す。義直、紀水二侯と議し、井伊直孝に依つて赦を請ひ、終に宥さる。十九年二月、家光の世子、始めて山王祠に詣す。前日、酒井忠勝、松平信綱をして、尾紀水三侯に隨從を命ず。義直曰く、大中納言の官職を帯びたる者、無官の人に隨從するの例なし。二臣曰く、世子は無官といへど、將軍の儲嗣、他の無官に比すべきに非ずと。義直曰く、若し父の官位を言はば、則ち三人共に大相國の子に非ずや。往昔北山行幸に際し、足利義滿、其幼子義嗣を關白の座上に置き、自ら勞威を示す。後世の議する者、之を誹らざる無し。今や枉曲して命に従はば、則ち後の將軍を視ること、今の義滿を視るが如くならん。命に従はざるは、特に將軍の爲めに非ずやと。二臣辭屈し、是に於て命を傳へて三侯をして世子に先つて祠に到り、以て世子を扶翼せしむるに改めたりと云ふ。

家光の世子に  
隨從して山王  
社に詣するを  
拒む

私謀敬公と號す

死期の近きを  
知り諸臣に訣  
別す

義直の學問

慶安二年四月、江戸に赴く。嘗て宿願中風症に苦みて未だ癒えず。十月、自ら其起たざるを豫知し、林道春と符讀して、敬と號し、神主牌を製せしむ。三年春、宿願云ふ發し、形容日に變ず。而かも毎朝髪を理するを怠らず。威儀申々如たり。聊か苦惱の聲を發せず。左右之を問ふに、曰く、牛馬の死せんとするや。其啼くこと悲し。人の死せんとする豈に牛馬の如くならんやと。四月二十八日、倏ち氣息奄々絶えんとす。醫官兒嶋意春走り就きて、指を以て香合の清心圓を取り、候の口中に入る。少焉くして蘇息す。復指を以て口中に入れんとす。義直睨して口を閉づ。左右意春を戒む。是に於て意春、藥匕を以て之を進む。乃ち口を開いて之を嘗む。義直、世子及び諸臣に謂つて曰く、假ひ死するも指を以て藥を進む可からずと。五月五日、病少しく間なり。義直曰く、今日病大に快しと。輜に乗りて邸内を徘徊し、豫め諸臣に命じて調馬場に到り、謁見せしむ。蓋し義直自ら死の近きを知り、諸臣に訣別せんとの意なり。七日辰刻、神色濼らず。端然として卒す。年五十一。近臣哀悼に堪えず。平日眷顧を受けし者、自裁して之に殉ず。即ち寺尾直政、鈴木重之、志水正昭、土屋元高、鈴木重春等なり。遺言して尾州春日井郡水野村定光寺の山丘に葬る。一男一女あり。男、光友封を襲ぐ。

義直人と爲り、寛弘にして嚴、英武にして文。幼より林羅山を召して經を講せしめ、壯に及んで深く周孔の道を信ず。嘗て藤原惺窩の高弟堀杏菴を聘して、孔子廟を名古屋城内に營み、聖賢の像を飾、釋菜の儀を設く。寛永九年七月、學堂を江戸忍ヶ岡林道春の別荘に創建し、孔子及

び顔曾思孟の像を安んじ、先聖殿の三字を書して之に掲ぐ、又神祇を崇び、國體を明にし、神祇寶典類聚日本紀を著せり。

治水

義直始めて國に就くや、親ら政治に當り、領内を巡檢し、法令を頒布し、以て庶政の改善を行ふ。當時封内戰國の餘弊を承けて、農事興らず、大河支流縱横に奔流す。義直心を治水に潜め、木曾川に塘堤を築き、水を低きに誘ひて新田の開發に力む。又入鹿の雨池を始め、木津用水、宮田秋等の如きも亦義直の命じて修築せし所にして、後世其恩澤に浴すること夥し。殊に尾張の殷富は知行米の免と稱して、百姓より取立つる稅率の低かりしこと、土地丈量に當りて寸方の聊か延長せること、に其基を爲し、實に義直の始め行ひしものと云ふ。商工業に於ても亦大に保護の道を取り、尾張の瀬戸物が天下に名を得しも侯の時とすべし。其他孝子義僕の類を賞せしこと多し。

仁政

義直武事を嗜み、弓馬刀槍の技を獎勵し、軍學を講ぜしめ、自ら軍書合鑑、軍書萃言等の書を編す。常に質素節儉を以て身を修め、人を導くと雖も、軍用武備の爲めには費用を惜まず。指矢の獎勵の爲め、人を京師に派して、三十三間堂に通矢を射しむ。是時杉山三右衛門始めて名を得、次いで長屋六左衛門、星野勘左衛門等、海内に其名を走するに至れり。

武事

平素師傅父兄の訓誡を遵守し、深く孝道を躬行す。嘗て父家康が味方原敗戰當時の肖像を畫かしめ、其恩を銘して自らも又子孫をも戒むるの具とす。又晩年日光の祭儀に臨み、折

孝道

勤王の功

から降雨ありしに、神輿の渡御を如何にせんとの議あり。義直曰く、神は物を仰せざれども、此雨に神輿を出し參らせんは恐多しと、將軍家光之を可とし、其儀を延期したる如きは、孝子の至情溢るゝが如し。又成功記、御年譜、神系譜等を編せしも、孝道の至誠に出でしや云ふを要せず。義直殊に皇室を尊崇し、軍書合鑑卷末に、依王命被催事と書す。曾孫吉通、其意を敷衍して曰く、大名たるものは公方の家來に非ず。三家も朝廷の臣なり、我等の主君は今上皇帝なり。事ある時はいつとても官軍に屬す可し。云々と、義直の之を以て家法とせしは争ふ可らざる事實にして、遂に子孫に至つて之を實現せり。明治三十三年、その二百五十年の祭に當りて正二位を贈られしは、即ち此勤王の精神を追賞せられたるものなり。其贈位の宣命文に、

天皇の大命に坐せ、故權大納言從二位徳川義直の墓前に宣給はくと宣る。汝命大朝廷の御楯と爲て、其が領れる地の公民を治め、武の道を講く暇種々の書を撰みたる中に、宗とは勤王の訓を子孫に貽し、勵まし、遂に故慶勝をして、其が功を成さしめたるは、正しく、明き真心となも思ほしめす。故今年二百五十年の祭に値り、其が大き功績を萬世に旌表さむとして、特に正二位を贈り給ひ、位記を賜ふ。是を以て愛知縣知事正四位勳三等沖守固を差使して、如此の狀を宣給はくと宣る。

明治三十三年五月七日

名門 徳川義直

とあるを以て證す可し。(徳川家譜、敬公實錄、編年大略、尾張名家誌、軍書合璧、圓覺榮輝十五箇條、敬公小傳、政治編第一ノ八一—二六頁を參照)

一三 二世 徳川光友



徳川光友、字は子龍、初名は光義、幼名は藏人、又越後、後又出雲、五郎八、又は五郎太とも稱す。義直の長子なり。寛永二乙丑年七月二十九日、名古屋に生まる。嫡母は淺野幸長の女、高原實は於尉吉田氏、院、觀喜院。の出なり。七年五月三日、從五位下に叙し、右兵衛督に任ぜらる。八年、從五位上に叙し、十年五月、時、九年。將軍家光に謁す。應對舉止甚だ宜を得たり。翌日、松平右衛門大夫正綱稱讃して、幕府の諸臣に謂つて曰く、昨尾張侯の世子謁見す。進退の禮、以て天下の儀表と爲す可しと。同年九月五日、右兵衛督に任じ、從四位下に叙せらる。十二月、元服を加へ、將軍家光の片諱を賜ひて、光義と曰ふ。同十六年、時、十、五歳。家光の女千代姫、靈仙院を迎へて室とす。同十七年三月、宰相兼中近衛中將に任じ、七月、從三位に叙せらる。慶安三年六月二十八日、封を襲ぐ。承應元年正月五日、直衣新袍、禁色を勅許せらる。同二年八月、正三位に叙し、權中納言に任ぜらる。寛文十二年、諱を光友と改む。元祿三年五月、權大納

封を襲ぐ

言に任じ、從二位に叙せらる。同六年四月二十五日、治世十四年致任、戸山の邸に移る。次いで上國して大曾根の邸に居り、同十三年十月十六日終に薨す。時に年七十六。正公と諱し、法號を瑞龍院天蓮社順譽源正と曰ふ。光友十一男十女あり。長男綱誠、封を襲ぎ、次男義行、三男義昌等みな別に傳を立つ。光友、人と爲り、身體魁偉、剛正にして、膂力あり。武技に達し、書畫を善くす。國を治むるに父の政を改めず、其事蹟の詳なるは載せて政治編第一自一三七頁至一三五頁及び文學編にあり。(尾君御系譜、徳川家傳)

一四 三世 徳川綱誠

徳川綱誠、字は子明、初名綱義、幼名は五郎太。光友の第一子なり。承應元壬辰年八月二日、市ヶ谷鼠穴の邸に生まる。生母は正夫人千代姫。明曆三年四月、元服を加へ、從四位下に叙し、右兵衛督に任ぜられ、將軍の片諱を賜ひて、綱義と曰ふ。寛文三年十二月、中將に任じ、從三位に叙せらる。同七年九月、夫人新君を迎ふ。延寶八年、綱誠と改名す。元祿四年三月、參議に任ぜられ、中將故の如し。六年四月、封を襲ぐ。此年權中納言に任ぜらる。十二年六月五日、江戸市ヶ谷邸に薨す。治世七年、年四十八。尾州建中寺に葬り、誠公と諱し、戒號を泰心院正譽徵應と曰ふ。綱誠二十二男十八女あり。十男吉通、封を襲ぐ。

誠公と諱す  
綱誠の人物

夫れ一二三四は數の及ばざるものなり。六七八九十は數の過るなり。心を正し身を修むるの道家を齊へ國を治むるの法過不及なきを擇んで其中を執らんか。然らば則ち五を用つて樞紐と爲す。是れ教の中に非ずやと。元良以爲らく。妙齡にして未だ太中の道を聞かず。況や河圖洛書の教に於てをや。今偶然にも圖書の意に合ふものなりと。大に讚嘆して乃ち河圖洛書を圖し。洪範九疇を附録し。五中録と題して之を奉る。爾後愈々經傳を講習し。歴史を涉獵す。綱誠人と爲り。溫柔謙退。其人を使ふに賞罰用捨を明にし。救民軍備に國用の不足を憂へ。躬親ら節儉し。平常貧困を愛恤し。米錢を施與す。嘗て別莊の傍に乞食の露臥するを見て。愍然の心を生じ。茅屋を造りて與へしむ。綱誠常に神祇を崇信し。殊に伊勢大廟を尊敬す。人苟も神名を稱する時は。自ら盟漱して而して後之を聞く。其慎めること此の如し。猶評なるは政治編第一自一三五頁至一三七頁を参照す可し。(徳川家傳、尾君御系譜、金府紀略)

一五 四世 徳川吉通

徳川吉通よしみち字は子中。幼名は敷太郎。また吉郎。後に五郎太。綱誠の第十子なり。元祿二己巳年九月十七日。江戸四谷邸に生まる。異説には名古屋城二之丸に生まるとあり。嫡母は廣幡忠幸の女。實母は於福坂崎氏、本壽院なり。四年五月。五郎太と改名す。八年十二月。元服を加へ。將軍の片諱を賜ひて。吉通と曰ふ。十二年二月。從四位下に叙し。右兵衛督に任ぜられ。同年七月十一日。封を襲ぐ。八月。從三位に叙し。

立公と諡す

吉通の人物

中將に任じ。十四年十二月。參議に任ぜらる。中將故の如し。十五年四月十三日。夫人輔姫を迎ふ。寶永元年十一月。權中納言に任ぜらる。正徳三年七月二十六日。江戸市ヶ谷邸に薨す。年二十五。建中寺に葬りて立公と諡し。法號を圓覺院賢譽知紹と曰ふ。吉通一男二女あり。男某五郎。封を襲ぐ。

吉通。少小より學を好み。旁ら醫書に通ず。自ら以爲らく。醫は人命の關する所。豈に苟もす可けんやと。其技に長ずる者を拔擢して。祿を與へ。以て國中の衆醫を勵ます。吉通善く諫を容る。嘗て曰く。夫れ憤怒を顧みず。身命を惜まず。極諫する者を得るは。實に予が大幸なり。奥田主馬の如きは。正に之に當するが故に。予疾に國老に選擢す。又中西某。嘗て一事を諫諍する事あり。一朝予が心平かならず。退いて後之を思へば。眞に忠志ある者なり。故に翌日。予は二百石を與へて之を褒せり。所謂良藥は口に苦く。忠言は耳に逆ふものか。慎まざる可けんやと。吉通武藝を好み。軍學を修め。儒を講ぜり。其政治人物の詳は政治編第一自一三九頁至一四五頁に述べたれば。今茲には省略す。(徳川家傳、尾君御系譜)

一六 五世 徳川五郎太

徳川五郎太は吉通の子なり。正徳元辛卯年正月九日。市ヶ谷邸に生まる。母は輔姫九條輔實公女。同三年八月。封を襲ぎ。同年十月十八日。市ヶ谷邸に於て卒す。年甫めて三。十一月二日。參議從

三位を贈らる。十一月十日、建中寺に葬りて、法號を眞巖院源譽法山性連と曰ふ。(德川家傳、尾君御系譜)

一七 六世 德川繼友

德川繼友幼名は八三郎、後松平通顯と曰ふ。綱誠の第十三子なり。元祿五壬申年二月八日、尾州に生まる。實母は林氏高倉、又和泉、泉光院と諡す。寶永五年、藩主吉通の片諱を賜ひて、通顯と曰ふ。正徳元年十二月、從五位下に叙し、大隅守に任ぜらる。二年十二月、從四位下に叙し、左近衛權少將に任ぜらる。三年十一月、封を襲ぐ。蓋し姪五郎太卒して嗣子なかりしに由れるなり。同年十一月、正四位下に叙し、次いで將軍の片諱を賜ひて繼友と改め、左近衛中將に轉じ、從三位に叙し、四年十一月、參議に任ぜらる。中將故の如し。五年十二月、權中納言に任ぜらる。享保三年六月、近衛家顯の女安己姫を迎へて室とす。十五年十一月二十七日、麴町の邸に薨す。年三十九。遺骸東海道本坂越を経て、尾州に到り、建中寺に葬りて、曜公と諡す。法號は晃禪院博譽忍慈。繼友一男一女あり。弟宗春家を繼ぐ。繼友の政治及び薨去に就いての異論等は、政治編第一自一四六頁至一五一頁に述べたれば參照す可し。(尾君御系譜、尾藩世紀、德川家傳)

一八 七世 德川宗春

德川宗春初名は通春、童名を萬五郎又は求馬と稱す。綱誠の第二十子なり。元祿九丙子年十月二十八日、尾州に生まる。實母は三浦氏宣揚院。寶永五年正月、通春と名づく。正徳三年十二月、前髪を取りて通稱を求馬と改む。享保元年、譜代大名の列に入る。同年七月、從五位下に叙し、主計頭に任じ、同三年十二月、從四位下に叙せらる。十四年八月、奥州梁川に於て新に三萬石の封を受く。同年十二月、侍從を兼ね、十五年五月、江戸四谷大窪の邸宗家の控地にして、面積二萬八百餘坪あり。を宗家より受く。同年兄繼友薨し、其子八三郎先つて卒す。嗣なきを以て梁川の封を轉じて宗家を嗣ぐ。是に於て梁川の家絶ゆ。十六年正月、正四位下に叙し、左近衛少將に補し、將軍吉宗の片諱を賜ひて、宗春と改名す。同日、從三位に叙し、中將に進む。同年三月、參議に任ぜられ、中將故の如し。

十七年五月二十五日、將軍吉宗隱に瀧川播磨守石河庄九郎を遣して、三箇條の詰問を發せしむ。宗春兩使に對して一々之を辯解す。政治編第一卷一五九頁及び五一七頁參照。同年十二月、權中納言に任ぜらる。爾後また宗春行狀正しからざるの故を以て、將軍吉宗、竹腰正武、成瀬正太等に命じて説諭せしむ。然れども宗春外には恭順を表し、内には改悛の意なきを以て、元文四年正月十二日、謹慎を命ぜられ、翌日、上使松平大學頭頼貞、同播磨守頼幸、淺野安藝守吉長をして、退隱を傳へしむ。七月、復び命じて名古屋に閉居せしむ。是より三之丸の邸に住す。九月、宗春名古屋に至る。寶曆四年十月、城外の下屋敷に移さる。明和元年十月八日、下屋敷に於て卒す。年六十九。建中寺に葬

名古屋に閉居を命ぜらる

りて暹公と諡し、法號を章善院厚譽孚式と曰ふ。  
 文政四年宗春の爲めに罪人を赦免し、代々の諸公の如く祭祀せらる。又此頃の事なりしとか、宗春の靈を下邸内に祀り、社殿を創建して、山王社と稱す。東照宮及び敬公を合祀すと云ふ。天保十年十一月、將軍家慶其禁錮を免じ、且つ從二位權大納言を追贈せらる。宗春二男七女あり、男皆早世す。宗春の性行、政治方針、學問、温知政要の著、遊廓開發主意、退隱事狀等に至りては政治編第一自一五一頁、至一六六頁、遊廓の狀況は風俗編三九、八頁、に述べたれば、今此に贅せず。(尾君御系譜、尾藩世記、徳川家傳)

八世  
 一九 徳川宗勝

徳川宗勝、初名は友相、又義淳、幼名は代五郎、又萬彌、又監物、松平但馬守友著の嫡男なり。寶永二乙酉年六月二日、尾州に生まる。初め名古屋長者町鈴木十兵衛宅に成長す。實母は於熊、湯本氏、圓珠院、享保六年、繼友の片諱を賜ひて友相と曰ふ。十一年十二月、從五位下に叙し、但馬守に任ぜらる。十三年九月、吉通の女三姫と婚す。十六年十二月、名を友淳と改む。十七年五月、支流松平攝津守義孝の養嗣となり。六月、義淳と改め、義孝の後を承く。十二月、從四位下に叙し、侍從に任じ、翌年十二月、左近衛權少將に補せらる。

元文四年正月、宗家を繼ぎ、二月、從三位に叙し、參議に任ぜられ、中將を兼ねぬ。同時に將軍吉宗の片諱を賜ひて宗勝と曰ふ。同五年十二月、權中納言に任ぜらる。寶曆十一年六月二十二日、尾州に薨す。年五十七。建中寺に葬りて、載公と諡し、法號を賢隆院慈譽慈性と云ふ。宗勝十五男、十一女あり。二男宗睦封を襲ぐ。其政治及び人と爲りに就いては政治編第一一六六を参照す可し。(尾君御系譜、徳川家傳)

日、尾州に薨す。年五十七。建中寺に葬りて、載公と諡し、法號を賢隆院慈譽慈性と云ふ。宗勝十五男、十一女あり。二男宗睦封を襲ぐ。其政治及び人と爲りに就いては政治編第一一六六を参照す可し。(尾君御系譜、徳川家傳)

九世  
 二〇 徳川宗睦

徳川宗睦、字は子和、幼名は熊五郎、宗勝の第二子なり。享保十八壬子年同十七年九月二十日、江戶四谷邸に生まる。生母は於嘉代、一色氏、英巖院。寛保二年十二月、加冠して右兵衛督と稱し、將軍吉宗の片諱を賜ひて宗睦と曰ふ。延享元年十二月、從四位下に叙し、右兵衛督に任じ、同日從三位に叙し、中將に任ぜらる。寶曆二年四月、近衛家久の女好君と婚す。三年十二月、參議に任ぜられ、中將故の如し。十一年八月、封を襲ぐ。同年十二月、權中納言に任じ、天明元年三月、從二位に叙し、權大納言に任ぜらる。寛政十一年十二月二十日、市ヶ谷邸に薨す。年六十七。建中寺に葬りて、明公と諡し、法號を天祥院鑒譽俊徳と曰ふ。

宗睦、六男三女あり。長男治休、六男齊朝、實は一橋治國男、封を襲ぐ。宗睦性寛弘慈仁にして、其臣を使ふに比周せず。幼にして舞曲を好み、十二歳の時、翫然志を懐めて曰く、吾は是れ大國に主たる者、徒に光陰を送る可らずと。是より愈、文武の爲に心力を竭し、斷然遊伎を止む。又能く諫を納れ、學を講し、土木を興し、河水を治めて水害を除く。其政治學問、殖産興業、治水教化、入



物に就いては政治編第一自一六九頁、を参照し、以て其中興の祖たるを察知す可し。(尾君御系譜、尾藩世記、徳川家傳、墓誌)

二世 十世 徳川齊朝



徳川齊朝幼名は愷千代。一橋刑部聊治國の第一子なり。母は彰君二條右大臣治孝の女、乘蓮院。寛政五癸丑年八月二十三日、一橋邸に生まる。同八年、一橋民部卿齊教養ひて嫡子とし、十年四月宗睦の養嗣とす。十一年九月、從三位に叙し、中將に任ぜらる。此日元服を加へ、將軍家齊の片諱を賜ひて、齊朝と改む。同年十一月、家齊の女淑姫を迎へて室とす。十二年正月、封を襲ぐ。文化三年十二月、參議に任ぜられ、中將故の如し。五年六月、將軍家齊の十九男齊溫を養ひて子とす。十二月、權中納言に任ぜらる。文政十年八月致仕す。天保五年十一月、從二位に叙し、權大納言に任じ、十年十一月、正二位に叙せらる。嘉永三年二月、腹癩を憂ひ、三月晦日遂に薨す。年五十八。建中寺に葬りて、順公と諡し、法號を天慈院恩譽春和と曰ふ。子なくして、齊溫其後を承く。齊朝の政治に就いては政治編第一自一八〇頁、に見えたり。(君御系譜、徳川家傳)

順公と諡す

二世 十一世 徳川齊溫

徳川齊溫、字は公克、幼名直七郎、將軍家齊の第十九子なり。文政二己卯年五月二十九日を以て江戸城中に生まる。生母は於瑠璃方戸田氏、青蓮院。五年六月、齊朝養ひて子とす。九年五月、從四位下に叙し、右兵衛督に任ぜられ、元服を加へ、將軍家齊の片諱を賜ひて、齊溫と曰ふ。同日從三位に叙し、中將に任ぜらる。十年八月、封を襲ぐ。十一年十一月、田安齊匡の女愛姫を迎へて室とす。天保元年四月、參議に任ぜられ、中將故の如し。二年十二月、權中納言に任ぜらる。三年、愛姫卒す。七年十一月、再び室近衛基前女、實黨、司政熙女、名福姫。を迎ふ。八年八月、從二位に叙し、權大納言に任ぜらる。十年三月二十日、市ヶ谷の邸に薨す。年二十一。僖公と諡し、法名を良恭院讓譽盛徳と曰ふ。齊溫子なし。田安齊莊其後を襲ぐ。齊溫の政治及び人物に就いては政治編第一自一八三頁を参照す可し。(尾君御系譜、徳川家傳)

僖公と諡す

十二世 德川齊莊



德川齊莊字は公臨、幼名は要之丞、將軍家齊の第十一子なり。文化七庚午年六月十三日、江戸城中に生まる。生母は於蝶方奥津氏、速成院。十年十二月、田安齊匡養ひて子とす。文政三年六月、從四位下に叙し、右衛門督に任じ、元服を加へ、將軍の一字を賜ひて齊莊と曰ふ。同日、從三位に叙し、中將に任ぜらる。文政九年二月、田安齊匡の女猶姫と婚す。十二年七月、參議に任ぜられ、右衛門督故の如し。天保七年八月、齊匡致仕によりて家を繼ぎ、領地十萬石を受く。八年八月、權中納言に任ぜらる。十年三月、田安家を轉じて、齊莊の後を承け、尾州家を繼ぐ。同年十二月、從二位に叙し、權大納言に任ず。弘化二年七月六日、市ヶ谷邸に薨す。年三十六。八月二十日、建中寺に葬りて、懿公と諡し、法號を大覺院性譽道隆道隆の二推懿と曰ふ。齊莊二男五女あり。長男慶勝、實は田安齊匡の第七子、封を襲ぐ。齊莊の政事に就いては政治編第一至二〇五頁を參看す可し。(同上)

懿公と諡す

十三世 德川慶勝

德川慶勝字は公昌、初名は匡賢、幼名は鑑丸、田安齊匡の第七子なり。天保七丙申年六月十五日生まる。生母は木村氏名禮、曾松院。弘化二年三月、清水齊強の養女名利、實は齊莊の女を迎へ、室とする約あり、終に婚す。同月二十五日、齊莊養ひて子とす。八月、封を襲ぐ。十二月、從四位下に叙し、右兵衛督に任ぜられ、元服を加へ、將軍家慶の片諱を賜ひて慶勝と曰ふ。同日、從三位に叙し、中將に任ぜらる。三年五月、參議に陞り、中將故の如し。嘉永元年十二月、權中納言に任ぜらる。慶勝幼にして賢明の稱あり、惜いかな。二年三月、抱疇に罹りて、四月七日薨す。年十四。二十五日、建中寺に葬りて、欽公と諡し、法號を顯曜院德譽端正と曰ふ。養嗣慶勝、其後を承く。慶勝時代の政治に就いては政治編第一二〇五頁を參照す可し。(同上)

欽公と諡す

十四世 德川慶勝

德川慶勝字は君恪、初名は義恕、又慶勝、後に慶勝と改む。初盛齋、後に月堂と號す。幼名は秀之助。高須侯松平義建の第二子なり。文政七甲辰年三月十五日、江戸四谷邸に生まる。母は水戸宰相治紀の女なり。天保十一年十二月、從五位下に叙し、中務大輔に任じ、同日、從四位下に叙し、侍從に任ぜらる。嘉永二年四月、丹羽左京大夫長室の女矩姫を迎へて室とす。五月、掃部頭に任ぜらる。六月、宗家慶勝の後を嗣ぐ。時に年二十六。七月、正四位下に叙し、少將に任じ、同日、從三位に叙し、宰相中將に轉じ、將軍の片諱を賜ひて、慶勝と改む。三年十二月、權中納言に任

宗家を繼ぐ

ぜらる。四年、始めて入國の暇を賜はり、三月四日、江戸を發して、十三日、國に着す。

慶勝夙に明公宗の遺徳を景仰し、將に漸く安永、天明の治を復さんとす。有志を召して、歲計の實額を問ふ。對て曰く、租入凡一百萬石にして、諸臣の穀祿九十萬石可り、國債は三百萬兩ありと。慶勝驚いて曰く、百萬の提封十分の一を出し、其餘す所已に少なり。加ふるに巨債を以てす。歲計此の如くんば、何を以て國を治むるを得んや。余將に爲す所あらんとすと。人才を登庸し、庶政を釐革し、入を量りて以て出を爲す。冗官散局廢す可きものは之を廢し、歲支月俸減す可きものは之を減じ、漸く更に學政を張り、戒備を飭厲す。十月、水軍を知多郡の海に闕し、砲臺を築き、烽臺を設け、火器を具へ、以て海警を嚴にす。六年三月、國に就いて郡吏に命じ、郷倉を建て、置米の法を定めしむ。置米とは穀を積むの稱なり。又里正に諭して、義倉を設け、金穀を儲へ、以て周急の用に備へしむ。初め慶勝、飲饌服御を減じてより、儉素を以て下を率ひ、衆庶之を聞きて大に感激す。官券あるもの、請ひて之を折し、又争ひて獻金以て恩を謝す。

六年六月、米糶浦賀に抵り、通商を請ふ。朝廷、國の靜謐を祈らんことを熱田社の祠官に命ず。是に於て慶勝も亦尾張國の三社熱田社、眞清田社、津島社に祈る。安政元年四月、内裏炎上し、再び造營の舉あり。慶勝乃ち幕府に建言して、火除地を擴張し、又枡材を獻す。此時に當り外交の問題盛に起り、幕府の困難名狀す可らず。慶勝豫て非開國の意見を有す。安政五年六月二十日、

幕府慶勝を戸山邸に幽閉す

水戸齊昭、越前慶永と相携へて不時に登營し、將軍家定に直諫せんとす。將軍病によりて許さず。依りて大老井伊直弼等と對論頗る努めたりと雖も、何等得る所なし。七月五日、家定、慶勝に隱居を命じ、之を戸山の邸に幽し、支藩高須侯松平義比、茂をして封を襲がしむ。萬延元年九月四日、將軍家茂、慶勝の幽閉を解く。此月、慶恕名を慶勝と改む。

文久二年五月、幕府命あり。曰く、嚮に慶勝の幽閉を解く。爾後、凡て平常の如く心得。將軍との對顔亦望む所、近く登城を仰出す可しと。九月、從二位に叙し、權大納言に任ぜらる。爾後慶勝を前大納言様と稱す。十二月、朝廷、慶勝に上京を命ず。三年正月四日、慶勝、江戸を發して、八日に入京す。十五日、參内して龍顔を拜し、天盃を賜はる。既にして將軍家茂上京し、四月二十日、來る五月十日を以て攘夷の期となすことを奏上す。後見職一橋慶喜は外人拒絕の爲めに歸東す。是に於て慶勝を以て將軍輔佐の任に就かしむ。然れども攘夷の事ははれず。六月、將軍江戸に歸り、次いで慶勝も國に就く。九月、藩主茂徳、隱居して玄同と稱し、元千代其後を襲ぐ。元治元年七月、長藩禁闕發砲の變あり。朝廷命じて其罪を問はしむ。是に於て八月、慶勝征長總督に任ぜられ、長州を討つ。十一月十六日、慶勝、廣島に到るや、長藩三家老の首級を斬り、以て罪を謝す。慶應二年六月、再征の事起る。然るに此際將軍の薨去、慶喜の宗家繼承、孝明天皇の崩御等、數多の難問題續出して、征長の師は自然に解かる。三年二月、舊習を除いて、以て世變に應ぜんと欲す。而かも上下昇平に慣れ、柔情一命令の下に行ふ可らず、乃ち手書十

征長總督に任じて出征す

一條を以て諸臣を戒む、尋いで明倫堂學生登用法を設け、以て文武を奨励す。

十月四日、慶喜大政を朝廷に奉還せんことを請ふ。慶勝病を力めて上京し、直に上奏して慶喜輔翼の任に堪へざりし罪を負ひ、官爵の降奪を請ふ。十一月十六日、優渥なる赦慮を傳へらるゝありて、そのまゝ出仕を命ぜらる。同月、慶勝桶社の造立を建言す。十二月、議定職に補せらる。尋いで宗家の旗下を鎮撫する能はざる責を負ひ、職を辭せんとす。朝廷聽さず。明治元年正月七日、朝廷征討大將軍を任じ、朝敵として會桑二藩を征せしむ。同夜、慶勝近隣諸藩の勤王誘引を命ぜらる。八日、將軍宮進軍して、大坂城を本陣とせんとし、尾越兩藩に命じて速に城中を點檢せしむ。十日、慶喜の旗下者藩送の命を蒙る。十四日、歸國して姦徒を誅戮し、近國諸侯の勤王慫慂を爲さしむ。又禁闕守衛の事は元千代を以て之に代はらしむ。乃ち十五日に京を發して、二十日、國城に入り、愈朝命を奉戴して、國內の姦徒を誅し、近隣の侯伯をして勤王の證書を呈出せしむ。三月二十七日に至り、王室に歸向せざるものなきを復命す。

甲信の賊を討つ

此歲正月二十四日、特旨を以て金壹萬五千兩を賜ふ。四月二十八日、甲信の賊徒を征討すべきの命を拜す。二十九日、大隊旗一流、御旗一を賜ふ。九日、慶勝自ら出陣して、美濃太田驛に本營を張り、將士を出して、甲信に進ましむ。既にして賊平定せしを以て、六月二十六日、慶勝太田の陣を撤して、名古屋に歸る。八月四日、勅を賜ひて、益藩屏の標的たる可く勳情せし

徳川桶公社の造營を建言す

東京に住す

む。九月、天皇東幸の際、熱田驛の行在所に於て下襲一領を賜ふ。明治二年六月二日、慶勝義宜の二人復古の大業を贊助して、兵を東北に出し、慶勝自ら將として甲信二州を鎮壓したるの勳功を賞して、永世祿一萬五千石を慶勝義宜二人に賜ふ。十七日、勅して版籍奉還の請を許し、公卿諸侯の稱を廢して、華族と爲す。九月二十六日、從一位に叙す。

文公を諡す

同三年十二月三日、名古屋藩知事を命ぜらる。二十三日、高須藩を廢して名古屋藩に併す。四年七月十日、知事を免ぜらる。此年四月、東京に住し、淺草瓦町の賜邸に入る。七月、本所相生町小笠原左門の舊邸に轉じ、翌五年四月、また本所長岡町に移る。同八年四月、車駕邸に臨み、家族進見す。十一月、義宜薨して嗣子なきを以て、再び家を襲ぐ。十二年一月、本所横網町に移り、十三年九月、家を養嗣義禮に讓る。十四年十月、勳二等に叙し、旭日重光章を賜はる。後正二位從一位に陞し、賞稱を賜ひし際、皆固辭して拜せず。朝廷聽論を下すに及んで、然る後之を奉ぜり。十六年八月一日薨す。年六十。政治編第一卷三四頁、三六頁、東京市淀橋區東大久保西光庵に葬り、文公と諡し、法號を賢徳院仁蓮社譽源禮讓卿と曰ふ。慶勝十二男九女あり。三男義宜家を嗣ぐ。第十一子は義恕、第三女道子は松平義生に嫁し、第四女は登代子、第七女良子は義禮に配し、八女富子は子爵戸田某に嫁し、餘は皆育せず。慶勝の政治に關しては、政治編第一自二〇七頁に詳なり、又性行履歷に就いても同編至三三四頁に説きたれば参照す可し。(徳川家傳、尾君御系譜、尾藩事略)

二六 十五世 徳川茂徳

徳川茂徳（茂徳）字は好徳、號は穆堂、初名は建重、次に義比（ちひ）、又茂榮、後に茂徳と曰ふ、幼名は鎮三郎、致仕して玄同と云ふ、支流高須侯松平義建の第五子なり、天保二辛卯年五月二日、江戸に生まる、實母は美佐尾（尾崎氏、尾崎清院）、嘉永二年、兄慶勝宗家を嗣ぐを以て、八月十六日、嫡に立ち、十二月、從五位下に叙し、彈正大弼に任じ、同日、從四位下に叙し、侍從に任ぜらる、三年十月、父義建退隱の後を承けて封を襲ぐ、十二月、攝津守兼左近衛權少將に任ぜらる、同月、室政姫（二本松藩主、丹羽長富女）を迎ふ、安政五年七月、宗家の兄慶勝退隱を命ぜらるゝに及んで、高須の封を轉じて慶勝の後を嗣ぐ、時に年二十八、十月、正四位下に叙し、中將に轉じ、將軍の片諱を賜ひて茂徳と曰ふ、同日、從三位に叙し、參議に任ぜられ、中將故の如し。

宗家を繼ぐ

六年九月、權中納言に任ず、萬延元年十月、幕命により、慶勝の子義宜道姫豊姫を養ひて子とす、文久元年十二月、從二位に叙し、權大納言に任ぜらる、三年正月、京に上り、二月九日、入朝して天盃を賜ふ、同年九月、致仕して玄同と稱す、慶應二年十二月二十七日、一橋家を繼ぎ、十萬石の封を受く、是に於て曾て養ふ所の義宜道姫豊姫と因を絶ち、故に復す、明治元年春、王師東下す、茂徳駿府に到りて狀を大總督府に上り、宗家の爲めに罪を謝す、其五月、王命ありて藩國に列し、舊邑を賜ふ、二年、諸侯議して封土を還納せんことを請ふ、之を允して歳入十

一橋家を繼ぐ

が一を賜ふ、歳俸三千八百五十石を賜ひて、定めて世祿と爲す、東京府の貫屬と爲り、永田町の邸を納めて金六千圓を賜はる、四年、命ありて往に受くる所の十勝國開拓の月事を解き、其地を以て官に納れしむ、九年、家祿に代ふるに祿券を以てす、十五年七月、正二位に叙す、十七年三月六日薨す、年五十四、上野葬地に葬り、法號を顯樹院崇徳玄同と曰ふ、茂徳書に於て最も老子を嗜み、儒臣に命じて進講せしむ、茂徳の一橋家を繼がざる以前二男あり、長男義端、秀四谷家を襲ぐ、次男常千代天す、茂徳の嗣立其政治方針、退隱事情等は政治編第一頁至二七三、に詳なれば参照す可し、（徳川家傳、尾藩事略、尾君御系譜、再文）

二七 十六世 徳川義宜

徳川義宜、字は世輔、初名は徳成、後に義宜と改む、幼名は元千代、慶勝の第三子なり、安政五戊午年五月二十四日、尾州に生まる、實母は於玉（武藏氏、武藏氏女）、萬延元年十月、茂徳養ひて子とせしが、後一橋家を嗣ぐに及んで、故に復す、文久三年九月十三日、封を襲ぐ、時に六歳なり、慶應三年十二月九日、禁裡日御門警衛を命ぜらる、十三日、之を廢して、新に南門の警衛を命ぜらる、明治元年正月十五日、父慶勝に代つて、禁闕を守護すべきの命を蒙る、同二十九日、總督橋本實梁、副將柳原前光の命により、桑名城の守衛に當る、二月三日、天皇、慶喜以下を親征につき、義宜を東海道の先鋒たらしむ、此月、信濃國筑摩郡及び伊奈郡の内管轄を命ぜらる、

六歳にして封を繼ぐ

天皇大坂行幸  
に供奉す

名門 徳川義宣

五八

二月二十六日、天皇親征して大坂に行幸す。義宣之が後陣を命ぜらる。三月に至り、義宣幼沖の故を以て出撃に先ちて大坂の守衛に赴かんことを請ひて許さる。四月六日、車駕大坂を發し、淀城を以て行在所となす。義宣此に警衛する一晝夜。同十八日、鳳輦に扈從するの勞を賞し、赤地錦一卷、末廣扇一柄を賜ふ。五月、入朝して從四位下に叙し、右兵衛督に任じ、同日從三位に叙し、中將に任ぜらる。八月、伊奈縣管轄を免ぜらる。九月二十七日、熱田驛の行在所に於て酒肴を賜はる。十一月、家臣千村仲展平右衛門の屬地信州の中高六千二百石、同毛利廣實内源の屬地濃州の中高千三百六十石餘、名古屋藩の管轄たらしむ。二年二月十四日、版籍を奉還せんことを請ひ、六月十七日許可せらる。二月二十四日、行幸の先驅を蒙り、發轅に先だつ一兩日を出でずして發途す可きの命あり。三月四日、天旗一を軍務官に受け、四月二日奉還、即日京を發し、二十四日、東京に入る。同月晦日、兵庫に桶公社を造營するの舉あり。因つて其工を補ふ事を命ぜらる。蓋し前年父慶勝造營の議を建言せしによりて、今此命ありしなり。

六月十七日、名古屋藩知事を命ぜらる。同日、華族に列す。三年四月、築地の邸を上地して新に淺草瓦町舊上田藩邸及び金千五百兩を賜ふ。十二月三日、藩知事を免ぜらる。四年九月、東京に入り、淺草瓦町の邸に住す。五年、本所長岡町に移る。明治八年十一月二十四日、東京に薨す。年十八。東太久保西光庵に葬り、靖公と謚し、法號を隆徳院仁譽義道源宜卿と曰ふ。義宣幼沖にして大國を受け、治は前公に出づると雖も、然れども國家多故、身常に王事に掌執し、八

増公と諡す

歳京師に朝し、後屢、入衛す。又親征の後軍、東巡の先驅等の命を奉じ、或は自ら行宮に巡邏して、以て武將の職を盡す。一日、車駕熱田を過ぎ、農民收穫の狀を覽る。義宣和歌を獻して曰く、刈りし穗の少なき見ればあはれなり。大御實の心やいかに。事皆十一二歳の時に在りて、其舉止應對成人に異ならず。資性微柔温靖、文武の諸藝を嗜み、衆皆成達を期せしに、質弱善く病み、遂に夭折せり。義宣子無し。其政事は政治編第一自二七三頁至三三四頁に述べたれば参照す可し。

(徳川家傳、尾藩事略、尼君御系譜)

名門 徳川義宣

五九

### 第二侯 族

#### 一 春 姫

化粧料として  
木曾を賜はる  
と云ふ

春姫は安藝御前と稱し、淺野紀伊守幸長の第二女なり。母は池田信輝入道勝入の女、慶長七年、紀伊和歌山に生まる。慶長十四年、藩祖義直との婚約成り、同二十年四月十二日戌刻、木丸に入興あり。時に年十四歳なり。是時父幸長既に卒せしを以て、叔父長晟假親として萬事を幹したり。御供の女中は乗物五十挺、馬上之女中四十三人、長持三百棹、先驅の中間百人、各錢一貫文宛を深紅の綱につなぎ、肩に掛けて歩行し、其次に御道具御輿添及び御供の諸士紀伊より來る者甚だ多し。此日家康は天主邊の御門の櫓の上より見物せられしと云ふ。同年八月四日、家康名古屋城に入り、原田右衛門を召して婚禮後、御臺所の費用一日に何程を要するやを問はれ、黄金一枚と答へけるより、木曾三萬石を加増せられしと云ふ。寛永十年、世子友竝に鶴姫と共に江戸邸に移住せられ、十四年四月二十三日、同邸に逝去す。享年三十六。遺骸は木曾路を経て名古屋に送り、萬松寺に葬りて法號を高原院大嶽宗椿と曰ふ。慶安四年、靈屋を建つ。夫人は善く琴を弾じ、その愛器を小野の琴と稱す。又和歌を好み、其著に名古屋より江戸への道の記一冊あり。(寛政重修諸家譜、金府紀較、同補遺、竹腰三信實錄、音鳴、連城亭隨筆、尾張

名所圖會、尾張敬公)

#### 二 おさいの方

おさいの方、別稱を四方様と呼ばる。津田源十郎左衛門佐信益の第三女なり。京都に上り、東福門院に仕へ、當時天下一等の美貌を以て稱せられ、四方様の異稱の如きも、何れより見るも悪しき點なしとの意なりといふ。又京室により、何にとして双六おさいにもまれて寝とござると誦はれしとぞ。藩祖義直の正室高原院夫人子無し、依りて元和九年、土井大炊頭利勝、公命を帯びて來り、側室を置かるべきを勸む。義直固辭せられたれども、利勝強いて諫言し、東福門院も内々取持あり、遂に寛永元年、年十七にて京都より下り、二之丸に入興す。三年六月十六日、鶴姫普峯院、出誕あり。十六年、江戸に移られ、久野七郎右衛門御城、鮎川權右衛門、御番成田藤右衛門御丹羽次郎、左衛門、御小快庵師、戸田忠兵衛、御目、宇野米左衛門、御馬廻役、目付、右衛門御足輕、服部新五左衛門、同等之に隨從す。同年八月より奥様と稱す。萬治二年九月より二之丸の屋敷火災の恐ありとて、西深井に地形を築き、三年三月上旬、その三分の一を落せしが、同月二十四日、竹腰山城守來りて三之丸にて岩田長右衛門、井野口六郎左衛門、甚隆の三人に替屋敷を給はりて、其跡に建てらるゝに至れり。貞享元年十二月八日、名古屋にて逝去す。年七十七。法號を貞松院月鑑慈照と曰ふ。政秀寺に葬る。おさいの方平生和歌を好む。延

侯族 おさいの方

實二年、勸姫の逝去するや、悲哀に堪えず、次の和歌を詠ぜり、たつね行く物にしあらはなき玉を天かけりてもなとか見さらん、秋の露ほしもあへぬにいかなれは人の上にもぬる袖かなと、以てその和歌に堪能なりしを知るべし。(金府紀、同補遺、昔咄、塵點録、評義、尾張名所圖會、雜集)

三 絲 姫 (普峰院)

絲姫初名は於鶴、次いで於京と改む。義直の女、實母は勘解由小路松壽なり。寛永三丙寅年六月十六日、尾州に生まる。金府紀、同補遺、寛永四年、八條宮智忠親王の弟幸丸、廣幡大納言を尾州に迎へて之と婚を結ぶ。蓋し義直の遺志にして、將軍家光の命する所なり。延寶二年八月二十三日、尾州に逝去す。年四十九。政秀寺に葬り、近年建中寺に改葬せり。普峰院圓諦眞空と諡す。

絲姫生む所五女あり、長女新君は尾州の三世綱誠の室となり、定姫、智姫、國姫、清姫の四女は光友の養女となる。絲姫和歌を好み、其詠する所昔咄に見えたり。又繪畫に巧にして、今その遺蹟往々市内に存す。(觀經實記、速城亭隨筆、金府紀、同補遺、敬公實錄、尾州御系譜、尾州徳川家系譜、昔咄、尾張名所圖會)

絲子姫の婚約は慶安二年十二月にして、石川伊賀守の邸を他に移し、既舎の内を加へて、茲に工を起して邸を作れり。後の御屋形是れなり。寛文四年之を松平出雲守義昌に

賜はれり。(金府紀)

幸丸は寛文三年十一月清華に列し、千石を給せられ、姓を廣幡、忠幸と改む。爾後尾州に下らざりしも、絲子姫と其生女は依然尾州に在り。寛文九年十月十六日、忠幸京都に薨す。年四十五。是より先、忠幸に庶子ありしも、秘して尾藩に報ぜざりしが、此に至りて事露はる。光友終に廣幡家と義絶す。(金府紀、瑞龍公御治世記)

四 初世 松平 義昌 (大窪家)

松平義昌幼名は次郎太、又出雲、諱は義則、後義昌と改む。徳川光友の長子、庶出なるを以て第三子に定めらる。慶安四辛卯年十一月十八日、伊勢國山田村小山清岸寺に生まる。母は二之丸勘解由小路、樋口參議信孝の女なり。其名古屋に来るや、義直の機室於佐井の方貞松之を保庇し、其姪めるや正夫人千代を憚り、之を其甥なる津田露白十郎に附託す。露白嘗て流浪の際、其俗縁ある伊勢の一身田の十四世堯秀上人に倚りて清岸寺に住せしことあり。依りて勘解由小路を該寺に導き、終に平産するを得たり。寛文四年、廣幡幸丸の邸に移居し、翌五年三月、父に従ひて江戸に下り、間もなく夫人千代姫に養はる。同年八月十二日、松平の稱號を賜はり、始めて將軍家綱に謁す。翌六丙午年十二月二十八日、從五位下に叙し、出雲守に任じ、同日、從四位下に叙し、左近衛權少將に任ぜらる。此年尾州にて納屋裏江川端なる間宮大



隅守正綱の明屋敷を賜はる。運城亭題筆に「出雲守正綱屋敷は御苦提所建中寺前也」とあれど年代不明。寛文十庚戌年十月二十五日、武州角菩に邸地を受けしが翌年に至りて大久保に移徙せらる。當流を稱して大久保家又大。と云ふは蓋し其邸の所在に依りてなり。寛文十一年六月八日、丹羽左京大夫光重の女龜姫を迎へて室とす。龜姫は承應三年八月生。寛文十年婚約。享保十三年三月二十一日卒す。年七十五。駒込蓮久守に葬る。法興久勝院榮繁を壽日壽聖人大禪定尼。延寶六戊午年諱を義昌と改む。天和三癸亥年八月四日、奥州伊達郡築川に於て新に三萬石の封を受く。元祿六年八月朔日、本所に於て下屋敷五千坪を賜はる。正徳三癸巳年正月、病に罹り、同閏五月二十日、江戸に卒す。年六十三。傳通院に葬りて法號を得安院供譽原坑治部と曰ふ。義昌七男十女あり。五男義方封を襲ぐ。

義昌人と爲り雄武不羈の才を負ふ。長ずるに及びて狀貌長大、筋力絶倫、父光友の風骨ありて、父之を愛すること諸子に超えたり。其長子にして下位にあるを以ての故に、居常鬱悶自ら樂まず。是に由りて豪者を事とし、奉養藩主に過ぎたり。有司往々之を思ふ。論者之が言行を評し、頗る伯祖父越前侯の風有りと爲せり。義昌武を好み、平素修練怠りなし。殊に馬術に至りては齡六十に及びて猶廢せず。又少壯涸渌の術を好み、義行と迭日に八町堀の邸に至りて之を練習し、卒に成る所あり。人其勤苦を稱す。封を賜ふの後は益々武を講じ、藩屏を以て自任せり。以爲らく、三萬石の軍役の分には馬數不足なりと、乃ち小身の輩にも江戸詰の時は必ず馬を宛て行はれたりと云ふ。義昌の意を戒備に留めしこと此の如し。又武技を善

くする者を收養せしこと枚舉に暇あらず。三州の人長屋武左衛門、備前の人荒木助八郎等の如き、皆召して家臣と爲し、家を起し、名を著せり。武左衛門は弓銃を善くし、助八郎は専ら差矢術を修め、共に一時有望の選なりき。義昌體質熱烈、青竹を伐つて杖とするに、一日之を使用せば握る所枯色に變ぜりといふ。幼年より毎朝寅刻午前四時に起きて湯に浴し、而して矢場に至るや、火を點じて射を試み、次いで馬を駈け、歸つて湯に浴し、直に出でて政務を執れり。其市ヶ谷宗家の本邸に親するや、朝辰刻午前八時より申刻午後四時まで大書院の上の椽側に兄義行と交替に獨座し、坊主二人を使ふのみにて、小性は刀を持ちて遙か彼方の一室に控えたりと。而かも我が控室へは所用の外は赴かず。時餉は毎日取らず。若し所用の時期延行して交替の時か又は夜中までも留まる時にのみ用ひしと云ふ。數、小性を召して談を交ふ。老公へ子供は誰人が侍するやと覗はせて、用無き者を召せしこともあり、之を食はせよとて菓子を與へしこともあり。又何等命することなくして止む日もありきと。常に申刻頃に至りて七つ半打たかくと間ふを以て、時計方は之を察知し、少しく時を早めて申上げれば、其時に退座したり。多くは小性等に命じて夜談に來らしめ、夜半までは必ず表方に出座あり。女中を使用するは其後なりきと云ふ。義昌實は長子なれど三男に立ちしを以て、弟義行の義昌に先ちて歩む時、又は義昌を次席とする場合に臨み、義行常に天の照覽を恐れ、心に深く崇仰の念を懷きし事を語れりと云ふ。水戸西山公綱誠に未だ子のあらざりし時、尾張殿

もし、御子が出来ぬ時、御養子は出雲守殿の子ぞ、必々外は御無用に候と語られしことありきと云ふ。(尾君御系譜、徳川家傳、御禮撰、音唱、金府紀較、同補遺、老意發言、尾藩外史略稿)

五 初世 松平義行(四谷家)

松平義行、室名は岩之丞、やがて源次郎と改む。光友の第二子なり。明暦二丙申年十一月九日生まる。母は千代姫。萬治二年正月、諱を義行と曰ひ、寛文四年、松平氏を稱す。同六年十二月二十八日、從四位下に叙し、左近衛少將兼津守に任ぜらる。同十年、本村に邸を賜はる。是より先松山に住す。天和元年八月十三日、始めて信州高取に封ぜられ、伊奈郡高井郡水内郡にて三萬石を領す。天和三年五月二十五日、江戸四ツ谷に邸を賜はる。是より當流を四谷家と稱す。親舊來り賀する者繼るが如し。閏月二十二日、客數雜を延いて、之を邸内時雨亭に饗す。興酣なる時、暴雨あり、雷鳴、耳を貫き、忽にして坐隅に震す。柱裂け、壁傾き、諸客皆生氣無く、一齊に俯伏し、殆んど死する者に類す。義行獨り神色撓まず、煙管を銜んで自若たり。之を頃くして、衆蘇起し、義行其無異を祝し、之を他室に移して、酒を酌むこと初の如し。人其偉量に服す。元祿六年、本所にて下邸五千坪を拜領す。七年秋、綱誠儒臣及び有名なる者に命じて、祖公の行實を修撰せしむ。義行某々數人と與つて力有り。今世に行はるゝ敬公行狀乃ち是なり。同十二年夏、綱誠江戸にて病に罹り、危篤なり。義行日に其病を視、憂苦寢食を廢し、竊に神に祈り、身を以

て之に代らんことを請へり。其情義の切なる、相傳へて以て美談と爲す。六月五日、大漸なり。乃ち義行に命じて吉通を輔けしむ。此日遂に薨す。義行既に遺命を受けて、銳意輔佐し、傳臣高木秀矩等と志を合せ、教ふるに義方を以てし、常に賢に親み、佞に遠かり、長を取り、短を舍つるの要を諭し、丁寧反復、餘力を遺さず。成立の際、實に其力に頼る多きを爲せり。

同十三年三月二十五日、領分半知濃州高須へ所替を許され、半知は猶信州に在り。夏五月二十八日、暇を賜ひ、始めて高須に至り、府政を親らし、文教を施し、武備を修め、興廢を繼絶し、士庶大に倚頼す。一日、部内を巡遊して、菩提山に至り、其形勝を賞し、廢寺の趾に寺を建つ。臥龍山行基寺是れなり。此より突世墳墓を存す。後、義行、山に登り、和歌を詠して、其落成を祝す。寶永五年、願によりて本所下邸を返し、新に角筈に控邸を賜はる。正徳五年六月九日、退隱し、同年八月三日、江戸に卒す。年六十一。天徳寺に葬り、法號を崇嚴院廓譽後月體道と曰ふ。室吉姫實陽は毛利大膳大夫綱廣の女、權室松姫崇松は神原刑部大輔政房の女なり。義行七男十女あり。男子多く早世し、養子義孝家を繼ぐ。

義行天資非凡、外温恭にして内剛毅なり。且至行あり、孝悌に篤し、綱誠甚だ之を重んじ、日するに良將を以てして、其名を呼ばず。光友稟賦豪健なり。故を以て年半白を踰えて、猶房事過度なり。義行其性を伐はんことを憂ひ、一日之を苦諫す。光友覺えず、涙を墮し、盛に其孝義を稱す。乃ち佩する所の腰刀を脱ぎて、手自ら之を賜ふて曰く、余汝が言を嘉納す。宜しく此

綱誠其將を以て目し、嘗て名を呼ばず

劍を帯びて、我が喜意に副へよと、爾後之が爲めに内省せりと。光友の晩年に當り、眞田伊豆守幸道の臣に半田六右衛門某なるものあり、神軍術と稱し、以て江戸に教授す。故ありて罪を幕府に獲て、職祿を失ひ、江戸十里の内に住する能はず、然れども某竊に姓名を變じて、永野左右軒又は小笠原風軒と稱し、出府教授故の如し。徒弟日に進み、某時機に乗し、僞書若干部を作り、世を欺き人を誑し、以て其利を釣る。山澄淡路守英重其事を審にせず、誤つて弟子の禮を執る。而かも其術を學び、崇信の餘諾を光友に薦む。光友因つて食祿を賜はんと欲せしが、多事にして未だ果さず。一日義行、光友の側に待す。光友語之に及ぶ、義行忌避回護する所なく、告ぐるに其實を以てし、其舉を苦止す。光友慙然たり。義行退き、乃ち附屬の臣勝野九郎兵衛をして、某を其舍に招き、痛く其無狀を詰らしむ。某語塞がり、遂に亡げて京都に往く。見聞する者之が爲めに快と稱し、其用意の細を美とせざるはなし。他日光友、義行に謂つて曰く、爾に老父過てり、不明固より論無し、然れども子汝の如き有り。幸に天下の笑ふ所と爲らず、之を要するに神祖の冥助なりと。言畢り、遂に日光の廟を拜し、秘する所の信國の腰刀を出して、之を賜ひ、厚く其喜を表す。

學問を好む

義行性學を好み、和漢の史書に通ず。而かも下間を恥ぢず、加之、稀觀の書を購求し、以て切磋に資す。粗、成る所あり、又夙に武藝を好み、修めざる所なし。文武の俊彦、樂んで之が用を爲す。堀貞高、並河仲顯等の如き、雅に博洽と稱せられたる者、居常陪侍し、竝に其眷顧を受く。

後天野信景と相親むこと最も甚し。屢、書を寄せて益を請ひ、疑を買す。其槃鹽尻等の書に見えたり。

著す所月の夜の友秋の下業埋火の三書あり。秋の下業に曰く、朝夕の食物は餘りに好み、をなす可らず。治世なればこそ飯の強き柔きを好み、鹽梅の善惡を爲す可けれ。亂世にてあらば食物の善惡を吟味するに暇あらんや。平生其心を忘る可らず。又曰く、輕き者他所より見舞に來りし時、又は宗家の臣にても來りて逢ひし時、挨拶終つて其者去るに、羽織の裾見ゆる中は立つ可らず。其者の影見えざるに至りて立つがよし。又振舞に行きて後段も過ぎて薄茶飲みて立つが良し。飲まざれば主人は客に長座の退屈あるとや疑ふもあらん。此二件にて徒然草三十二段に主の妻戸をも立てず暫く月を詠め入りたるを書置かれたるを思ふべし。又曰く、見舞人の有る節は輕きものにても待たせざるが良きなり。自分の身が待ちて退屈するに思ひやるべし。又曰く、凡て若年の時は仕置にも諒恕す可し。例へば臣下にも若年なれば血氣強く、計らず過失を生ずるものなれば、其過失を我心に引較べ、又老年にても若年の頃の事を思ひ浮べて之を恕し、過を改むるが良きなり。又曰く、凡て武を練るに極端のこと爲すもの多し、是れ志は深きに似たれども、體の程を知らぬものと云ふ可し。諺に樂屋にて聲をからすと云ふことあれば、能く己れを知りて身の保養を加へ、勞すと雖も健なるを希ふ可し。

人を使ふに時  
を以てせよ

侯族 松平義行

七〇

埋火に曰く萬心付く可き事は二月二日下々の出替の時なり此日は遠方への供又は使  
を立つることは延ばすべし又四月は衣更ころもがへとて給を用ふる頃なれば祝儀などは此月を延  
ばすがよし男女によらず衣服に事缺け小袖の綿など脱ぎ或は袴鬘斗目は持たでなど云  
ひて下様は別けて仰々しきなれば常に其心を汲み取りて下々の助けとなるやう心得べ  
きなり我尾陽にありし時見るに四五月頃八九月頃又は年貢を納めんとて百姓の忙しき  
頃に當り上の仰とも見えざるに御深井おふかいの御用とか駿河町お下屋敷の植木とか云ひて竹木を  
持運ぶ體民の疾苦を厭はず是れ全く上の知れる所に非ざれど民を使ふに時を以てすと  
の心忘る可らず民に限らず五月の末六月の頃は暑氣も甚しく人々之に苦むものなれば  
使を遣はすにも其心すべきなり朝蔭夕涼に遣し日中を避けなん事を計る可し然れども  
遣はさでは叶はぬ事あるは止むを得ず日中をも避けず遣はす可きなり一此他人君と爲  
りて模範とすべき金言又は故事など多し

大將たるもの  
は器量あるもの  
を用ひよ

義行幼少の吉通に諭して曰ふ大將たるもの一器量あるものを捨て用ゐざるは其不  
明不智之より甚しきはなし玉は泥中において光ありと云ふ譬にもれず一器量あるもの  
は如何に小身なりとも人之を知り其名聲自ら他國に傳はるものなり彼様のもの埋も  
れ居るはよく不吟味なる家なりと人之を誘るに至らん況んや彼者を他國に出さし  
むるに至りては大將の恥辱此上なからん此程のこと能々御心得なざる様に云々と吉通

軍法を受く

幼少にて父を失ひしも義行の調育と高木八郎左衛門の諄争とによりて長ずるに及び頗  
る恭謙の行を持したりと

尾州家の軍法は世流儀を立てず藩祖義直光友を経て之を義行に授け義行之を吉通  
に授けたり故を以て義行古戦のことなどに精通し島原一揆の時松平信綱に随つて戦陣  
に臨みし天野彌五右衛門長重を召して島原の事を糺し且之に命じて木圖を製作せしめ  
き

諸家の系圖を  
考訂す

義行嘗て諸家の系圖の祖先を取違へたるを指摘し記録家の利の爲めに偽妄を述ぶる  
を駁し寺社の縁起の故事を證するに足らずして返つて歌書の正しきを以て事實を證す  
べきを云へり元祿の頃水戸義公源氏の正統頼信以下の庶所の分明ならざるを悲む義行  
之を聞きて後日考證の末河内國壺井の吏などに問ひて頼信以下の庶所を定め之を義公  
に貽る義公大に悦び將軍に上書し奏聞を経て鹽社を創建し神號位階を賜はるに至れり

(金府紀載、観山日記、松清掉筆、尾藩雜纂、尾藩外史略稿、昔咄、埋火、雜聞集、月の夜の友、萩の下葉、尾君御系譜、御禮帳)

### 六 松平康永

松平康永幼名は翁助後に圖書と改む初名友久藩主光友の四男なり生母は大貳村尾氏女  
寛文元年辛丑尾州に生まる八年十二月家臣松平圖書康久の養子と爲り延寶三年其家を

侯族 松平康永

七一

繼ぐ。食祿二千五百石。圖書と改名して散地に居る。康永、人と爲り淫を貪り内を好む。未だ成童に及ばずして、業に已に女を御する無數。善く房術を施す。一旦誤つて陰莖を傷つけ、因つて亞疳を爲す。秘して之を治し、癒えず。竟に糜爛して墮つ。是より病苦益々甚しく、遂に延寶三年五月十五日を以て、康久に先ちて卒す。甚だ恥ぢて自殺せりとも云ふ。年十五。萬松寺に葬り、清雲院鼎嚴宗範と諡す。(尾藩外史略稿、尾君御系譜)

七 松平友重

松平友重、六郎と稱す。藩主光友の五男なり。生母は新式部長昌院。寛文九年四月二十四日、尾州に生まれ、貞享二年一本三年に作る。貞松院屋敷地理編四〇五頁參照に徙住す。光友之に廩米五千石を給す。友重性放蕩淫亂にして、行事多く不法なり。光友常に之を憂ふ。四年春、友重出遊し、一美女を見て之を悦び、自ら禁する能はず。隨つて其家に入りて之を幸す。乃ち團頭彦平の女なり。左右大に驚くと雖も、友重恬然として顧みず。屢々田獵に託して微行し、其家に往きて縱慾す。始め尙ほ之を秘せしも、後には復忌憚する無し。非類を召集し、宴を設けて歡を盡くす。醜聲穢行府下に遍し、事聞えて父光友の怒甚し。

貞享四年二月、野崎主税兼洪を使と爲し、其不義を譴責し、之を春日井郡水野村に幽閉す。既にして之を愛知郡上野村に徙す。元祿二年春故ありて之を召還し、更に成瀬兵部正景の

廢宅に幽す。翌年秋、再び之を上野村へ移す。其居賣場池畔に在り。同十五年十月五日卒す。年三十四。相應寺に葬り、源了院達譽廣啓義運と諡す。子なし。(尾君御系譜、尾藩外史略稿)

八 初世 松平友重著 (川田窪家)

松平友重、幼名は大藏、初名友親、後寶永六年に友著と改名す。徳川光友の第十一子なり。延寶六戊午年十月異本に七月七日尾州に生まる。光友故ありて、居を老臣石河隱岐守章長の舊宅に命ず。生母は梅之枝、鈴木十兵衛の女なり。元祿六年二月、光友之に現米五千石を給し、翌年、綱誠より合力米一萬石を與ふ。是歳十二月十八日、從五位下に叙し、但馬守に任ぜられ、勢位支封の二君に亞ぐ。寶永二年五月、其住せし宗家の下邸の一部と本庄因幡守の扣邸たる川田窪の邸と交換し、翌年十月、茲に徙る。

正徳元辛卯年八月、將軍家宣の優命、譜代大名の列に入れしむ。享保三戊戌年十二月十八日、從四位下に叙せらる。同十一丙午年三月晦日、江戸に卒す。年四十九。傳通院に葬りて、隆興院法譽正印源懿と諡す。友著春秋未だ高からずして、積勤餘りあり。人意へらく當に久勞を以て支封を受く可しと、卒するに及びて、皆嘆惜を爲す。友著、赫々の名なし。然れども亦失徳の聞えなし。頗る儉素を好み、聲色に耽らず。識者以て美質と爲す。室伊喜姫、初め生姫、享保十五年三月十五日卒。法名は貞亮院。是正親町公通の女なり。友著一男三女あり。男友相後宗、祿を襲ぎしが、四谷

侯族 松平義方、岩之丞

七四

家に入りて封を承け、家絶す。四谷家三（尾君御系譜、御遺帳、徳川家傳、尾藩外史略稿）

九 二世 松平義方（大窪家）

松平義方、幼名は久太郎、又求馬元禄六年改名。初め義賢と名づく。義昌の第五子なり。貞享三丙寅年十月九日出生。實母は副田勘左衛門秀綱の女松林なり。元禄十二年十二月二十五日、從五位下に叙し、右近衛將監に任じ、翌年十二月二十一日、從四位下に叙し、侍從に任ぜられ、右近大夫に拜す。寶永四丁亥年四月二十一日、淺野安藝守綱長の女於三現（理イ）成院、寶曆元年九月十九日卒。年五十九。墓は傳通院。と婚す。同七年冬十二月二十五日、故有りて、親ら小性丹羽勝次郎を及し、頗る物議を醸せり。此日勝次郎直宿して、夜に及ぶ。何の故たるを詳にせずして、大に君旨に忤ふ。義方怒甚し。時に同僚山本某、命を奉じて茶を行ふ。至れば則ち既に腰刀を以て其胸を貫き、煩悩して死せり。勝次郎時に年十七。其刺す所の刀は備前則光と云ふ。此説頗る事状を詳にす。正徳三年七月六日、封を襲ぎ、十二月三日、出雲守に任ず。翌四年十二月十八日、左近衛權少將に任ぜらる。享保六年三月十六日卒す。年三十六。傳通院に葬り、法號を晴峯院源譽、激水義照と曰ふ。一男一女あり。男、義真、封を襲ぎ、女、初姫後に近姫と改。蓮胎院。、徳川宗春の養女となり。上杉民部大夫宗房の室たり。

一〇 岩之丞

岩之丞は調誠の十七男なり。生母は下總本齋院。元禄七甲戌年二月十三日、江戸に生まる。夙

に散樂を好み、頗る之を善くす。寶永の初、藩主吉通江戸に在り、一日、士大夫を召集して、代々興つて散樂舞を爲さしむ。岩之丞も亦與れり。二年十二月五日卒す。年十二。天徳寺に葬り、法雲院英譽名岳了以心と諡す。（尾君御系譜、尾藩外史略稿）

一一 二世 松平義孝（四谷家）

松平義孝、幼名は万三郎、徳川綱誠の第十七子。生母は唐橋卓然なり。元禄七甲戌年九月二十七日、江戸に生まる。同十四年、四谷家初代攝津守義行の養嗣と爲る。寶永五年十二月、從五位下に叙し、侍從日向守に任ぜらる。正徳二年、角筈の邸に徙る。同五年六月九日、家を繼ぎて四谷に移る。享保三年十月、攝津守に任ぜらる。同十七年五月七日、江戸にて病を發し、二十一日終に卒去す。時に年三十九。天徳寺に葬り、法諡を高徳院尊譽超丘英隆と曰ふ。義孝、頗る學を好み、好く文を屬す。嘗て淺見桐齋の門人棚橋願庵を召し、祿若干石を賜ひて、儒臣と爲す。學舎を館内に建て、諸士をして肄業、厲行せしむ。上下學に懲ひ、粗、大義に通ず。後の日新堂は乃ち承けて之を恢にせしものなり。先夫人は内藤豊前守信秀の女なり。婚嫁暫くにして卒し、後に惠喜姫香樹院。享保十四年十月三日卒。後改。資俊の女なり。義孝の女一人あるのみ。元禄と稱し、水戸支藩松平大學頭頼寛に嫁す。、養子義淳家を嗣ぐ。（尾君御系譜、御遺帳、尾藩外史略稿）

侯族 松平義孝

七五

一三 松平通温

松平通温<sup>たか</sup>幼名は安之助、また喜子之進、藩主綱誠の十九子なり。母は唐橋<sup>卓然</sup>。元禄九丙子年五月二十八日、尾州に生まる。寶永五年、藩主吉通の片諱を賜ひて通温と曰ふ。正徳二年、江戸に下り、從四位下に叙し、侍從に任ぜられ、安房守を兼ね、同四年少將に任ぜらる。六年夏、將軍家繼薨す。幼冲にして、子無く、亦弟姪の嗣ぐ可き者なし。是に於て吉宗紀州より入つて、宗家を繼ぐ。通温我兄繼友の立つ能はざるを見て、憤激に堪へず、頗る狂燥の行あり。繼友終に之を邸内に幽す。通温是より飲酒度なく、日一日より甚しく、朝夕口を絶たず、或は以て養生の道に非ざるを諷む。通温曰く、大事去れり、我復た何をか期せん。豈に長生して素餐す可けんや。然れども刃を以て身を殺さば、人口に罹らんを恐る。寧ろ命を杯酒に殞すに如かずと。享保三年、木曾路を経て尾州に來り、幽居す。其邸城東にあり、安房樓屋敷と呼ぶ。<sup>今の安房町なり、後に御扶助の者の居宅地となす。地理編参照。</sup>同十五年五月十九日、遂に酒毒の中る所と爲りて、病んで卒す。年三十五。相應寺に葬り、顯照院寂譽宏道祐鑑と諡す。通温狀貌魁偉、膂力人を兼ね、性質雄武にして、蓋世の氣あり。一時貴族の翹楚たり。其の城東に幽閉せらるゝや、平居無爲なるを以て、日、園庭に灌ぎ、以て樂みとなす。庭中に巨大なる鹽水石あり。其の重きこと比なし。一日侍臣をして之を簞前に移さしめしに、其狀頗る傾側せり。通温意に稱はざるを以て、手自ら之を正さんと欲す。而かも左右の或は其形勢に怖れんを慮り、衣を以て面を覆ひ、力を奮ひ、聲を厲まし、舉げて以て之を正す。髪上りて蒙衣を衝き、臂括脱去し、見るもの驚嘆せり。蓋し此石初め五六人を以て昇ぎ來れるものなりと云ふ。<sup>(尾君御系譜、毫意發言、尾藩外史略稿)</sup>

一三 喜知姫

喜知姫、初名は吉姫。藩主綱誠の十七女なり。實母は唐橋。元禄十丁丑年十一月二十九日、尾州に生まる。翌年江戸に下りしが、將軍綱吉廻町の尾州邸に臨みし時、約諾ありて、綱吉の養女となり。四月朝日入城す。此時千代姫<sup>光友夫人</sup>より初音の乗輿を進呈す。同年七月七日早世し、傳通院に葬り、知法院榮譽本香良童と諡す。<sup>(尾君御系譜、音唯)</sup>

喜知姫逝去の時、上使尾州に來るや、光友大曾根邸より直に城中に來り、綱誠と共に其必ず軍事に關するものなるやを語りしが、上使事由を語るに及んで、其凶事なりしを知れりと云ふ。此時上使は御前より直に早追にて來りし故、普通の早追よりも速なりき。されば市ヶ谷邸よりも一文字を仕立て遣はせしが、上使去りし後に到着せりと云ふ。

一四 三世 松平義淳(四谷家)

松平義淳、初の諱は友相、次に友淳と改む。實は松平但馬守友著の子なり。享保十七年、松平義孝の養嗣と爲り、義淳と改む。元文四年、宗家第八世を繼ぎ、諱を改めて宗勝と曰ふ。名門の部に詳なり。

一五 三世 松平義真(大窪家)

松平義真、幼名は求馬、義方の男なり。享保三戊戌年六月朔日生まる。幕府へ呈出の系譜には正徳四年五月二十九日出生あり。母は於三、享保六年五月二日、家を繼ぎ、同十三年十二月二十一日、從五位下に叙し、式部大輔に任じ、同日從四位下に叙し、侍從に任ぜらる。同十四己酉年五月十日實は卒す、年十二、傳通院に葬り、善曉院本譽速證源然と謚す。事聞え、將軍吉宗其長臣水野彌一、右衛門等を召して、政教を執り、内旨を諭さしむ。語秘して多く傳はらず、彌一、右衛門等專對の才なく、率ね其旨に諛ひ、其際に建言する能はず。吉宗判するに、童稚嗣なきを以てし、遂に其後を立てず、封除す。時論皆云ふ、此の事たる、固より天運の否なるに由ると雖も、要するに亦自ら其國脈を縮むるなり。水野の徒與つて罪有りと、其言や當れり。栗川支封義昌より茲に三世、僅に四十七年にして亡ぶ。其歲秋八月十三日、宗春更に此地に封ぜられ、居ること幾も無く、故ありて宗

藩の主と爲る。封地是に由つて永く幕府に没せり。(尾君御系譜、尾藩外史略稿)

一六 四世 松平義敏(四谷家)

松平義敏、幼名は秀之助。松平但馬守義淳宗家を繼ぎて、宗勝と改名。の二男なり。生母は登世、馬場林左衛門の女なり。享保十七壬子年十二月十九日實は同十九年正月十八日、江戸に於て生まる。元文四年、父義淳、宗家を繼ぎたるが故に、義敏は其舊領三萬石を領し、名を義敏と曰ひ、市ヶ谷の本邸に同居す。同五年、四谷の邸に移る。延享三年十二月、從四位下に叙し、少將中務大輔に任ぜらる。明和八年卯年四月二十九日病重りて、晦日拂曉卒す。追つて二十八日に改む。年四十。大久保天徳寺に葬り、若岳院習興仁徳普と謚す。義敏、資性愚直、政務を自任せず。畫一舊章に率ふ。故を以て敗事有るなし。諸を世の名を好み利を貪りて、自ら邦家を誤る者に比すれば勝れり。

室幾姫又久姫、安永二年九月十四日卒す。法號は清恭院。は松平大學頭頼寛の女なり。義敏三男二女あり、男義柄、封を襲ぐ。次男義裕別に傳あり。竝に夫人の所生なり。三男裕民、幼名茂三郎、次いで富之丞と稱す。側室原田氏の所生なり。明和七庚寅年四月十日を以て生まる。少小穎邁、敏にして學を好み、講讀倦まず。健にして、武を嗜み、射御怠らず。考妣を尊奉し、兄長に敬事し、頗る人望あり。天明六年中秋の季、一朝疾に遭ひ、起たざること旬日、遂に九月五日を以て卒す。年十七。江戸内藤宿大寺に葬り、聖龍院俊譽慈感道英と謚す。(尾君御系譜、御續帳、尾藩外史略稿)



一七 松平勝長

松平勝長幼名は勇之助、鳳山と號す。宗勝の六子なり。母は嘉代英巖院。享保二十乙卯年實は元年八月十四日、江戸に生まる。寛延元年、父の片諱を賜ひて勝長と曰ふ。同年將軍に謁し、從四位下に叙し、右近衛少將に任ぜられ、掃部頭を兼ぬ。文化八年九月十三日、尾州に卒す。年七十。七、相應寺に葬り、亮諦院住譽心覺全超と謚す。勝長の尾州に在るや、東御屋敷東大寺内に住し、庭前に舞臺を構へ、月毎に二三回中樂を備し、衆と共に相樂む。其情人皆歡慕せり。邸の中殿は勝長常に公事を聽きし所にして、其閑なるやこゝに繪畫を試み、古書を涉獵し、時に出入する者貴賤の別なく之を請じ、常に好む所の各種の烟草を備へ、自らも用ひる人にも薦め、古今の談話を以て樂めり。嘗て庭前に陶窯を築き、自ら製陶を試む。又和歌を詠じ、香道を嗜む。其畫は岩井正齋の門人にして、筆法巧妙を極む。勝長の別莊地理圖四一は柳原にありき、(尾君御系譜、秩草、尾藩世記、金鱗九十九之塵)

一八 七世 松平勝當(四谷家)

松平勝當字は承卿、幼名は幸之丞、金臺と號す。宗家宗勝の第七子なり。母は登世法名清光院。元文元丙辰年十二月朔日を以て、江戸に生まる。五年、秀之助義と共に四谷邸に移る。寛延元年、宗

勝の片諱を賜ひて勝當と曰ふ。同年、從四位下に叙し、左近衛權少將彈正大弼に任ぜらる。寛政七年、四谷家を相續す。十一年冬、精勤年久しきを以て、將軍家齊特に請ふ所ありて、從四位上に叙せらる。是れ支藩未だあらざる所なれば、世以て榮となす。享和元年春、腫を患へ、月を踰へて愈へず。九月(六イ)十二日卒す。年六十六。天徳寺に葬り、大慈院空譽常覺惠念と謚す。義行より此に至り、君を得て七世、敬公の裔、絶す。勝當、人と爲り、謹精詳審にして、常に意を政事に用ひ、賞罰を濫にせず。厚く群臣を遇して、偏頗あることなし。罪有る者は姑く之を廢すと雖も、他日其一善を録し、漸く復起して用ふ。居るに必ず端座し、平日未だ嘗て優逸に過さず。閨門の内特に嚴なり。字を作る必ず正しくす。人の作字を見て、僅に一畫を省けるも、意快ならず。其端正率ね皆此類なり。居常讀書を好み、武藝を治む。性强記にして、事微細と雖も一たび見聞を経ば、終身忘れず。且つ善く木邦武器の古製を知り、甲冑最も精し。嘗て著述する所、兵械考證及び其餘隨筆等若干卷あり。其概知る可し。勝當正室なし。庶出一男一女ありしも、男天し、養子義居家を襲ぐ。(尾君御系譜、尾藩外史略稿、尾州徳川氏家譜)

一九 松平勝綱

松平勝綱、幼名は鐵之丞、藩主宗勝の八子なり。母は須免壽光院。元文三戊午年四月五日、江戸に生まる。寶曆三年、父の片諱を賜ひて勝綱と曰ふ。明和九年、通稱を藤馬と改む。享和元辛酉

年正月二十七日、柳原邸地理編四一 二頁参照に卒す。年六十四。相應寺に葬り、得性院覺譽法信了遊と諡す。子無し。(同上)

### 三〇 松平勝鷹

松平勝鷹、通稱は政之丞、藩主宗勝の十三子なり。母は於會與仙看延享二乙丑年實は延享五月十四日、尾州に生まる。寶曆元年、中下邸に移る。三年、宗勝の片諱を賜ひて勝鷹と曰ふ。同十一年、松平富之助資昌の養嗣と爲るの約ありて江戸に下りしが、同七月十二日、病を以て卒す。年十七。自證院に葬り、隨國院秋峯道勇と諡す。(尾君御系譜、尾州德川氏家譜)

### 三一 德川敬之助

德川敬之助は將軍家齊の子なり。生母は於歌之方。寛政七乙卯年十二月十日生まれ。八年、藩主宗睦の養子となりしが、九年三月十二日早世す。江戸傳通院に葬り、瑞巖院湛然元明と諡す。(尾君御系譜)

### 三二 德川治休

德川治休字は子承、幼名は熊五郎。藩主宗睦の長子なり。母は好君。寶曆三癸酉年十月七日、

江戸市ヶ谷邸に生まる。明和二年、元服を加へ、始めて將軍家治に謁し、片諱を賜ひて治休と曰ひ、右兵衛督と稱す。同年從三位に叙し、左近衛權中將に任ぜらる。同五年、將軍家治の女名萬壽を迎へて室とするの約あり、而るに女卒す。故に婚を果さずして止む。安永二癸巳年六月十四日、江戸に薨す。年二十二。遺骸は七月二十一日、尾州に著し、建中寺に葬る。紹隆院諱譽源孝修して源孝と諡す。

治休、幼より學を好む。五歳にして大學を誦し、善く其字を謄寫す。成童の時、水戸侯治保、嘗て尾州侯の邸に至り、語大學課の事に及ぶや、治保強いて經籍を講ぜんことを勸む。治休乃ち論語數章を説き、經義辯折精密分明なり。聞く者感服す。治保の儒臣名越南溪嘆して曰く、大儒鴻生も豈に之に及ばんやと。治休十五歳始めて國に就く。尾州の俗、五月十八日、馬之塔を催す。町民此君を慰めんとして、競うて其意匠を擬らし、特に「馬のだし」と云ふものを作る。治休下邸に赴きて之を視る。某町出す所の「馬のだし」キンゴといふ大カルタ二枚を作り、治休の視る所にてカルタの勝敗を決するの狀を表す。治休侍臣に其理を問ふ。侍臣答ふるに、貴人の覽る可きものに非ざるを以てす。治休語なく、用事に託して其所を去る。其進退の節に中ること概斯の如し。治休嘗て城南知多郡大野村に放鷹し、鷹匠の田畝の間を奔走するを見て大聲して曰く、殺は人命の繫る所、切りに生稻を蹂躪すること勿れと。土民之を聞いて垂涕して曰く、今我が嗣君此の如きの令あり、其娛樂を爲すに當り、縱令田畝を踏藉して

一粒を得ずとするも、突ぞ之を惜まんやと。

治休、又一日城東川名村を過ぐ、一民家に衆人の蟻集するを認め、左右をして之を訊はしむるに、曰く、一小兒急症を獲、命將に絶えんとすと。治休之を憫み、従行の醫大田道周に命じて診察且つ投薬を爲さしむ。兒忽然として蘇息す。翌日、其兒の父某小豆一囊を齎して道周の家に至りて曰く、嗣君の庇蔭を蒙り、兒正に快癒す。聊か寸謝を表すと。翌年、治休江戸邸に薨す。其訃音尾州に達するや、一馬夫志水町を過ぎ、之を路人に聞いて忽ち慟哭し、路傍に仆る。之を問ふに、馬夫曰く、余は川名村の農夫なり。客歲嗣君の庇蔭に因つて吾兒蘇生するを得たり。今や吾兒強健にして嗣君の訃音を聽承し、悲嘆に堪へずと。歩すること能はずして、遂に昇して川名村に達せりと云ふ。此他治休に就いての美談頗る多し。蓋し人見瓊色の如き有名なる臣下の日夜陪侍せしを以て其薰陶を受けしものならん。毎月六次左右の臣と共に和漢古今の成敗隆替を策問し、議論研究を主とし、是非得失を決断するを好めりと云へば、若し天之に命を借し、國君たるに至らしめたらんには、其治績如何ばかりなりしや想像するに難からず。短命室に惜む可きなり。(尾君御系譜、源孝悌御誕生記、難波の歴、松濤抄筆、徳川家傳)

### 二三 徳川 治興

徳川治興、幼名は慶之助、初め松平兵部大輔睦篤と曰ふ。字は叔邦。藩主宗睦の二子なり。母

は好君、寶曆六丙子年十一月二十五日、江戸市ヶ谷邸に生まる。明和八年、父の片諱を賜ひて睦篤と曰ふ。安永元年、從四位下に叙し、左近衛權少將に任ぜられ、兵部大輔と稱す。三年、嫡子に立ち、將軍の片諱を賜ひて治興と改め、從三位に叙し、中將に進む。五年、鷹司前關白輔平の女房君明憲院。治興病氣危篤中難波と婚す。同年七月八日實は十日江戸に薨す。年二十一。建中寺に葬り、天祐院徳譽至信源昭と諡す。(尾君御系譜、難波之歴)

### 二四 純 姫 (威有院)

純姫、初名は増姫、次に織姫と改む。藩主宗睦の養女、實は松平中務大輔義敏の女なり。實母は幾姫松平大學頭頼寛の女、清泰院。寶曆九乙卯年二月初日、江戸に生まる。安永六年、兄宗睦の養女となり。天明二年、上杉彈正大弼治廣に嫁す。婦徳高く、資性溫柔に過ぐるを以て、動もすれば懼震の嫌あり。年三十の頃、侍女の尼となりたる觀理院と云へる者念佛を勧め、夫れよりは斯道に入りて、信心怠りなく、病に罹ることも無かりき。文化十一年、徳本上人の江戸に下るや、日課六萬遍を授かりて、信心彌々堅固と爲り、一日も之を怠ること無し。文化十三年春の末より微恙に罹りしも、些したる苦痛もなく、三食も常の如く離床して用ひ、唯分量を減ぜしのみ。かくて其病に疲るゝや、彌陀の像を側に安置し、珠數をくり、念誦の事項叟の間も怠りたること無し。五月十二日、夢現の中に極樂界に遊びてより、其後は往生の心專一となり、七月十二

日、故ありて九稱名と共に逝去す。時に年五十八。江戸白金の興禪寺に葬り、法號を威有院貞室（日と改む）と諡す。（尾君御系譜、天保會記）

二五 五世 松平義柄（四谷家）

松平義柄、幼名は源次郎、字は徳甫、義敏の子なり。後に藩主宗睦明公の養子となりて、名を治行と改む。生母は幾姫、寶曆十庚辰年四月五日又曰、十日江戸四谷に於て生まる。明和八年六月十三日、父義敏の遺領を相續し、宗家より義柄の諱を賜はる。安永三申午年始めて將軍に謁し、其年從四位下に叙し、攝津守に任ぜらる。同六年、宗家に入り、將軍家治の片諱を賜ひて治行と改め、左近衛權中將に任じ、從三位に叙せらる。天明五年參議に任ぜられ、中將故の如し。寛政五年八月晦日、江戸市ヶ谷の邸に薨す。年三十四。建中寺に葬り、憲聰院聖譽天産源白と諡す。室從姫志子。文化元年甲子年七月二十七日卒す。年四十八。法號聖聰院。は紀伊中納言宗將の女なり。享和二年、始めて尾州に登りし時、九條公の厩中孔宗院、道の記を求む。從姫詠じて曰く、旅衣うら珍らしくうかれきて、袂にのこす言の葉もなしと。義柄家を弟義裕に譲り、宗家入籍の後、一男一女ありしも、皆早世せり。（尾君御系譜、猿猴庵日記、尾州徳川氏系譜、杖草）

二六 六世 松平義裕（四谷家）

松平義裕、幼字は哲之助、初名は柄常、義柄の弟なり。寶曆十二壬午年九月二十七日生る。安永六年、兄義柄宗家に入るに及び、高須家を相續して、舊領三萬石を領す。是歲冬十二月十八日、從四位下に叙し、侍從、攝津守に任ぜられ、八年少將に陞る。寛政七乙卯年九月十七日卒す。年三十四。天徳寺に葬り、本崇院清譽徳仁順明と諡す。室時姫天明六年八月六日卒す。法號は清徳院。は水戸宰相治保の女なり。夫人と爲りて先づ卒し、子なし。庶出に二女あり。藩主宗睦明公の弟勝當家を繼ぐ。（尾君御系譜、尾州徳川氏家譜、尾藩外史略稿）

二七 九世 松平義和（四谷家）

松平義和、幼字は泰之允、初名は保右、又保友とも曰ふ。實は水戸中納言治保の二男一本四男に作る。安永五丙申年八月十四日生まる。文化元年、家を繼ぎて三萬石を領す。次いで侍從、中務大輔に任じ、翌年少將に陞任せらる。天保三年正月十五日卒す。年五十七。天徳寺に葬り、泰量院功譽徳岸と諡す。室なし。庶出に三男一女あり。次男義建、家を繼ぐ。（同上）

二八 維君（維學心院）

維君、初名は琴姫、藩主宗睦の養女、實は松平彈正大弼勝當の女なり。生母は世野幕府の御歩の隠居出雲女なり。天明五乙巳年二月二十五日、江戸に生まる。享和三年、加州の藩主前田齊廣に嫁

す。文化三年、病によりて離縁す。翌年、維次いで維と改む姫君改むと改名し、近衛左大臣基前に嫁す。文政三年、剃髪して維學心院と稱す。弘化四年七月二十六日卒す。年六十三。實六十二。大徳寺に葬り、維學心院靜守慈安と謚す。(尾君御系譜、松清抄筆、天保會記)

二九 八世 松平義居(四谷家)

松平義居、幼名は龜之助。實は一橋民部卿治濟の十子。天明五乙巳年十月十五日生まる。寛政八年、十二歳にして勝當の養子となる。十一年、從四位下に叙し、侍從、攝津守に任ぜらる。享和元年、封を關ぎ、次いで少將に任ぜらる。文化元甲子年十月十六日卒す。年二十。天徳寺に葬り、廣恩院大譽普化報眞と謚す。室たて董姫嘉永四年二月二日卒す。法名、天月院、後に照月院と改む。は勝當の養女なり、義居子なし。養子義和家を襲ぐ。(尾君御系譜、尾州徳川氏家譜)

三〇 徳川勇丸

徳川勇丸は掃部頭勝長の次子なり。母は松平忠左衛門の女。寛政五癸丑年九月二十日、尾州東第に生まる。六年、藩主宗睦、其從子たるを以て養うて嗣世子と爲す。生れて多病なり。七年九月二十日早世す。士庶之を聞いて惋惜せざるなし。十月十日、城東建中寺に葬り、教令院隨譽修善壽承と謚す。(尾君御系譜、再載)

三一 十世 松平義建(四谷家)

松平義建、幼名は範次(二)郎。義和の次男なり。生母はおたき。清琳院。寛政十一己未年十二月十三日生まらる。文化十年嫡子と成り、小石川邸より本邸に徙る。十三年、從四位下に叙し、侍從、掃部頭に任じ、文政七年、攝津守に任ぜられ、天保三年封を繼ぐ。同年少將に補し、嘉永三年十月退隠して、中務大輔と稱し、總て角筈の下邸に移る。文久二年八月二十九日卒す。年六十四。天徳寺に葬り、芳潤院建譽魁翠乘齋と謚す。義建性温順恭謙にして、善く列侯と交はる。老を告ぐるに及んで渝るなし。時に貴賓雅客を招き、文酒の遊をなす。少より書を善くし、詩に工なり。詩人菊池五山稱して以て才藻宗室に冠たりとす。室のり規姫嘉永四年七月廿一日卒す。年五十五。法名は眞證院。は水戸治紀の女なり。義建九男九女あり。次子義恕、宗家を繼ぎ、三子武成、石見濱田藩主松平右近將監武揚の養子と爲り、五子義比家たかを繼ぎ、六子容保かたやす、會津の藩主松平肥後守容敬かたあきの嗣と爲り、七子定敬あき、桑名の藩主松平越中守定猷の嗣と爲る。(尾君御系譜、尾藩事略)

三二 十一世 松平義比(四谷家)

松平義比は義建の五男なり。安政五年、宗家第十五世を繼ぎて茂徳と改名す。名門の部に詳なり。

三三 劍 姫

劍姫は藩主齊莊の四女なり。實母は於八百天保十四癸卯年七月二十四日、市ヶ谷邸に生まる。弘化二年、齊莊夫人猶姫養うて子とす。文久元年二月、井伊掃部頭直憲と婚約あり。三年三月、江戸を發し、尾州に下りしが、當時藩中の論者に多く之を非とし、上書して之を停めんとするものあるに至れり。是に於て四月、痛痛勝れずと云ふ名の下に、兩家熟議の上、終に離縁となれり。縁談及び離縁一件は政治編第後、信州岩村田の内藤正誠に嫁し、明治四年四月十二日、駕籠の漆毒に感染して卒す。年二十九。(尾君御系譜、椋園時事錄、椋園叢書、實憲紀聞、見聞雜記)

三十四 十二世 松平義端 (四谷家)

義端、幼名は秀麿、義比の長子なり。庶出にして且つ虛弱なりしを以て、幕府に達せず。既に三年を経て健康に復す。即ち安政五年六月四日の出生と改め、嫡出に進めて家を繼がしむ。萬延元庚申年七月二日實は五月十八日卒す。年三。天徳寺に葬り、泰嚴院瑞譽秀光映林と諡す。叔父義勇家を繼ぐ。(尾君御系譜)

第三 執 政

一 平岩親吉



平岩親吉、幼名は七之助。其先は弓削淨人より出で、世々河内國の人たり。光仁帝の朝、其兄道鏡罪ありて、下野の藥師寺に配せらる。淨人、難を避けて迹を晦まし、竝に三河に移る。其後數十世にして、筑後守親次あり。始めて徳川氏に臣事す。次男五郎右衛門元次、新右衛門親重を生む。乃ち親吉の父なり。親重、土呂邑に居り、天野清右衛門康弘一に貞親の女に配し、三男を生む。親吉は其嫡子と云ふ。、親吉、天文十一年を以て額田郡坂崎邑に生まる。幼より家康に仕へ舍弟善十郎、助六の二人も亦家康に仕ふ。。家康と同年なり。人と爲り篤實にして材勇あり。長く幕府十六將の一たり。

天文十六年、家康の今川家に詣るや、親吉之に従ふ。家康の尾張に質となるに及び、亦同じく往く。十八年二月十九日、家康の三河に還りて駿府に入るや、亦之に従へり。弘治二年、家康に従ひて始めて出陣し、爾來常に家康の左右に侍して勇戦す。永祿二年、家康の今川義元の

命を受けて兵糧を大高城に入るゝや、親吉之を護衛して行けり。三年織田信長の今川義元を亡ぼすや、家康と共に大高城より移りて大樹寺に入る。六年七月、家康濱松に在りて將に吉田城を攻めんとし、因つて寨を小坂井牛窪に築き、親ら按行す。城主小原備前守資良、詞ひ知り、出でて小坂井に戦ふ。我先鋒敗退す。時に親吉後軍に在り、馬を鞭ちて來援し、撃つて城兵を走らす。同年冬、三河に一向一揆の蜂起するや、亦麾下に屬して軍忠を勵む。十二月二十五日、針崎の宗徒、上和田の砦を圍ふ。我軍之を小豆坂に迎へ撃つて克たす。家康兵を率ひて岡崎より進み之を援く。親吉家康に陪從す。進んで敵の長寛助大夫正重と接戦し、槍にて突倒され將に危からんとす。家康馬を躍らして來り援ひ免るゝを得たり。此役や譜第舊臣と雖も、率ね宗門の誤る所と爲り、多く一揆に黨す。親吉も亦其宗を奉ぜりと雖も、然かも善道を守りて、力を竭し國に報ず。家康特に之を義とせり。

元龜元年、親吉、石川數正等と共に朝倉義景を江州横山城に攻めて功あり。六月、江州徳川の役、酒井忠次と共に先鋒となる。三年、遠州味方原の役に中軍に従ひて功あり。天正元年三月、親吉家康の命を受け、千餘騎を帥ひて、遠州天方城時に武田勝頼に屬す。を攻む。城兵固守して、援くべからず。乃ち兵を分ちて二となし、一軍をして敵の細道を絶たしめ、斜ら一軍を率ひて急に戦ふ。城將久野彈正宗政支ふる能はず。一夜間道より遁れて甲斐に走る。軍士之を探知して追撃せんことを請ふ。親吉曰はく、兵法に窮寇は逼る勿れと戒めたり。且つ敵は素より其地理

に通ずれども、吾軍は未だ之を曉らす。若し險阻の中に陥れらるれば、如何ともする能はず。と、竟に兵を引いて濱松に退き、獲る所の甲首三十二級を獻ぜり。七月二十日、家康の命を受け、内藤金市郎と共に奥平氏明の軍を援く。奥平氏勢ひ微弱にして退去す。親吉も亦兵を濱松に收む。

天正三年五月、武田勝頼軍を三州に出して、奥平信昌の成れる長篠城を攻む。家康及び織田信長之を救ふ。親吉、石川康昌、大久保忠世、同忠佐、本多忠勝、鳥居元忠、大須賀忠政等の諸將と先鋒となり、縦横に馳突して、大に敵を破る。十二月、信長、三州刈屋城主水野上野守信元と隙あり、乃ち家康をして之を殺さしむ。家康之を誥し、竊に親吉に命ず。親吉辭する能はず。遂に之を岡崎に殺す。信元は家康の男なり。四年春、家康遠州乾城を征す。親吉等屢々苦戦し、遂に城將天野宮内景貫武田のを降し、其城を抜いて還る。六年八月、駿州田中の邊を刈田と爲さんとし、松平家忠を大谷表に遣はすや、親吉も亦之に副たり。親吉敵兵の爲めに劍を被り、家忠の從卒に授けられて、井呂に送らる。七年八月、築山殿家康の嫡子信康の生母なり。の密せられし時、親吉、命を含みて其居を治し、喪事を修し、其器財を分ちて侍女及び佛寺に贈與す。九月十五日、信康罪有り、織田信長書を家康に送りて之を推窮す。是に於て家康、信康をして大濱より堀江城に移らしめ、後又二俣城に移らしむ。是より先き親吉及び石川數正共に信康の傳となる。是に至りて親吉請ふて曰く、願くは吾が首を刎ねて信長に遺し、以て信康君の罪を償はんと。

家康其忠誠に感ずと雖も、事已む能はず。九月十五日、信康終に二俣城に自殺す。親吉、鬱鬱慟哭し、是より出仕を止めて幽居せしが、家康の微命臻ること存りなりしかば、已むを得ずして又出仕せり。

八年五月、家康、懸川に屯し、歩隊をして駿州花澤の禾苗を暴し、同州田中の麥を取らしむ。親吉亦兼中に在り、役畢つて、兵を收めて還る。道遠目坂を過ぎ、石川數正殿を爲す。持舟の城主朝比奈駿河守出でて之に躡し、兵勢甚だ鋭し、數正幾ど危し。親吉急に馬を回へし、横に之を討つ。敵兵敗走して城に入る。十月、家康の高天神の地に出馬するや、親吉、鳥居元忠、水野某等と共に、遠參二國の兵を率ゐて従行す。九年、家康地を略し、巡視して田中伊良に至る。朝比奈駿河守城兵を出して之を遮る。親吉乃ち石川鳥居内藤酒井小笠原等と共に戦ひて、敵兵を敗る。十年八月六日、北條氏直の軍、甲州新府に來りて戦を挑む。時に武田氏既に亡ぶ。故に氏直利を此地に争ふなり。我軍水を隔て、中山に陣し、相距る十餘町。親吉殿軍をなす。七日、家康の命に依り、伏兵を設けて、敵の勇士七人を擒殺す。十二月、氏直和を請ひ、遂に之と平々。家康濱松に還る。親吉甲斐の郡代となりて、采地一萬三千石を領し、成瀬一齊、日下部宗好等と共に州内の政令を掌り、善く衆を撫し、降を納れ、便宜を通諭し、風聞を採訪し、以て濱松に達す。家康其能を賞す。十一年七月、家康の女、北條氏直に嫁す。親吉乃ち本多正信と共に従ひて之を送る。十二年、家康軍を帥ゐて織田信雄を接け、以て秀吉に抗す。此時親吉、鳥居元忠と共に

に濱松城を留守す。長久手の役起るに及んで、親吉、甲斐に在つて關東の兵を擊す。

十三年閏八月二日、武田の遺臣眞田安房守昌幸、故あつて家康に背く。家康怒つて、其居城上田を攻む。親吉、大久保忠世、鳥居元忠等と皆戦ひて利を失す。親吉、忠世及び岡部長盛と共に止まり戦ひしが、微勢敵する能はず。竟に敗走す。昌幸衆を麾いて尾撃す。親吉の兵尾崎右門及び其弟某殿たり。大に力戦して之に死す。親吉等是に由りて免かる。此頃武田の家、從今福淨園の族に今福某なる者あり。武田家滅亡の後、甲斐に幽居して、動もすれば黨を樹てんとす。親吉、茶店に誘ひて之を殺す。十六年平岩親吉十一年夏、家康の上洛に陪從し、從五位下主計頭に叙任せらる。十八年四月、家康の命を奉じ、本多忠勝、鳥居元忠と共に五千餘兵を率ゐて關東の諸城を攻む。五月、家康、豊臣秀吉の命に依りて、北條氏房を征して、武州岩槻城を圍む。城堅うして、諸卒大に苦戦し。親吉の臣、箕田角兵衛、多田新八、西郷八左衛門、池田傳十郎以下十餘人、遂に戦死す。親吉乃ち家從越智、彈正左衛門、蘭田新六郎、安藤彦七郎、前田與七郎と共に進みて、城門を破り、敵首四十七級を獲て歸る。時に家弟平岩助六、康長、力戦して命を殞す。秀吉感狀及び刀一口を賚して、其功を賞せり。九月、上野、厩橋に封ぜられて、三萬三千石を食む。此頃家康、京都、大坂に在りて、職に従ひ、井伊直政、本田忠勝、神原康政、石川康通及び親吉等の五隊交代して在京せり。

上野、厩橋に封ぜらる

文祿元年、秀吉の朝鮮を征するや、家康家人をして各々騎士一人を出さしむ。此時親吉は



家從酒井源四郎をして本多忠勝の手に屬して渡鮮せしむ。同年家康の肥前の名護屋に往くや、親吉亦之に従へり。三年四月二十九日、秀吉攝津有馬の温泉に浴す。親吉家康の命を受けて、其病を問ふ。四年家康の第八子仙千代江戸に生まる。親吉子なきを以つて之を養へり。高岳院の文書に曰く、

仙千世事付而高木九兵衛指上候、心中之通令推量候也。

二月十四日

秀忠(花押)

平岩主計頭殿

と尋いで六年二月の事封を甲州新府に移し、六萬三千石を食む。慶長四年三月、親吉家康に侍して水路伏見城より大坂に赴く。九月九日、家康登城の時、増田長東の徒密に之を害せんとす。親吉之を探知し、井伊本多榊原等と共に十人帶劍して従ひ、遂に事無きを得たり。五年三月五日、仙千代甲州に夭亡す。六月十八日、家康、上杉景勝を征せんとし、伏見城を發す。親吉之に従ふ。家康、水口驛を通過せんとする時、親吉の臣稻生平助、石田三成の間者長東正家を捕へ、命によりて之を殺す。九月十九日、關原の役に、親吉既橋に在りて、上杉景勝を壓し、秀忠の軍に陪從す。而して家從鈴木武兵衛をして其勝利を賀せしめ、日を逐ひて上京せり。六年家康の命により、親吉家從八人をして藩祖義直に仕へしめ、翌年、又家從十二人をして同じく仕へしむ。八年、義直甲斐に封ぜられ、親吉其傳と爲る。親吉累年功を積み、之に加ふるに三君の傳

に歷任し、權威日に盛なり、時人、陰に之を憎み、歌を作つて比興の意を寓す。其歌に云ふ、

平岩のあと目につべく五郎太石數へて見れば三つ目なりけり

と。蓋し五郎太は義直の童名なり。十年四月十六日、秀忠將軍の宣下あり、二十六日拜賀の參内に、親吉供奉す。

犬山城主たり

十二年、義直封を尾張清須に移さる。親吉其准父となり、犬山城を賜ひ、采地九萬三千石十二萬三千石に作る。を領す。五月二十六日、親吉清須に至り、城内北之丸に居し、義直に代つて國政を執る。清須町奉行松井勘兵衛に親吉の臣青山治兵衛を副へて、市政を掌らしむ。親吉甥平岩掃部吉範を城代とし、犬山城に居らしむ。八月二日、家康、親吉に本藩の政務を委任す。其文は左の如し。

一、尾州仕置之儀、無遠慮可申付事。

一、給人知行取荒、百姓退轉ニ付而者、其給人曲事之旨被仰出候事。

一、百姓年貢等無皆濟以前、他所へ立退於有之者、曲事ニ可申付事。

右之趣堅ク可申付者也、仍而如件。

慶長十二年八月二日 (黒印)

平岩主計頭殿へ

親吉威權益、加はり、稍、功を特んで専恣、極もすれば意に任せて人を譴す。大に衆望を失

晩年同僚を遇するこゝま家臣の如くす

ふ語は原田忠政の傳中に載せたり。鹽尻に曰ふ、秀吉天下を掌握せし時、親吉、榊原、井伊、本多等と、家康に従ひて伏見の邸に在り、歳將に暮んとす。秀吉何の故たるを知らず、竊に黄金若干兩を四人に贈り、以て壽を爲す。二三子命の辱を拜し、辭せざるものあり。或は受けて後に之を家康に告げ、其處置を請ふものあり。親吉獨り背て拜せず。直に使者に謂つて曰く、僕内府の高恩を荷ひ、金穀充滿す。殿下の賜を須ひず。義敢て受けずと。固く辭して之を卻く。時論之を稱す。此談只一片の小説に過ぎざるが如きも、親吉の人物を想見するに値す可し。然るに早晚言行の異なる、別人の感あり。是れ親吉義直の准父となるより、同僚を遇すること家臣の如くせしより起りしものならん。

十五年、親吉名古屋城に移る。十六年十一月病に罹る。十二月朔日、將軍秀忠、阿部四郎五郎正之を遣はして之を訪はしむ。同月三十日、城中二之丸に卒す。年七十。親吉の卒するに方り、其城内をも憚らざりしは宜しからずとの群議一決し、病奥の體にて二之丸より佐枝主馬種長の城外片端の宅に移す。後家康、親吉が卒所を問ひ、佐枝の宅にて死せしを聞き、犬山に於て死すべかりしを、名古屋にて死せしは其謂れなしとて、甚だ不興なりきと云へり。十七年正月二日、始めて喪を發し、其菩提寺妙眼寺の住僧導師と爲り、高岳院に葬式を行ひ、三河碧海郡桑子村妙眼寺に葬る。平田院越翁休嶽と謚す。後碑を城東寶藏寺今の平田院なり。社寺に經七〇〇頁を參照。樹つ。近臣本田勘助親信自設して以て殉す。事は下條に詳なり。龍臣平野采女は其後間もな

く逐電す。人皆其不徳を嘲る。家康之を聞いて曰く、主計頭老耄、儒夫を取立てたりと。親吉の晩年爲す所甚だ家康の意に忤れりと云ふ。親吉嗣子なくして除封せられ、家絶す。其臣屬の武名ある者、命ぜられて藩士の列に入る。親吉の妻は三州木戸邑石川源左衛門正信の女なり。是より先き江戸に質たりしが、慶長十八年十二月二十八日、將軍秀忠の許を得て、名古屋に來り、親吉の病を見る。親吉喜びて後事を託し、翌日卒す。義利俸五百石を妻に賜ひ、名古屋城中に住して、後室と稱せしむ。歿後休清院一に清林院に作る。と謚す。歿年月は不詳。親吉の側室に一男あり。親元と曰ふ。亦七之助と稱す。仙千代の故を以て、始め隠して世に聞えず。後出でて駿河大納言忠長に仕ふ。忠長罪あるに及んで、親元連坐し、豊前小倉に配せらる。幾もなくして病んで配所に死し、其子孫沉淪せりと云ふ。(大日本史料、金府紀載、同補遺、編年大略、鹽尻、塵點錄、天野氏集書、佐枝家記、地方古義、香咄、峴山日記、蓬左遷府紀載、尾藩雜纂、張州舊話略、尾君三代記、敬公實錄、名古屋人物史料、尾州雜纂、尾藩雜記、尾張雜記、尾陽聞書、黃香雜錄、松濤雜筆、宵窓漫筆、尾陽故記、反古袋、雄關漫錄、神祖年譜、諸士傳略稿、尾藩世記、)

二 初世 渡邊守綱



渡邊守綱、初め半藏と稱し、後に忠右衛門と改む。姓は源氏渡邊綱十四世の孫、右馬允滿綱、後小松天皇の時に武者所たり、足利義滿之を嬖し、武臣と爲す。其曾孫源次道綱、一門と不和の事あり、關東に赴かんとして、遂に三州額田郡浦部村を過ぎ、近親を問ふ。終に留つて此地に住す。其子源太左衛門範綱、弓術に達す。始めて松平長親

信忠、清康に仕へ、享祿二年、三州下地に戦死す。其孫源五左衛門高綱、松平廣忠及び家康に仕ふ。高綱は守綱の父なり。高綱武功あり、永祿七年正月、三州針崎に戦死す。守綱は天文十一年寅年三月八日を以て、三州浦部村に生る。母は渡邊八右衛門義綱範綱の弟有綱の子。廣忠及び家康強弓を以て聞ゆ。の女なり。年十六にして家康に仕ふ。

守綱の初陣

永祿元年、家康の尾州石瀬に於て水野下野守と戦ふや、守綱初陣の功あり。四年、三州寶飯郡長澤城攻の際、敵兵小原藤十郎を捕へて首級を取る。家康曰く、是れ今川氏隨一の剛士なりと。同五年九月二十九日、三州八幡に於て今川氏眞の臣板倉弾正と合戦の時、軍利あらずして、兵を兩途に分ち退く。守綱、石川新九郎、同新七郎と共に殿す。敵兵追撃甚だ急なり。三人

槍半藏の稱あり

百貫文地を繼承す

同じく反し合ふこと三たび、其後石川兄弟の所在を知らず。守綱獨り返し合ふ十度、槍を合すこと三たびなり。矢田作十郎足を傷つき退く能はず。守綱之を援けて行く。敵また追ひ來る。守綱自ら名をつて馳せ入り、山下八郎三郎を討ち取り、首を實檢に供す。家康之を賞して、一隊の生還を得たるは守綱が槍功の致す所となす。是より世人彼を目して槍半藏と呼ぶ。同六年二月、三州小坂井の合戦に先鋒となり、敵首を獲て還る。此時路に近藤傳次郎の疵つき往く能はざるを見て、之を擦ひて退く。敵追ひ來れば返し合して之を走らし、又行く。遂に彼を助け歸るを得たり。同五月、再び小坂井に戦ふや、又先鋒と爲り、敵と槍を交ゆ。忽然傍より槍を以て突く者ありて、終に疵を被る。蜂屋半之丞之を援けて退く。同七年、父高綱死し、守綱家をつぎ、遺領浦部村の中貞國百貫文の地を承く。同十二年正月、遠州掛川に於て、今川氏眞と戦ひ、敵敗走するや、守綱敵を追ひ、進んで城門に迫る。然れども敵遂に出でざるを以て退いて還る。同二月、今川氏の兵艦遠州懸塚湊に到るや、家康、榊原小平太、大須賀五郎左衛門、鳥居彦右衛門をして之を防がしむ。又更に旗下より守綱を擢んで、副となす。守綱槍を以て船中の敵七人を刺す。

元龜元年四月、家康織田信長を援け、越前金ヶ崎に到るや、守綱も亦從軍して功あり。同年六月、江州姉川合戦の時、守綱旗下に屬して出軍す。同三年十月、武田信玄の先鋒遠州見附臺に進むや、一言坂に敵と返し合ひ、終に敵兵を却けて歸る。同十二月、遠州三方ヶ原合戦の時、

三方ヶ原の戦  
に參加して功  
あり

長久手の役勇  
戦す

守綱先鋒を指揮す。敵の動靜を窺ふに、山林叢澤皆敵兵ならざるはなし。守綱以爲らく峻に據りて待つに如かずと、柴田七九郎・大久保七郎右衛門の二人可かず。軍を進めて果して敗る。武田の大軍競ひ來り、守綱石川伯耆守を授けて共に退き、濱松城を守る。戦終りて後、遠州數智郡吉美村七十貫文及び同豊田郡立野村三十貫文の地を賜ふ。天正三年九月、武田の兵遠州池田に迫るや、守綱自ら出でて之に備ふ。敵戦はずして去る。同三年五月、三州長篠の役、守綱先鋒と爲り、力戦して疵を被る。又遠州天方城を攻むるの時、守綱弟政綱中十を授け、銃丸に中りて傷つく。其後遠州大井城を攻むる時、守綱戦功あり。

同十二年四月、尾州長久手の役、家康の旗下に屬して、足輕頭たり。池田勝入の先鋒池田丹後守、旗下に迫る。守綱足輕をして急に銃を放たしめ、且大に呼んで曰く、敵の本陣既に破ると、敵驚いて敗走す。守綱敵の北ぐるを追うて七人を刺す。此時槍鋒既に折れ、刀を揮ひて敵を撃つ。戦終るの後、家康、守綱及び大久保次右衛門等に命じて、諸士軍功の甲乙を議せしむ。同年七月、澤井左衛門・織田信雄の爲めに尾州黒田城を守る。淺野彌兵衛・木村常陸介等之を攻めんと欲し、川を隔て、陣す。守綱命を奉じ、兵を率ゐて黒田城に至り、以て之を援く。天正十八年、相州小田原の役、守綱足輕を率ゐて旗下に屬す。家康關東を領するに及び、武州比企郡二千石の地を加賜す。前領と合して三千石の地なり。足輕五十人を屬せらる。同十九年七月、奥州九戸一揆の起るや、家康自ら岩手澤に陣す。九戸没落の後、守綱命を奉

家康より南蠻  
の甲を賜はる

始めて尾州家  
へ付せらる

じ大久保次郎右衛門・水野左近大夫と共に其地の制法を定む。文祿元年、征韓の役、家康に供奉して、肥前名護屋に陣す。慶長三年、秀吉の薨後、家康、伏見又は大坂に在り。守綱常に左右に侍す。家康曰く、汝今後須らく手桶の形を畫きて自家の指物と爲すべしと。同五年、家康、上杉景勝を征せんとして大坂に在るや、守綱を召して、南蠻渡の鎧と椎形の甲を賜ひて曰く、汝予と同年なり。常に予に従ひて忠節を盡くし、且つ戦功他に勝る。故に此鎧甲を賜ふ。宜しく之を著して壯志を顯はす可しと。乃ち足輕を増屬せしむ。九月、關ヶ原役、守綱旗下に在り。陣地の卑くして、諸軍の營不便なるを察し、之を高地に移さんことを乞ふ。家康喜ぶ。即ち守綱に委して、本營を山上に移さしむ。是に於て諸陣の動靜を視察するを得たり。

同六年、江州坂田郡千石の地を加賜せらる。又遠州榛原郡に於て六千石の地を加へられ、同心三十騎の采地と爲す。同十五年、守綱及び其子重綱を尾州義直に屬せしむ。秀綱守綱の弟新左衛門と稱すも亦之に従ふ。十八年七月、家康、守綱を召して曰く、予嚮に汝を擡でて義利に屬せしむ。尾州は京畿の鎮、若し事あらば汝を先鋒として、軍士を指麾せしめんが爲めなり。今平岩親吉新たに死し、義利尙幼なり。汝若し意に協はざる事あらば、時を限らず歸來して、予に仕ふ可しと。因つて尾州領の中五千石、竝に三州加茂郡寺部村五千石の地を加増す。是に於て守綱の領前と合して一萬四千石と爲れり。所屬の足輕故の如し。唯與力同心を家康に返し、平岩親吉の家士をして之に代はらしむ。同十九年十月、大坂の役、守綱、其子重綱と共に義直

卒去

に屬して、先鋒たり。元和元年夏、再度の役、守綱義直の左右に侍し、重綱先鋒を爲す。凡弘治三年より慶長年末に至るまで、家康の出馬する毎に、守綱扈從せざるは無し。元和六年四月九日卒す。年七十九。三州寺部村の菩提所、守綱寺に葬り、法名を守綱院心空道喜と曰ふ。後將軍命じて家康の功臣十六將の石牌を日光山の廟側に建てしむ。守綱も亦一人なり。(渡邊家譜、尾藩諸家系譜、金府紀略、同補遺、普曜、敬公實錄、地理編四三〇頁を参照)

三 初世 瀧川忠征

瀧川忠征、初名は法忠、小字は彦次郎、尾張の人なり。祖木全征詮、淺井氏に仕ふ。父又左衛門忠澄、初め淺井氏に仕へ、中ごろ瀧川左近將監一益に仕へ、後に豊臣秀吉に仕ふ。世俗に所謂木全の槍とて、中段に構ふるものはなり。母は平手氏。忠征、一益に仕へて忠功あり。因つて木全を改めて瀧川氏を稱せしむ。天正二年三月、勢州長嶋の役、忠征生れて十六歳にして、賊兵を香取口に追ふ。一益其勇を賞し、其名を壁上に書し、人をして之を知らしむ。五月、勢州中江、柳嶋等の賊、白山の崎に出づ。我兵之を追ふ。賊一人將に鳥銃を放ちて忠征を狙撃せんとす。忠征急に槍を取つて出づ。賊懼れて逃走す。三年、河内高屋、攝津大坂、三河長篠、越前吸津及び倉谷、加賀篠谷等に出軍し、毎時首級を擧げざるは無し。四年、大坂勝鬨院の役、又首級を獲たり。五年、紀伊國雜賀の役、忠征槍疵を被る。

六年、織田信忠の因幡神吉城を圍むや、忠征士卒を出して、敵地の稻を刈る。敵志方城を出でて、兵を二部に分ち、來つて立江川の橋邊に列す。我兵川を渡つて之を追ふ。時に杉山小助馬より落ちて乗る能はず。忠征、日置加平次と返へし來り、扶けて之を乗す。時に我兵既に去る。止まる者忠征と日置と唯二人のみ。此役忠征城に入り、數々奮戦して槍柄中折す。此時忠征敵の爲めに胃を打たるゝこと二刀、羽織を裂かるゝこと八刀、脚を傷けらるゝこと一槍。衆皆其勇武に服す。七年、信長一益を遣はして、伊賀國府中を征せしむ。府中に三城あり、忠征其一城主を殺す。十年、明智光秀の信長を弑するや、一益上州に在りて之を聞き、直に問罪の師を起さんとす。而かも北條氏直の必ず途に遮らんことを慮り、忠征を留めて松井田城を守り、國內の質子を監せしむ。且つ曰く、吾汝をして先鋒たらしめんと欲すと雖も、今汝疾病あり。故に留後と爲すと。十二年、家康織田信雄と共に前田氏の居城尾州蟹江を圍む。一益前田氏の兵と分つて三部と爲し、忠征を以て一部の裨將たらしめ、本城の西北方を拒ぐ。家康の將大須賀康高已に城北の門に至る。忠征追うて之を退く。是歳秀吉忠征を召して行人と爲し、且つ土木の役吏たらしむ。

十八年、秀吉前田利家木村定光常陸をして北條氏輝の八王寺城を攻めしむ。忠征之が軍監たり。是歳秀吉兵を遣はし、成田氏長下總の忍城を攻めしむ。淺野長政は右部の將、石田三成は左部の將たり。忠征之が軍監と爲る。諸兵期して同じく進む。左部期を失し、右部死する

國政を執る

卒去

者多かりしも、而かも兵を引く能はず。忠征令を發して、火を所在に放ち、兵を一方に聚む。敵兵計を知らずして退軍す。慶長二年九月二十八日、從五位下に叙し、豊前守に任ぜらる。五年、關ヶ原の役、勢州安濃津城に於て敵兵五人を刺す。此年家康、忠征を召して行人と爲し、且つ土木の役吏たらしむ。十五年、名古屋城を築くや、普請奉行五人の一に選ぶ。元和二年、將軍秀忠、家康の遺命を承け、忠征を以て徳川義直に屬せしめ、采地六千石を賜ふ。同三年以後、國政を執ること若干年。上に奉ずる忠あり、下に接する義あり、人の善を聞きては之を勸め、人の惡を見ては之を戒め、殆んど君子の行あり。寛永九年冬、老を告げて、食邑を嗣子時成に讓る。義直別に采邑一千石を與へて、養老の資と爲す。十二年二月二日病んで卒す。年七十七。南桑名町大林寺に葬り、大林寺宗機と諡す。寺は忠征新建する所なり。義直爲めに寺領一百石を寄せて佛供と爲す。次子忠尙、其養老の采邑を繼承す。(名古屋人物史料、士林評測)

四 初世 成瀬正成 之成



父正一の事蹟

成瀬正成、初め小吉と稱す。姓は藤原氏、其祖二條關白良基、三州足助庄俗に上御所に稱す。に流寓して二子を生む。後良基歸洛するに及び、公子一人、左衛門佐忠基。足助庄に留りて成瀬郷に住す。依りて成瀬を以て氏名と爲す。其子又太郎雅衡、松平親氏に奉仕し、始めて武門に歸す。雅衡六世の孫吉右衛門正一初め小吉、後に一之助と稱す。徳川家康に仕へて軍功多し。

天正十年、武田氏の亡後、日下部定好と共に甲州の奉行と爲りて制法を定む。同十八年、小田原落城して、家康關東を領するや、正一武州鉢形城に入りて北武藏の制法を定め、七萬石の代官を勤め、祿二千石を食む。慶長五年、上杉景勝の亂起るや、正一秀忠に屬して旗奉行と爲る。關ヶ原役後、伏見城留守居奉行となり、松之丸に居り、公務を處理す。又江州淺井郡七萬石の代官を勤め、板倉伊賀守と同じく訟を決斷す。元和六年卒す。正成は實に正一の嫡子なり。母は熊谷若狭守の妹。永祿十一年一本十年に作る。三州に生まる。幼より家康に奉仕して、感従と爲る。天正十二年四月九日、長久手の役、堀秀政が軍勢我先鋒を討ち、富士峯の邊に至りしが、家康の進軍を見て皆退く。正成等旗下に在り、乃ち馳せて之を討ち、正成敵首一級を獲たり。此時正成の槍中心より折斷す。後年正成人に語つて曰く、此槍は武田信玄所持の小熊青貝柄の鎧なり。勝頼亡後、我れ偶々之を得たり。今回長久手の役、敵と相撃ち、敵刀を以て切拂ふの時、鎧首より折れたり。其鎧きこみ、鎧刀の如し、勝頼敗軍の際、高坂彈五小熊鎧甲の鎧及び兵具等、其員に備へて路次に遺す。家康其功を賞して、備前兼光の臨指を賜ふ。時ふの際、事急にして利鈍を違ふに違あらざりしものか云々。家康其功を賞して、備前兼光の臨指を賜ふ。時

執政 成瀬正成

下總國に地を賜はる

關ヶ原の役場  
の政所の吏と  
爲る

甲州の數郡を賜ふ

尾州の國政を執る

に正成十七歳なり。此年家康紀州根來寺の僧侶を扶持する百人に至る。乃ち正成父子をして之を指麾せしむ。天正十八年小田原の役旗下に在りて軍事を掌り、根來の同心之に屬す。此歳家康關東に入國して、下總國葛飾郡栗原郷四千石を正成に與ふ。文祿年中家康肥前郡古屋に在陣の時、正成根來の同心を率ゐて之に従ふ。

慶長五年家康上杉景勝を征するや、正成根來衆を率て旗下の先鋒と爲り、且つ使番を兼ね。又關ヶ原役、麾下に在りて軍忠を勵む。同年冬、正成米津親勝清左衛門と共に泉州堺の政所の吏と爲る。此時南北に廳あり、正成の政治明整にして、人之に懐く。數年ならずして又還つて輕中に仕ふ。慶長八年二月家康將軍宣下につきて參内あり、正成布衣にて車の左側に供奉す。是より先き家康本多正純・安藤直次・成瀬正成等をして政務を掌らしむること數歳。是に於て年號甲州の數郡二萬石を賜ふ。後年三州足助庄を加へられ、舊領新恩の地三萬四千石に至る。四万石は總州、甲州二萬石の中、一萬石は與力五十騎を扶持するの資たり。與力は後に家士と爲る。在所は總州葛飾郡栗原郷なり。慶長十五年家康、正成及び安藤直次を駿府城中の數寄屋に召し、累年の功勞を賞し、義直及び頼宣に附屬し、之が輔翼の臣たらしむ。二人共に之を肯んじ、正成は義直に、直次は頼宣に附せらる。

慶長十六年正月、正成領地甲州一萬石を尾州に替地せられ、別に湯沐の地として尾州知多郡の中龜崎村、乙川村、成岩村、吹越村等を賜はる。此年十二月、平岩親吉卒せしを以て、翌十七年、正成、竹腰正信と共に尾州の國柄を兼る。駿府の老中たる故の如し、此年名古屋築城工

大坂冬の役從軍す

犬山城を賜ふ

事の命を蒙る。慶長十九年、大久保忠隣謀反の疑ありて、江州佐和山に禁居を命ぜらる。忠隣書を家康に上りて其寃を訴へんとす。侍臣皆家康の激怒を恐れて、敢て之を傳ふる者なし。正成獨り進んで之を捧呈す。是に於て家康の怒稍々解くるを得たり。時人正成が君に忠あり、友に信あるを稱す。慶長十九年、大坂冬の役、尾州義直に屬し、平岩の家士を率ゐて先鋒と爲る。馬標は大旗下一通緋、上は白地に朱日丸、騎馬の士の指物は緋一通緋、上に姓名を誌す。足輕指物は二本品二通り緋にして上は朱の日丸なり。又常に家康の側に侍して常に軍議に參す。其後和約成り、大坂城惣濠を填め、城壁を毀つ。秀頼の臣大野治長來つて本多正純・安藤直次・成瀬正成に會見し、其約に背けるを責む。正成曰く、初約に差ふ無し。約する所の惣濠は城の内外惣て之を言ふ。城中の濠一も殘す可からず。今和議を結び、干戈を戢む。再び兵を用ふるの用なし。大樹内府と親戚たり。天下無事の日、大坂城内に濠を殘すも何の益あらん。亡命の兵等猶再舉を思ひてしか云ふ者かと。治長口を滅して去る。

元和元年、大阪夏之役起る。四月、義直軍を發して上洛す。正成の手勢及び平岩が家士、正成の子正虎に附屬して尾州の先鋒を爲す。正成茶臼山に至りて家康の陣に居る。元和二年、正成、秀忠に召されて懇款の命あり。脇指大坂の陣中に帶せしものを賜はる。同三年、駿州久能山より家康の柩を日光に移すや、正成其供奉の員に加はる。同年、義直尾州に入るの時、正成之に従ふ。秀忠之に犬山城を賜ひ、且つ平岩從屬の同心を家人と爲さしむ。同心の知二萬七千四百二十五石、犬山城山寺社領及び船頭寄合せて百二十六石一斗八升五合、犬山城番知總高二千五百八十五石六升二合。正成尾州に在りて國柄を執ると雖も、秀忠の恩顧換

正成病んで江戸に参勤す

らず、御内書及び奉書等を賜ひ、又尾濃の土宜及び犬山にて漁する鮎鮒を献す。  
元和六年九月、義直、正成に尾州一萬石を加封す。寛永元年十月、正成病を力めて江戸に参勤す。遠州小夜の中山通行の時和歌を詠す。

甲斐か根を名媛に見むと思ひしに雲にかゝれる小夜の中山

蓋し正成再び國に就く能はざるを知らばなり。秀忠、土井利勝をして病を問はしむ。正成曰く、忠義の儀今に忘れずと利勝手を把つて涕泣して曰く、此趣を以て上聞に達すべしと。秀忠其將に死なんとするを哀み、義直に謀り、典藥等に命じて治療せしむ。寛永二年正月十七日病篤し、而かも日光山に行かんと云ひて止まず。家臣久保田長藏、水谷八左衛門、病床を荷ひて室内を廻る。家臣野村才次、傍に在つて、日光街道の地を呼ぶ。既にして正成日光御橋と云ふを聞くや、曰く、卸す可しと。長藏、八左衛門乃ち病床を下す。時に正成眼を開き四邊を視て終に卒す。年五十八。下總國葛飾郡栗原郷寶成寺曹洞宗に於て荼毘に附し、遺骨は遺言により天海僧正に請ひて日光山家康廟所の傍に葬る。戒號を白林寺直指宗心と曰ふ。

卒去

正成嘗て禪學を好む。臨終の時偈を作つて曰く、生來去來我不知、端的之處佛祖亦不知、喝秀忠其計を聞き、江戸の中鳴物を停止する三日、義直も喪に臨んで哀悼止まず。正成の爲めに名古屋に臨濟派の一寺を創めて、東海山白林寺と名づけ、翌寛永三年正月十七日上棟あり。喝堂和尚を招請して住持とし、黒印地百石を附せらる。正成二男一女あり、長子正虎家を

成瀬之成

續ぎ次子之成別に家を起す。一女は京都所司代板倉重宗に嫁す。

成瀬之成、初名は正重、幼名は於竹、後に藤藏と改む。慶長元年駿府に生まる。正虎の弟なり。母は正虎に同じ。慶長十六年、家康に謁す。家康曰く、汝が容貌藤藏正義祖父正一の兄、味方原に戦死すに似たり。藤藏と號す可しと。是より藤藏と號す。同年、秀忠に仕へて小姓と爲り、武州旃羅郡窪鳴郷千石を賜ふ。同十九年、大坂冬の役に供奉す。元和元年、夏之役、諸人に先んじ太刀撃して首二級を獲たり。同年六月二十一日、秀忠参内の時之に陪從し、從五位下に叙し、伊豆守に任ぜらる。同七年、秀忠の命によりて根來の同心百人を預り、一嘗の死後正成一旦之を指揮、今更に之成に預けらる。本多正貫守、豊前と共に大手御門番を勤む。同九年、父正成より分知一萬四千石三州足助庄一萬石、下總國葛飾郡の中四千石を受け、舊地と合せて一萬五千石を領す。同年、秀忠更に江州千石の地を加賜す。寛永三年、與力二十騎を附せらる。同十一年十月二十八日卒す。年三十九。下總國葛飾郡寶成寺に葬り、見性院傳翁直心と號す。(成瀬家譜、三州信光明寺本成瀬系譜、白林寺本成瀬系譜、笹岡本成瀬氏系圖並家譜、中村修氏本成瀬系譜、成瀬家之傳記抜萃、地理編四二七頁を参照)



五 二世 渡邊重綱



年、父死して將軍秀忠より父の遺領三州江州の地を賜はる。義直亦之に尾州五千石の地を賜ひて家を繼がしめ、同心騎士足輕を屬せしむること故の如し。其後同心騎士の采地七千八百石餘を増さる。寛永十八年、執政に補せらる。二十年十二月家を長子治綱に譲りて致仕す。義直、重綱に隱居料二千石の地を與ふ。

正保四年正月、日光の廟を拜せんとして江戸に抵り、將軍に謁す。家光恩遇殊に深く、老體辛勤の勞を慰む。遂に日光山に詣して尾州に飯る。慶安元年九月、病を發す。時會々上使内田信濃守來りて尾州に登城す。重綱の病を聞いて、其第に臨んで慰問す。義直も亦重綱を訪ふこと二度。同年十月朔日終に卒す。年七十五。三州寺部村守綱寺に葬り、光照院道清と諡す。重

執政に補す

綱七男三女あり、嫡子治綱家を嗣ぐ。次子吉綱丹後守幕府に仕へて一萬石を領し、泉州伯太の城主たり。三子三綱牛右衛門も亦幕府に仕へて父が江州の領千石を承く。四子長綱源次七歳にして義直に仕へ、重綱が隱居料を相承せり。(渡邊家譜、金府紀較、同補遺、尾藩諸家系譜、尾藩世記)

六 初世 志水忠宗

志水忠宗、初め小八郎、後に甲斐と稱す。其先六孫王經基の男左馬頭滿政の八世、高田藏人忠國の後裔なり。一説に忠國は菅原姓にして式部權大夫良賢の子なり。氏を清水と改め、源氏を菅原に復す。壽永元年、城州八幡山下に居住す。其子國元、國元の孫宗久に至り、石清水八幡宮に隣れるを以て、氏を志水と改むと云ふ。忠宗は實に宗久八世の孫加賀權守宗清が男なり。母は田中甲清の女。天正二年、城州八幡つたに生まる。家康の室相應院夫人は忠宗が妹なるを以て、夙に家康に奉仕して驗府に參勤す。慶長五年、會津征伐及び關ヶ原合戦に供奉す。時に八幡山下の郷士等、志水氏の庶流等と石田三成に黨す。忠宗台命を被り、悉く徒與を追捕し、其餘類を絶つ。是に於て、上山城の地に於て食邑五百石を賜ひ、且つ山城、大和、河内の公領五萬石の地を管し、貢納の事を務めしむ。義直の封を尾州に移すや、相應院夫人の縁を以て、忠宗をして義直に屬せしめ、大高其他に於て采地五千石を賜ふ。蓋し大高は家康の今川義元義に屬し始めて戦功を樹てし所なり。其尾州に赴くや、清須にて小笠原和泉守が館に寓す。

尾州家に屬す

執政 志水忠宗

同十五年、名古屋築城の後、深井丸、榎多門内に住す。或は本丸に住す云ひ、或は櫓の一隅を預り得て邸宅と爲す云ふ。同十六年、加判に列す。元和二年、城代となりて留守す。大坂役後、其勞を賞して五千石を加賜せられ、總て一萬石となり、騎士二十三人を領す。寛永三年正月十二日、深井丸の居邸に卒す。年五十三。本國八幡の正法寺に葬りて、甲龍院圓譽淨徹と諡す。三男忠政、忠知七女あり。長子忠政家を繼ぎ、次子忠次初め忠貞、采女と稱し、後治右衛門と改む。秩千石を分領し、別に家を起す。三子忠知初め三郎、後監物二千石を分領せしが、其子の時に嗣なくして家絶す。(蓬左邊府記稿、金府紀較、尾藩世記、尾藩名跡志補遺、尾藩名家舊跡集、地理編四三二頁を参照)

七 初世 竹腰正信

竹腰正信、姓は竹腰氏、初め正次と名け、後に正徳と改め、寛永九年、今の名に更ふ。幼名を万丸と稱し、慶長十年、小傳次と改む。父を助九郎光昌といひ、美濃齋藤家に仕へしが、齋藤家没落の後、山城紀伊郡八幡山に隠住し、志水加賀守宗清の女、即ち相應院夫人を娶り、既に妊娠の後、前秋田城介實季に招かれ、離別して赴き、文祿三年九月十五日、秋田に自殺すと云ふ。正信、天正十九年正月二十一日、八幡山志水宗清の宅に生まれ、祖父次郎左衛門重時に引取られ、八幡の西之岡なる其隠宅に養育せらる。

文祿二年、母家康に仕ふ。三年、正信始めて家康に謁して、殊遇を受け、從者七人を屬せらる。

四年、仙千世の生るゝに及びて、共に鍾愛せらるゝこと、恰も連枝の如し。慶長五年、石田三成の家康を亡ぼさんとせし時、正信八幡の金剛寺に在り、是より先き正信の從弟志水善三郎なる者、大坂に在りて、増田長盛の侍史たり、因つて之を長盛に告ぐ。長盛、足輕頭早咲小左衛門、柏原次郎左衛門をして正信を虜にして、大坂に質となし、足輕頭梶原源太左衛門某名不詳をして之を護らしむ。一説に、長束正家が、大坂の宅に幽し、天野源右衛門の子足輕頭眞野佐太郎をして監せしむとなす。此時正信の從者七人の中六人、皆從行を肯んぜず、唯奥田松若初め千若と稱せしが、仙千世誕生の後、松若と改む。正信の幼少の頃より慕はれしものなり。のみ一命を顧みずして、從行せり。

竹腰先祖書に左の如く見えたり。

此内松若の働無限候、食事も不出候付、町え出餅など買調進め候由、松若八幡を出候節、腰に鳥目百五拾文許有之候處、絶々に成候故、大坂を忍び出、八幡え立戻り、親伯父杯へ頼候は、我等事世になし人に附添居候ても、行末無覺束候間、欠落仕参り候、是より何方えも罷越奉公にても、稼可申と存候、就夫路用少々合力給へと申候處、尤の事也、合力も安き事候へ共、路用に成候程は無之、有合せとて、鳥目一貫文取せ候へば、松若申候は、追付仕合能便可仕とて出けるに、いかにも仕合ようようと門外へ見送り候よし、夫より松若は一貫文を肩に引懸、急ぎ大坂え罷越、籠舎前え音づれ候處、万丸は其跡にて松若さへ我を見給候哉と、患罷在候所へ立歸、卑怯千萬歎き給ふ事や有ると勵し、是を先上

り候へと餅を出し、親伯父を欺し、鳥目を負參候事共物語仕、扱是よりは何にても買測上可申と欺候由。

又、梶原も正信を憐みて、涙く好意を加へたりと云ふ。既にして家康、三成を亡ぼし、九月十日、家康、大津に來れりと聞き、松若に因りて大坂城を出づ。十月、家康、淀川の邊に放鷹せし時、正信、松若は梶原と同舟して來り、狐ヶ崎にて家康に面謁せり。時に正信、松若共に無刀なりしかば、正信には行光の脇指、松若には景光の脇指を給はりて共に京都に入れり。後六人の從者は放逐に處せられ、松若は名稱を忠右衛門重政と改む。志水善三郎は八幡に隠れしが、翌六年捕へられしかば、正信に菊一文字の刀を給はりて自ら之を斬らしむ。松若は時に總役を勤めたり。同年、正信、母に従ひて江戸に往き、爾來家康に昵近し、毎日家康の前にて射駿馬上田半平、試劍柳生但馬、放砲稻留一夢を學ぶ。十年、甲斐高力筋十一箇村にて五千石の采地、並に駿府郭内にて鷹に井伊兵部少輔直政の居住せし第宅を賜ひて之れに居らしめ、且弓、鐵砲、劍、矛等の兵器をも給はりたり。

十二年十二月二十二日、駿府城御次の間より出火するや、正信、家康を病褥のまゝ抱へて庭に出で、又小屋の棟木を抜いて火を打消したりといふ。時に家康御座の間破損せしかば、其の夜は正信の邸に入りて宿せり。同年、義直の家老職一説に後見として尾張知多郡の内にて一萬石に轉封せらる。十四年、家康より道中持筒三挺狸々皮を給はる。同年、家康の命に依りて

駿府の執政に列す

大久保相模守忠鄰の養女を娶る。即ち松平右衛門大夫康寛の女なり。十五年、秀忠より道中持筒三挺狸々皮を給はる。以來道中鐵砲六挺づつ持たせられしが、息女が成瀬正虎に嫁せしとき、其所望に依り引出物として三挺を遣し、と云ふ。十六年、家康の上洛に従ひ、三月二十二日、從五位下山城守に叙任せらる。其頃本多上野介正純、安藤帶刀直次、成瀬隼人正成等、駿府の政を掌るや、永井右近大夫直勝、村越茂助直吉と共に此列に加はり、正信は御内証迄も御免にて、政治に習熟せしめらる。是れ豫め尾張の國柄を承らしめんが爲めなりき。四月二日、家康、藩祖義直、駿河頼宣をして大坂に往き、秀頼と相見せしむるや、成瀬正成と共に之に従ひ、秀頼より其指料松浦信國の刀を給はる。

尾張の國政を掌る

十七年正月、成瀬正成と共に平岩親吉の後を繼ぎて尾張の國政及び名古屋城土木の事を掌る。成瀬竹腰は二之丸に志水は深井之丸に在りし、後三人共三之丸に出仕したりと云ふ。二月十六日、正成と共に駿府に至りて復命す。三月十七日、將軍秀忠、駿府に至り、家康に謁して留ること數日。二十一日、正信、駿河加護鼻にて砲術を演じて高覽に入る。其距離十三町、玉目五十目、三發三中。秀忠大に感じて衣服を給ふ。此時家康より一萬石の加増を受け、富永丹後守麾下の同心五十騎を屬せらる。十九年十月、大坂の役に、尾張の士の部將となりて之を指揮す。時に、石川主殿頭忠綱正信の妻の伯父なり。の陣、今橋に在りて最も城に近し。城兵鐵砲を放つこと夥し、乃ち之を訪ひて鐵砲を放つこと三發、皆矢間に入る。是に於て城兵矢間を鎖せりと云ふ。時に家從中西權之助、彈丸硝薬を備めたり。此時、

忠綱試鏡一領を出して與へしも、辭して著せざりき。元和元年五月、大坂の役再び起るや、義直に従軍し、五月七日、攝津平野に着陣す。時に家康茶臼山にあり、正信召されて従者山田市右衛門野村九右衛門の二人と茶臼山に至り、急に城中に進むべきの命を受け、城門の柵際に迫りて陣す。是に於て麾下の士及び故平岩親吉の従士等悉く集まる。城已に陥り、囚虜の中に梶原源太左衛門あり、正信舊恩を思ひ、家康に請ひて之を宥し、明年尾張に来るべきを命じて別る。其後梶原は西國に赴き、途中風難に遇ひて溺死せりと云ふ。一説に眞野佐太郎は大坂落城の後、正信に救はれ、播磨の書寫山に入道して、誓夢と號し、肥後熊本に僅成庵を結びて念佛し、元和の末、善導寺にて寂すと見えたり。

五年十二月、義直より美濃今尾にて一萬石を加増せられ、都べて三萬石を領せり。寛永元年、京都二條城修築の事あるや、正信は藩祖に代りて上京し、渡邊忠右衛門重綱、瀧川豊前守忠征等之に従ふ。己に其功を竟るや、江戸に至りて將軍に謁し、時服及び白銀を給はる。三年九月、將軍二條城に赴くの時、正信義直に扈從せり。五年、義直の將軍に隨ひて日光山に社參の時、正信胸痛一作に難を病みて従ふこと能はず。將軍江戸に歸還の後、秀忠及び家光より内書を給はりて訪はる。六年正月、病癒え、同月二十七日、江戸城に登り、秀忠家光に謁して謝す。七年、義直に代りて上京し、明正天皇の御即位を賀し奉る。時に飛鳥井雅賢卿より蹴鞠の秘訣を傳へらる。是年癘を病み、秀忠家光より尋ねらる。十二年十二月、來年頃、祝儀の爲め義直

卒去

に代はりて江戸に抵る。十五年七月、將軍より應雲雀を相領す。十六年九月二十一日、光文、千世姫と婚禮の際、正信は輿を迎へ、九月二十八日、將軍より小袖十領、白銀二百枚を給はる。正保元年、義直に代はりて上京し、去年十月、後光、明天皇の御即位を賀し奉る。二年四月晦日、名古屋に卒す。年五十五。法號を正信院安譽道輝といふ。山口町の相應寺中東月院に葬り、骨を下野日光山に埋み、髮を紀伊高野山に納め、日光の明道院、高野の見樹院に各、石碑を建つ。高野山の碑は相應院の碑と相竝ぶと云ふ。竹腰系譜及先祖書、尾藩諸家系譜、竹腰系譜、尾州諸家系圖集、名古屋人物史料、大日本史料、編年大略、金府紀載、同補遺公安管大夫入紀年略、萬花露酒集、尾藩雜纂、尾君三代記、鐵砲茶話附尾、尾陽聞書、尾陽名家舊跡集、竹腰三信傳、祖禮實記、地理編四二九頁を參照。

八 二世 成瀬正虎



執政 成瀬正虎

成瀬正虎、初名は正房、幼名は小平治、後に半左衛門と改む。隱居して一岳と稱す。正成の長子。母は森川氏俊右衛門の女。文祿三甲午年駿府に生まる。幼にして權田泰清小三の養子と爲る。後に泰清丹波國の代官野勢小十郎と諍議あり、之を正成に謀る。正成曰く、此訟理に當らず。應に訴ふれば必ず敗を取らん、速に止むべしと。泰清怒

幼にして權田氏の養嗣と爲る

つて曰く、我訟何ぞ理に非ずと爲さん。惟ふに卿が子を養ふが故に、其事なきを望みて止むるならんと。終に正虎を返して好を絶つ。泰清終に廳に訴ふ。果して理ならざるに依りて罪を得たり。正成義を以て正虎を納れず。正虎趨つて駿府の寶臺院に入る。松平忠明下總守、初め清臣之を聞き、勢州龜山城入部の時慶長十三年七月、正虎を迎へて愛撫すること實子の如し。忠明の室は小出吉親の室、正虎の母は姉妹にして、同じく本多三彌正重の女なり。慶長十三年、家康忠明に命じて正虎を正成に還さしむ。此年正虎、半左衛門と改稱し、秀忠に召出されて祿四千石を賜ひ、小姓組に入る。時に年十九。

大坂冬之役、正虎、秀忠に供奉して、平野の本營に在り、家康彼をして義直に屬す可き旨秀忠に命ず。秀忠、正虎を召して之を命ず。乃ち使者と共に住吉の陣營に至りて、義直に謁す。元和元年、夏之役、正成麾下の兵を率ひて尾州先鋒の將と爲り、軍功を樹つ。元和三年、義直名古屋に歸るや、正虎に封千石を加ふ。元和九年七月、秀忠上洛の際、義直之に供奉す。正成、正虎父子隨從し、歸路正虎途より立退き、先づ駿州江尻の邊に暫時潛居せしが、夫れより武州鉢形邊に轉住す。寛永元年、義直の命により先づ尾州鳴海村瑞祥寺に落着き、正成の迎を請けて名古屋に歸る。同二年、正成卒す。喪畢つて家督を賜ふこと父の時の如く、尾州の政務を掌る。同三年、從五位下に叙し、準人正に任ぜらる。正保二年二月、義直、正虎に尾州の中二萬三千七十九石九斗六合の地を預けらる。

慶安二年十二月、正虎が江戸の邸田安門内鼠穴と云ふ邊に在りを公收して、新に地を四谷門内廻町十丁目

尾州の執政と爲る

卒去

に賜はる。承應二年二月、正虎、藩主光友に謝して曰く、年來我れ獻言する所禮を失ふもの多し。宥恕を乞ふ。然れども後例掌規と爲るものは、事小なりとも不肖談論に與らんと。光友之を可納す。明暦三年二月、正虎老年の故を以て預地を返上す。萬治元年十二月九日、光友を犬山城に養す。同二年十二月二十七日、退隱を許され、其子正親が部屋住にて賜はりたる五千石の地を與へて養老の料とせん。正虎之を辭す。寛文元年九月二十四日、剃髮して一岳と稱す。同三年五月九日、尾州に於て卒す。年七十。同地白林寺に葬り、乾龍院一岳宗無と諡す。翌四年、光友白林寺に詣して正虎の靈前に香燭白銀五十枚を供せり。正虎二男三女あり。長正親、家を繼ぎ、次直龍、土尾直政の養子と爲る。一女は板倉重太市の室、二女は小出吉久信濃の守。三女は志水忠繼甲斐の守の室となる。成瀬系譜、成瀬氏系圖並家譜、成瀬家譜、尾藩世記〇地理編四二七頁を参照

九 初世 石川光忠 二世 正光 三世 章長

石川光忠、幼名は太郎八、後に市正と稱す。姓は源氏、多田滿仲の孫頼遠の子有光、源義家に從軍して奥州に下り、石川郡に住す。因つて以て氏とす。有光の曾孫義季、承久の役に戦死せしを以て、弟光治、美濃國市橋、深田、成田の地頭職に補せらる。此に於て始めて美濃に移住す。其後十六世の間、或は京都に出でて幕府に仕へ、或は濃州に住す。光政の時、秀吉に屬し、弟光重、秀次に屬す。光重の長子光元、播州龍野城主と爲り、播、淡、攝三州の中五萬三千石を領す。文

祿の役、戦艦の進退を督し、秀吉歸京するに及んで、名護屋行營三之丸番衆六番の中、第一番組を率ひ、石川組と稱す。關ヶ原の役、西軍に黨す。弟光吉大山城主たりし、同じく西軍に黨す。光忠は實に光元の長子なり。

慶長六年、父光元卒する時、八歳にして伏見に在り。所生の母徳川家康に仕ふ。同十三年召に應じて駿府に至りて家康に奉仕す。十五年、濃攝二州の中、一萬三百石を賜ひて食邑と爲し、騎士三十六員を附屬す。十七年、台命に依りて尾州家に屬し、後城代たり。元和元年、濃州石津郡一之瀬村を在所と爲す。同八年十二月、采邑替地の事あり。岡田將監將軍の命を傳ふ。寛永五年九月十八日卒す。年三十五。京都妙心寺中大雄院に葬り、大雄院韓叟玄信と諡す。光忠三男一女あり。長男正光、家を繼ぎ、次男宗直二千石、三男忠昌千石、共に尾州に仕へて別に家を起す。(石河系圖、尾陽名將志補遺、尾藩世記、地理編四六一頁を参照)

石川正光

石川正光、初名は宗共、幼名は嘉助、後に伊賀と改む。光忠の長子なり。光忠末期家領を配分し、正光長子たるを以て七千三百石を領し、騎士を預ること父の如し。承應元年九月、執事に補し、在職十四年にして、寛文四年、之を辭し、同八年十一月、再び國政に參與す。同九年、濃州中嶋郡駒塚村を在所と定む。十一年九月十日卒す。年五十七。濃州山縣郡植野村蓮華寺に葬り、蓮華院仁山了義と諡す。正光三男五女あり。長男章長、家を繼ぐ。(同上)

石川章長

石川章長、幼名は七郎左衛門、後に伊賀守、大和守、出羽守、佐渡守と稱す。延寶三年、國老と爲

尾州の政柄を  
兼る

りて政柄を執る。四年七月、庄内川洪水ありて下小田井村の堤塘を毀る。章長等怠慢の罪に坐し、向後下邸滞在を禁ぜらる。五年十二月、從五位下に叙し、伊賀守に任ぜらる。寶永三年、致仕して月俸百口を賜はり、束髮して章長と號す。寶永五年五月四日卒す。駒塚村蓮華寺に葬り、章長院忠嶽宗恕と諡す。五男二女あり。長男正章、家を繼ぐ。次男正信、鏡嶋家の嗣と爲り。三男章治、別に家を起し、四男正武、竹腰信濃守正辰の養子と爲り。五男政朝、石河土佐守政郷の養子と爲る。(同上)

一世 志水忠政

志水忠政、初め半左衛門、また藏人、後に甲斐と稱す。忠宗の長子なり。母は東條紀伊守行長の女。慶長三年生まる。慶長十九年、大坂の役に出陣し、軍功に依りて部屋領二千石を賜はり、埋御門内に住す。家督を嗣いで、采地騎兵等を領する父の如し。慶安元年九月、執政に補す。承應二年、始めて參勤し、不行跡によりて譴責を被り、奉行目付等も閉門を命ぜらる。明曆二年老し、同四年六月二十六日卒す。年六十一。城州正法寺に葬り、忠政院單譽宗閑と諡す。一男早三女あり。養子忠繼、家を繼ぐ。(尾陽名將志補遺、尾陽名家舊跡集、尾藩世記)

執政と爲る

三世 渡邊治綱



渡邊治綱通稱は半蔵、任官して右馬允後に飛騨守と爲る。重綱の長子家譜には第三子あり。なり。慶長十一丙午年山城伏見に生まる。母は杉浦右衛門七盛嗣の女。年十五にして義直に仕へ、新地二千石を賜はる。寛永十八年五月老職と爲る。同二十年父退隠して家を繼ぎ、其領二千石を父に賜ふ。正保二年十二月、從五位下に叙し、右馬允に任ぜらる。承應元年、祖父守綱の例により、父重綱の石牌を日光山の廟側に建つ。又名古屋に於て一寺を建て、三州守綱寺の通所と爲し、尾州中島郡刈安賀新田今泉村高百石の地を寄せて寺領と爲す。後に光友の黒印を拜受す。同二年、三千石の地を加賜せらる。明暦三年九月、在府發病するや、光友其第に臨んで親しく病を問ふ。歸國の後、十月二十日卒す。年五十二。三州守綱寺に葬り、治綱院清信と諡す。長子宣綱、家を嗣ぐ。(渡邊家譜、金府紀略、同補遺、編年大略、隱藩世記)

二世 初世 山澄英龍



山澄英龍幼名は左膳次、主膳兵部、松村新兵衛母方の祖母を松壽院と曰ふ。松壽院母方の祖父は松村又右衛門と云ひ、池田伊豫守の家臣なり。長壽にして百事百功あり。故に之を淡み幼時母の命によりて松村將監淡路守と稱す。致仕して造酒佐と改む。其祖は村上源氏伊勢國司北島顯能の支流なり。顯能の子顯俊、始めて木造を稱す。顯俊六世の孫俊茂の弟政能、川方氏を稱す。政能五世の孫宗成、父は政信、母は龜音院、初め織田左太郎と稱し、又前田十太夫とも號す。勢州兵亂の時一族分散し、母と共に淺野幸長に寓せしが、去つて城州伏見に住し、又尾州に来る。寛文九年卒す。英龍は宗成の第二子なり。寛永二乙丑年正月十日、山城に生まる。母は馬場政次の女。嘗て英龍于時七歳を携へて池田光政の簾中に寓し、江戸に住す。建部政勝の母慶正之を見、英龍を伴ひて義直に謁見す。即日小姓に加へられ、名を主膳と命ぜらる。時に寛永八年十七歳なり。

同十七年、光友に仕へて名を兵部と改む。後五十人頭及び御用人たり。正保三年六月、新知五百石を賜はる。時に松村新兵衛と稱す。慶安二年九月、五百石を加増せらる。同三年十二月、願に依りて山澄と改姓す。同四年三月、又五百石を加へられ、都て千五百石を領す。同年十一月、御側同心頭となり、騎馬同心十二員を掌る。萬治三年三月、名を將監と賜ひ、足輕五十人を掌る。寛文元年三月、老中に補し、本知を加倍され、都て三千石を領す。同三年九月、知二千石を

加賜され、都て五千石を領す。五年三月、騎馬同心十員を増さる。同六年正月、從五位下に叙し、淡路守に任ぜらる。十二年十二月、病に依りて致仕し、造酒佐と號す。元祿十二年、了雲と號し、十六年七月十七日卒す。年七十九。名古屋白林寺に葬り、指月院中山了雲と謚す。英龍三男一女あり。長子英重、家を繼ぎ、次子經英、別に家を起す。三子英貞、英重の嗣子と爲る。(山澄系圖、士林評測、尾關名跡志補遺、尾關名家舊跡集、尾藩世記、地理編四四頁を參照)

一三 三世 志水忠繼

志水忠繼、初名は忠廣、また忠貞、貞一本直、又作眞。今家譜に従ふ。幼名は山三郎、長じて半左衛門と改む。忠政の嗣子、實は光友の末男なり。寛永六年十一月朝日生まる。藩主光友に事へて執政となる。萬治二年十二月、從五位下に叙し、甲斐守に任す。寛文二年、騎士十二人を増し、合せて三十五人を屬せらる。寛文四年三千石を加へられ、總て一萬三千石を領す。五年四月十八(六)日、江戸に於て卒す。年三十七。山城正法寺に葬りて、覺性院本誓宗本と謚す。四男三女あり。若宮花守夢物語と云へる書に、志水甲斐守忠繼と云けるは、酒樓嫌の能時は智恵も秀たる様に見え、酔の醒たる時は貫がらの如くなりければ、執權に誤あり、第一知行所を撰り取にし、我氣に入たる者を故なきに取立、非道を以て小科を大に申立て人を殺し、家名を失はせ、其身は好酒佳看色を好みて、常に我館に出入る輩、甲州に徳を付け、我爲に能事を云者をばあくまで(水)

奔せしめ、左なき者へは對面もせず、晝夜邪欲を左にし、善を右にあかせし故、終には天罪報ひきて、食事を通ぜぬ病ふを請、年若くして死失にけり」と見えたる、反對者側の言なれど、其人を知るに參考たる可し。忠繼四男三女あり。三子皆早世し、三男宗秀家を繼ぐ。(同上)

一四 三世 成瀬正親 四世 正幸



成瀬正親、幼名は熊之助、後に小吉と改む。正虎の長子なり。寛永十六年三月十一日、尾州に生まる。母は小岩井雅樂介の女、慶安二年父と共に始めて江戸に下り、將軍家光に謁す。明暦元年、尾州に還り、翌年九月、藩主光友より部屋領五千石を受く。萬治二年十二月二十五日、父正虎致仕して家督を繼ぐ。光友、正虎に隱居料五千石を賜ふ。正虎辭して受けず。故に之を正親に加賜す。正親實に賜ふ所の五千石は之を奉還す。是に於て正親、犬山城三萬五千石を領し、騎馬同心等を附與せらる。父の時の如し。同月二十八日、從五位下に叙し、信濃守に任ぜらる。寛文元年二月十日、令して曰く、竹腰正晴、成瀬正親の二人は富家に於て格別のものたれば、自今大事を除くの外は雜務の取扱を免し、藩主在府の際、書狀加判に及ばざる可しと。此年九月二十五日、華人正に轉任す。元祿十六年九月二十日、名古屋に於て卒す。年



六十五、白林寺に葬りて柏貞院節功良忠と諡す。花守夢物語と云ふ書に成瀬隼人正正親は三代次第に生れ劣りて、此正親は乳中智惠淺く、人の異見を不用、我する事を能と計思ひ、殿の御爲會て不奉存、父一岳の代より貯へ置たる金銀を不益の事に皆々遣ひ捨、勝手を取續き難成と申由を聞て俄に驚き、同苗吉左衛門と云阿房者と大竹又左衛門後天外と云者と相談して譜代の者七十五人の暇を出し、残る諸親類に恨を受け、大竹に賄ひしたる者どもは色々と又左衛門申立て其儘召抱置、此時家中の騒動は近國迄も響きけり、三代武功譽有る者の末は外様へ追のけ見る事もなく、服部與兵衛と云代官手代の伴之彌三右衛門と云ける男を側近く呼出し、追々取立、知行三百石とらせ、家居の物數寄も役人に申付、作事をいそがせ、其物入に不厭結構を盡し、三度の支度も彌三右衛門に相伴させ、三十五六歳に成ける彌三右衛門をひとつ床の内に臥せしめ、夫のみならず彌三右衛門奥方を迄返し、娘杯にも爲逢、彌三右衛門が舅海保三郎右衛門と云自分の同心に何の故もなきに過分の加増をくれ、又白林寺の小僧を貰ひて侍に取立、家中の面々に慮外を働かせ、其外數限もなき淺智の振舞、批判するに物なし、君の御様三萬五千石の費なれば、何哉竟の落書にも朝鮮人の逗留と隼人正を書たるは國の費といふ事かと見えたる、案より悪口目的の書なれば、悉くは信じ難けれど、参考の爲めに此に掲ぐ。正親一男一女あり、男正幸、家を繼ぐ。



執政と爲して、右近と改名せしむ。十四年、また因幡と改名す。十六年十月、父の遺領犬山城三萬五千石を繼承す。同年十二月、從五位下に叙し、隼人正に任ぜらる。享保十七年八月十五日、願に依りて隱居し、九月少進と改稱す。寛保三年八月十日、名古屋に卒す。年六十四。白林寺に葬り、轉幽と諡す。一男三女あり。男正太家を繼ぐ。(成瀬家譜、成瀬家之傳記、拔萃、尾藩世記)

成瀬正幸、幼名は正輝、童名は熊之助、次に小吉、後に右

近、因幡と改め、隱居して少進と稱す。正親の子なり。延寶八年六月二十一日、江戸に生まる。母は神谷甚五左衛門の女。元祿二年、光友の命に依りて名を小吉と改む。八年、江戸に到り、白書院に於て始めて將軍に謁す。九年七月三日、光友の命を蒙りて元服す。且つ采邑三千石を賜ひ、

一五 四世 渡邊宣綱



渡邊宣綱

渡邊宣綱、初め新七と稱し、後に半藏と改む。治綱の長子なり。正保二酉年、三州寺部に生まる。母は鳥居左近忠勝の女なり。承應二年三月、光友の命を奉じて、半藏と改稱す。閏六月、江戸に参向して、將軍家綱に拜謁す。蓋し祖先の盡忠によりて、將軍の待遇他の陪臣に異る所以なり。明曆二年春、江戸に参勤するや、家綱、宣綱を召して、親しく祖先守綱の軍功及び一族の麾下に参するものゝ功勞を問ふ。同三年、父治綱卒して、家を嗣ぐ。元祿二年正月六日卒す。年四十五。三州寺部守綱寺に葬り、宣綱院と謚す。子無きを以て、養嗣定綱家を襲ぐ。宣綱の事は、花守夢物語に、渡邊半藏宣綱差出候、武邊者に持込面體にては、成程鬼の腕も切兼、間敷顔色なれども、元來智愚にして、中々批判に不及。同名大隅守繁昌せし時は、旗本風を吹し、尾州の勤を、龜略に思ひ、高知の御恩澤をも不存、在所へ引込、虛病を構、巳が勝手に家中を詰、百姓をあくまでせたげ、唯金銀を貯ふ事を樂み、母に甚不孝にして、道に缺たる事共多し。誰か可有、上の御爲、大切に可思、人は此人なり。然るを如此の不仁、誠には是非なき事共也。先半藏が智惠のなき事は、同名新左衛門が惡事老を不知也。何

とて異見を云はざる。新左衛門が惡事は、第一江坂清左衛門を取立て、大代官にする事、大なる誤也。其仔細は、清左衛門極て心邪氣強、あくまで著事にして、大酒榮耀を好み、跡先をわきまへぬ男也。先手御普請奉行を仕そこなひ、御馬廻と成、元來御普請奉行と申は、御國奉行、町奉行と位階さのみ不違、大方同輩也。然るを清左衛門、御代官と成ては、御國奉行の支配と成事、是新左衛門が誤りと、清左衛門が恥をしらぬ故也。清左衛門を役替させんとて、豊前屋口の稻葉次郎左衛門、杉浦理兵衛に何の譯もなきに、加増をとらせけるは、新左衛門君の御爲を不奉、思事、是一つ也。濃州一之瀬の金山へ何として、新左衛門の越けるぞや。御口まねをもする身として、憚かましく、殊更老年不相應に行けるぞや。又實子を角倉が家へ養子に遣し、長袖にする事、いかにぞや。今は世を退ければ、細くには不言、斯様の事共を半藏異見は、不申して、諸共に踊り合ふ事、淺間敷、新左衛門君を疎にせし其罪、其身にせまり、惣領の半十郎、二男の角倉、三男の宰子、一年の内に死し、同名(苗カ)源左衛門、三年以前より亂心致し、共先其分に隠し置、高知を費す。此等の事、半藏知らぬとは云はれまじ。新左衛門因果をさらす身なれば、不及是非、故人も命長ければ、恥多しと云ひ置けるは、新左衛門が身の果にて思ひしらるゝと也。功成名遂て身退くといふは、智臣の語也。新左衛門は、不功成名は、不違して、小便をして身を退くと、國中の口ずさみ。是は老ぼれて、御用場にて小便の出るを不知、居ながら小便をして、あはてふためきたればなり。と見えたるは、素より適評には非ざれど、當時

の下馬評として掲げて以て参考に供す。(渡邊家譜、花守夢物語)

一六 二世 山澄英重

老中に補せらる

山澄英重、初名は英要、初め主膳と稱し、次に將監、淡路守、數馬、後に風殘と稱す。英龍の長子、母は寺尾直政の養女祖庭なり。正保四年九月十九日、名古屋に生まる。寛文二年三月、證人として江戸に下り、始めて將軍家綱に謁す。寛文六年、將監と改名す。十二年十二月、父の領邑の中三千石を賜ひ、騎士を掌ること前代の如し。延寶三年閏四月、御側同心と爲りて足輕二十人を掌る。貞享二年二月、藩の老中に補し、千石を加増せらる。同四年十二月、從五位下に叙し、淡路守に任ぜらる。元祿十二年二月致仕して數馬と改名し、巾下の下屋敷に住す。十三年十一月、削髮して風殘と改名す。享保十八年七月二十六日卒す。年八十七。城南白林寺に葬りて陽徳院柳陰風殘と諡す。花守夢物語に、山澄將監英重は親より生れ劣りたり。親淡路守は暫く文學有て、智恵に文學を交へ、御用も達ける故、諸人重く思けり。將監は色深く、父の代になき内證への廊下等大分物を入れ、内證の物數寄手張りたりと云評有。去れ共直成生れ付世上能知也。是全く父淡州存生にて有ける故と云。老中となして父を後立にせばしかあらんや。將監事少々人を引過る事疵也と云。また有、誠に目出度は父淡路守也。賤敷身にておさなき時京より下り、五千石迄取上げ、誦太夫迄に任官し、功成名遂て能時節に身を退き、兩子を結

構に勤させ、其身安樂にす。豊前守に比すれば、十倍の果報人也と肥されたるを見れば、英重父子人物の一半を推量するに足る可し。英重六男二女あり。養嗣英貞實は英重の弟家を嗣ぐ。(同上)

一七 四世 志水宗秀 五世 忠休 六世 忠榮

志水宗秀、初名は忠時、幼名は虎千代、長じて右衛門と稱し、後に甲斐と改む。忠繼の第三子、母は成瀬正虎の女昌桂なり。寛文二年生まる。父の遺跡を繼いで一萬三千石を領す。寶永七年九月晦、日卒す。年四十九。城州正法寺に葬りて宗秀院鑑譽道芝と諡す。花守夢物語に、今の右衛門は虎千代とて、十歳計迄の生立はいともかしく見えけるに、成人にしたがひて次第にうつけ増長し、面向不背のたはげぞと、是ぞ世間の口ずさみ、立てから見ても横からも馬鹿に紛れはなかりけり。東條助太夫杯といふ者、唐人に似たる男、後見の如く出入し、品々の事いひ教へ、他へも利發を風意聽し、隨分利口と作れども、生れ付の事なれば、次第くにうつけと成、佛者の批判は、甲州の在世の内、あらゆる非道私慾の罪悖、右衛門にめぐりきて、因果をさらす恐ろしといふ。又醫道の批判には、又人間五臟六腑有、右衛門は二臟三腑有べし、何と見ても腑貫也」と見えたる、惡罵に過ぎたる評なれど、當時の言なれば、参考に資す可し。宗秀二男一女あり。長子忠休、家を督く。(同上)

志水忠休、初名は宗盈、また忠榮、幼名は安之丞、また右衛門と稱し、後に甲斐と改む。宗秀の

志水忠榮

長子なり。母は吉川氏家督を繼いで一萬三千石を領す。享保九年九月九日卒す。年三十。大高の長壽寺にて火葬し、遺骨を城州正法寺に葬り、天性院温譽恭信忠休と謚す。子なきを以て同姓庄左衛門幸忠忠政の弟忠次、曾孫、治部右衛門の嫡男忠梁を以て嗣とす。忠梁は幼名は義之助、家督して吉左衛門と稱す。後に從五位下に叙し、甲斐守に任ず。養子たるによりて三千石を減ぜられ、一萬石を領す。享保十一年八月、騎士十三人を賜はる。但し其うち高橋淺右衛門は故あつて立退く。十七年八月、二騎を増し、延享元年三月、又十二騎を増し、合せて二十六騎を率ふ。藩主宗春及び宗勝に仕へて執政たり。寶曆八年、退隱して友山と號す。同十一年五月十六日卒す。年五十九。大高の長壽寺にて火葬し、遺骨を城州正法寺に葬りて寂照院忠譽義諦友山と謚す。五男三女あり、長男忠如、家を繼ぐ。(同上)

一八 石河正章 四世 忠喜 五世 光富 六世

石河正章、幼名は幸七郎、後に太八郎、鞭負大炊出羽守と改む。采邑、騎士前代の如し。寶永三年三月、萬石格に進み、國老と爲りて政柄を執る。享保元年十月、曾祖父の如く幕府謁見献品等を許可せらる。同四年十二月、從五位下に叙せらる。十七年、致仕して愚翁と號す。寶曆三年七月二十八日卒す。年七十。墓所先代の如し。石川家拜領の朱印に石河と有り、故を以て正章官に請ひて川の字を河の字に改む。是より以來石河と稱す。正章三男三女あり、長子忠喜、家を繼ぐ。次正茂、石河兵庫興利忠喜の孫の嗣子と爲り、後に宗家を繼ぐ。(同上)

河石忠喜

石河忠喜、幼名は七郎、後に太八郎、隱岐伊賀と改む。享保十七年、家督をつぎて采邑、騎士前代の如し。享保十八年六月二十一日卒す。眞源院禪河宗漲と謚す。子なきを以て、別家石河正茂實は正章の次男を復歸せしめて家を繼がしむ。

石河光富

石河光富、初名は元珍、次いで正茂と改む。幼名は千次郎、後に雅樂、また伊賀守と改稱す。正章の次男なり。享保六年、別家を嗣ぐ。忠喜卒するに及んで又本家に歸し、采邑七千九百石七升六合を領す。附屬の騎士前の如し。元文四年八月、國老と爲る。同五年十二月、從五位下に叙せらる。安永二年七月二十三日卒す。蓮華寺に葬る。(同上)

一九 山澄英貞 三世 龍豊 四世

山澄英貞、辰之進、兵部大膳、主税將監、淡路守、造酒佐風詠と稱す。英龍の第三子なり。母は壽光院、英龍の妾、横山、元祿元年十月二十九日、日置村の下屋敷に生まる。元祿十年、英重の養子と爲り、十二年二月、本知三千石を賜ひ、大寄合たり。幼年たるに依りて、騎士を召上げらる。十五年六月、兵部、寶永二年六月、大膳、六年十月、主税と改名す。正徳三年閏五月、老中に補し、騎士九員を掌る。正徳三年十二月、同三員を加へらる。享保四年正月、將監と改名す。享保五年十二月、從五位下に叙し、淡路守に任ぜらる。八年、騎士三員を増して、都て十五騎と爲す。九年正月、

山澄龍豊

千石を加増し、都て四千石を領す。十七年六月、致任し、造酒佐と改名して下屋敷に住す。寶曆十年十二月、剃髮して風詠と改名し、安永二年十二月二十四日卒す。年八十六。城南白林寺に葬りて樟月院歸山風詠と謚す。英貞三男二女あり。長龍豊家を繼ぐ。(同上)

山澄龍豊、初名は顯貞、幼名は晋次郎、次に直三郎、右近將監、河内守淡路守、造酒佐梅翁と改む。實は木造森龍英龍の子の三男にして、英貞の養嗣と爲る。母は一柳氏梅雲院。享保三年十月十四日、知多郡大草村に生まる。十七年、父の家領の中三千五百石を賜ひ、大寄合たり。且つ騎士七員を掌る。同年七月、右近と改名す。元文五年十月二十三歳にして老中に補し、騎士五員を増さる。同年十二月、將監と改名す。寛保三年、騎士三員を増さる。寶曆三年十二月、從五位下に叙し、河内守に任ぜらる。四年、五百石を加増し、都て四千石を領す。九年二月、淡路守に轉す。明和六年八月、致仕して造酒佐と改む。寛政四年、削髮して梅翁と稱し、寛政四年八月十七日卒す。年七十五。城南白林寺に葬りて嶺樹院梅翁宗英と謚す。龍豊四男五女あり。長子龍明、家を繼ぐ。(同上、金府紀較)

五世  
二〇 成瀬正太 六世 正典 七世 正壽



成瀬正太、後に正泰と改む。小字は万之助。次に小吉、後に半左衛門、老して内藏頭と稱す。正幸準人の長子。母は堀直利丹後守の女なり。寶永六年六月二十六日を以て尾州に生まる。享保十七年八月、父の讓を受けて家督を繼ぎ、犬山城三萬五千石を承く。十二月、從五位下に叙し、隼人正に任ぜられ、尾州の執政たり。明和五年、老して内藏

成瀬正典



頭と改名し、家を正典に讓る。天明五年六月二十日、名古屋に卒す。年七十七。矢場町白林寺に葬りて宗俊と謚す。正太畫を伊嶋牧齋に學び、頗る其堂に入る。(成瀬家譜、學藝編三二八頁を參照)

成瀬正典、小字は万之助、後に小吉と改む。民部少輔、主殿頭たり。隱居して左衛門佐、また淨翁と稱し、蘭洲と號す。正泰の子なり。寛保二年正月三日、尾州に生まる。寶曆八年十二月、從五位下に叙し、民部少輔に任ぜられ、十二年、主殿頭に轉す。明和五年正月、家を繼ぎ、隼人正に轉任し、藩の執政と爲る。文化六年七月、老して家を正壽に讓る。七年、削髮して淨翁と稱し、文政三年十月十八日、江戸に卒す。享年七十九。同地市ヶ谷修行寺に葬りて日慶と謚す。正典、丹青の技を好み、應を描くこと殊に妙なり。(成瀬家譜、名家誌第一三七)



ぐ。(成瀬家譜)

二 山村良由

山村良由、字は君裕、字は子裕、通稱は三郎右衛門、蘇門と號し、居を清音樓と曰ふ。信州福島の  
邑主にして、本藩の世臣なり。天資穎悟にして、讀書を好む。甫めて十歳、晝夜手に卷を釋てず。  
侍醫其病を生ぜんことを恐れ、陰に其父に告げて之を止む。良由悲恨食はず。侍醫大に驚い  
て、遽に復告げて以て好む所に従はしむ。是より先き侍醫三村季昆、東遊して學を大内熊耳  
名は承裕、字は士緯に受け、頗る詩章を能くす。良由之に就いて學ぶ。而かも季昆、方に醫術に銳意にし  
て侍讀に暇あらず。良由自ら奮つて力學す。既にして父に従つて江戸に朝し、費を熊耳に委

成瀬正壽、初め千之助、次に千三郎、後に主殿と稱す。正  
典の第四子なり。天明二年二月二十三日、江戸に生まる。  
寛政十年十二月、從五位下主殿頭に叙任せらる。文化六  
年七月、家を繼ぎて執政となる。八月、隼人正に轉任す。天  
保九年十月二十七日、江戸に卒す。年五十七。下總國葛飾  
郡栗原郷寶成寺に葬りて、道寛と諡す。長子正住家を繼

す。幾もなくして福島に歸り、勤學愈々勵み、殆んど寢食を廢するに至る。山水を觀、原野に獵  
する、亦必ず書を以て自ら隨ふ。息へは則ち出して以て之を讀み、難義あるに及んでは、輒ち  
之を抄録し、遙に之を熊耳に問ふ。熊耳亦其篤志に感じ、剖析以て答ふ。因つて其學益々進む。  
後數歳にして、其臣石作駒石、南勢に遊び、南宮大湫に師事し、業就りて還る。良由之と俱に日  
夜切磋し、引發已ます。時に熊耳既に没す。因つて書を大湫及び江村北海に通じ、學亦大に進  
む。

其封を襲ぐに及んで、勵精治を爲す。家舊と負債多く、邑入の半を以て息に充つれども給  
らず。良由之を患へ、夙夜之を償ふの法を思ひ、寢ねずして以て且に達するもの數、なり。或  
人曰く、宿債多し。子縱ひ終身の力を窮むるも、豈に能く之を一洗せんや。徒に精神を耗し、以  
て病根を媒するは宗祀を守る所以に非ざるなりと。良由聞かずして曰く、皮の存せざる、毛  
安ぞ傳かん。用の足らざる、臣民胡ぞ濟はんと。愈々益々儉約を力む。是に於て負債旋、減す。  
然れども餘す所尙多し。時に駒石、計長と爲り、乃ち諸債主を召して告げて曰く、吾が主赤心  
を推して躬ら儉約を力め、以て臣民を救へり。而かも用猶足らず。卿等徒らに得べからざる  
の債を責め、主の仁を阻む。貞竊に取らざるなり。獨り貞の取らざるのみに非ず。豈に亦卿等  
の意ならんやと。債主之を聞いて、各、自ら感奮し、争ひて券を析き、且つ別に貨を納れて以  
て之を助く。此に至つて十數年の債、一旦にして洗ふが如く、用乃ち足る。前に唾を置くもの

噫然たり。

天明中、歳大に饑ゆ。木曾尤も甚し。良由深く之を患へ、自ら有司を將りて邑中を巡行し、錢穀を領ちて以て之を救ふ。窮民頼つて以て死を免がるゝ者甚衆し。翌年、江戸に適きて藩侯宗睦に謁す。侯特に之を賜賞す。是歳良由致仕して嗣子封を襲ぐ。宗睦良由をして尾府に留つて政を輔けしむ。居ること頃くにして、侯に従つて江戸に赴き、事を市ヶ谷の官邸に用ふる十年所。時に侯更に法令を定め、匡正する所多し。良由皆與つて力あり。寵遇日に隆し。寛政六年、從五位下に叙し、伊勢守に任ぜらる。同十年、疾を以て辭職す。侯殊に之を惜む。國老も亦皆之を止め、強いて起ちて事を視せしむ。良由竊に謂つて曰く、人止まるを知れば殆からず。是れ我が退くべきの秋なりと。因て病篤しと稱す。侯乃ち己むを得ず之を允す。特に養老の祿を賜ひて優待す。

良由芝邸に退居すること一年ばかり、邸火災に遇ふ。因つて移つて墨水の別荘に住す。既にして木曾に歸り、幽棲を營みて水を引き松を樹え、以て自ら娛むと云ふ。良由江戸に在るの日、幕府旗下の士と某所に遊ぶ。主人以爲らく、良由木曾に生長し、頗る粗鄙なりと、心之を輕侮す。謂つて曰く、子嘗て山中に住す。必ず栗を炙く。法を善くせん。望むらくは吾が爲めに之を炙けと。良由徐に答へて曰く、諾と。乃ち命じて炭一苞、栗一石を運ばしめ、炭を熾にして栗を其中に投ず。餅を以て之を攪す。爆々として聲あり。席上に散亂す。其賸略概ね此の如

加判を命ぜらる

し。文政六年正月十六日卒す。享年八十二。福島の興禪寺に葬り、徳光院照山宗蓮と諡す。著すところ清音樓集、詩韻兒解ありて世に行はる。(尾張名家誌第二編)

八世 瀧川 忠 曉

瀧川忠曉、小字は彦次郎、寛政五年、權十郎と改め、後に刑部と稱す。實は生駒周房大膳の次子なり。母は寺西氏。寶曆八年九月九日生まる。安永二年十月、瀧川忠厚長門に養はれて、其家を嗣ぐ。世祿二千石の中、千三百石を賜ひ、普請組寄合たり。天明四年十二月、番頭に叙せられ、六年二月、轉して參政に補せらる。八年十月命あつて、恒に江都に住し、兼ねて世子の事を執らしめらる。寛政元年五月、御部屋用人を兼ね、機務を掌る。三年三月、御側同心頭に遷り、六年十一月、特に寵命を承けて年寄並に列し、祿を増して二千石餘となさる。同八年及び十年、又再び祿を加へられて、三千石餘と爲る。且つ以て世祿と爲すを得たり。十二年、藩主齊朝之を幕府に告げ、乃ち始めて從五位下に叙し、豊後守に任ぜらる。享和三年正月、侯又祿五百石を加ふ。是に於て其采邑の中、中島郡稻島邑は始祖の舊邑たるを以て、請ひて以て郷邑と爲さんと欲す。侯乃ち之を聽し、乃ち黒印を賜ひて徵と爲す。文化六年、また五百石を加賜す。七年、請ひて江戸の住を辭し、尾州の第に歸るを得たり。文政二年四月、其數十年の績を以て、特に命じて其祿を合せて、咸以て世祿と爲し、以て之を褒賞す。同六年十月、病を以て致仕す。凡職に在

ること四十年、侯其功勞を懐ひ、月俸七十口を賜ひて養老の料と爲す。文政七年、宿恙治せず、遂に三月十三日を以て卒す。享年六十六。南桑名町大林寺に葬りて、大寛院仁山義方と諡す。五男四女あり。嫡長忠據、夙く既に官を得、二男忠純、富永氏の養子たり。三男忠篤、肥田氏の養子と爲りて、用人と爲る。四男某天す。五男忠貫、側定の出たり。忠曉之に千石を分與して、遊祖忠征の三男忠尙の家の絶えたるを再興せしめ、他は悉く之を嫡子忠據に譲る。(大峯先生文集、藩士名寄抄)

九世  
二三 渡邊綱光



渡邊綱光、幼名は在綱、潜翁と號す。また仙翁、一樂魯縞、魯江等の別號あり。幼名は中務、次に求馬之助と稱し、後に靱負、また半藏と改む。實は松平石見守桑祇の二子なり。明和乙酉年九月三日、江戸に生まる。天明二年、渡邊飛驒守綱通の養子となりて名古屋に移る。時に年十八。同三年、始めて藩主宗睦に謁し、五年、將軍家治に謁す。寛政十二年、家を繼ぎて加判の列に入る。文化元年二月、病に罹りて致仕し、潜翁と號す。天保九年十月九日卒す。年七十四。三州寺部守綱寺に葬り。院道壽と諡す。子なし。養子規綱嗣ぐ。

(渡邊家譜)

十世  
二四 渡邊規綱 十一世 塚綱



渡邊規綱、初名は綱久、道翁又は塘翁と號す。小字は豊吉、後に半藏と稱し、兵庫頭たり。剃髮して後は兵庫入道と曰ふ。實は三河奥殿藩主松平大隅守乘友の二男なり。寛政四壬子年正月九日、江戸に生まる。享和二年、叔父渡邊半藏綱光の養嗣となりて名古屋に移住す。時に年十二。文化元年三月、家を繼ぎて半藏と改稱す。五年八月上

京し、始めて藩主齊朝に謁し、同年また將軍家齊に謁す。十四年十月、加判の職に就く。十二月、從五位下に叙し、兵庫頭に任ず。文政元年十二月十二日、加判を免ぜられ、差控を命ぜられしが、十九日、許されて歸國す。其原因に就いては政治編第一一頁に述べたれば、今略す。當時坊間の狂歌に渡邊のかなけのとれぬ其先にこがねの蓋をほり出した津田、「持籠の身より出たる錆なれば朱柄は野となれやまぬ胴樂」、「側役の云を丈夫と心得て安井四六にはまるわたなべ」、「津田はとる渡邊かへる世の中に何とて揚屋つれなかりけるなど多く出でたり。こゝに安井とあるは渡邊氏の近臣、又津田は規綱に代りて新に加判の列に入りし津田



縫殿御側大寄合定七百石の事なり。天保六年十月入道し、明治元年、兵庫頭を辭し、道翁と號す。四年正月十八日卒す。年八十。法號を規綱院釋道翁と曰ふ。規綱八男四女あり。長子寧綱家を繼ぐ。規綱風雅を好み、茶事に精通し、又日庵宗甫と號す。また宗一、宗玄、龍艸、玄齋、一樂園等の別號あり。傍ら狂歌を能くし、橋五園、千廣と號す。特に製陶の技に達し、常滑の陶工白鷗及び京都の樂了入を招致して其法を傳習し、自ら作る所の茶器雅趣に富む。(渡邊家譜、青窓紀聞、汲古)



渡邊寧綱初め豊太郎と稱し、後に半藏に改む。飛騨守たり。規綱の長子なり。文化七庚午年十月二十七日、三州寺部に生まる。文政二年三月、十歳にして家を繼ぐ。天保十年九月、藩老に補せらる。十四年七月、閉門を命ぜられ、職を退く。其理由に就いては政治編第一二〇頁に述べたれば此に贅せず。安政二年二月、異國船江戸近海渡來につき、警衛を命ぜられて參府せしが、五月歸郷す。十二月、從五位下に叙し、飛騨守に任ぜらる。萬延元年五月八日卒す。年五十一。守綱寺に葬り、道明と諡す。三男四女あり。長子綱倫、家を襲ぐ。(渡邊家譜)

二五 佐枝種武

佐枝種武、初名は種茂、初め富三郎、次に新十郎、文化十三年の改稱、後に將監、文政十一年の改稱、致仕後は廓然と稱す。傳助某の子なり。文政元年、家を繼ぎ、寄合に補せらる。二年正月、持弓頭となり。六年十月、大番頭格に進む。八年、始めて將軍家齊に謁して物を賜はる。十一年、用人の事務を執掌せしが、天保元年八月、御用人を命ぜらる。六年十一月、江戸表諸役所の入用取締懸を命ぜられ、翌年玄關向、縮筋等の事務を管す。八年八月、御用人に轉ず。勤功によりて足高二百石を給せらる。十三年十月、東本願寺門徒紛擾鎮撫の功によりて賞を受く。十四年六月、江州八幡町替地につきての功勞によりて賞を受く。同年十二月、改革取締に就いて特別の功勞あり。城代格に補し、足高三百石を給せらる。御用人故の如し。弘化元年二月、改革取締に關して、昨冬以來勝手繰合せ効を奏したるは、特別の勤勞に依るものなるを褒し、爾後兩地相圖つて益々勉勵す可きを命ず。尋いで物價低廉の調査に關する勤功を賞せらる。是年十二月、年寄加判を命ぜられて足高千石を給せらる。二年四月、茶壺を賜はる。是れ藩に於ける特別の待遇なり。同年十二月二十七日、改革後の勝手向、殊に繁劇なるに當りて、勤勉よく事を處し、且つ正金融通米切手減方等に就いても盡す所少なからずとて、藩主慶藏親しく時服を賜ふ。同日、更に黄金壹枚を給す。四年正月、足高五百石を増さる。嘉永元年十一月命あり。尾州に在つて、國政に參せしむ。翌年三月、御勝手方を勤めしむ。種武、意見を吐露し、四月、舊職に復す。此時慶勝藩政改革に意あり。種武其職を失はんを恐れ、或は竹腰に鈴木に、或は高須老侯、内藤駿河

佐枝家墓地の  
事は尾州武鑑  
に見えたり

守に請ふ所あり。兩侯より慶勝に説きしが、藩主慶勝、勝手向の改革を斷行するに際して、彼を斥くるの止むを得ざる所以を具に述べて、之を拒絶し、竹腰にも再度説諭する所あり。二月、捕武の加判を免ぜらる政治編第一卷二〇九。安政二年、祿制に關する改革あり。二月、年寄列を免し、足高千石を沒收す。政治編第一卷二〇九。五年十一月、加判を命ぜらる。萬延元年閏三月、家中武藝に就いての事を幹せしむ。文久二年十二月退隱し、翌年十二月、廓然と改稱し、同月四日實は病死す。總見寺に葬る。辭世に曰く、愛着のまよひは更にふりすて、我行末は南無阿彌陀佛。  
(佐枝家記、青葱紀聞、文公自書類纂、椋園雜記、椋園時事錄、見聞雜割)

八世 成瀬正住



成瀬正住、小字は爲三郎、次に萬之助、後に小吉と改む。會水と號す。正壽準人の子なり。母は家女。文化九年九月晦日を以て尾州に生まる。文政十一年十二月、從五位下に叙し、主殿頭に任ぜらる。天保九年十月、父卒して其遺領三萬五千石を繼承し、犬山城に治す。是月、準人正に轉ず。藩主齊淵、齊莊、慶威及び慶勝の四代に仕へて執政たり。安政四年九月十九日、尾州に卒す。年四十六。矢場町白林寺に葬る。二男四女あり。皆早世す。青

山忠良の第三子正肥を養ひて嗣とす。正住、狩野風の畫を能くし、花卉禽鳥に巧なり。(成瀬家譜、政治編第一ノ一九二、一九五、五八五、五八七、五八九、二〇一、二〇二、五九四頁を参照)

二七 渡邊在綱

渡邊在綱、通稱は新左衛門、人呼んで青松葉と曰ふ。祿二千五百石を食む。藩主茂徳に重用せられ、用人より執政に進む。性沈毅、硬直にして、一諾を重んず。常に武備を修め、夙に西洋砲術の利を知り、上田仲敏と謀り、私材を抛ちて巨砲を鑄造す。又藩士中の壯年者を集めて銃陣の法を訓練す。後藩の兵制を改めて洋式を採るに及び、其教育を受けし者多く教官に擧げらる。在綱、家政豊ならず。而かも武器を購ふに費を吝まず。明治元年、佐幕黨の巨魁を以て目せられ、正月二十日、斬に處せらる。享年四十九。矢場町守綱寺に葬り、在綱院釋岳丈と諡す。刑に就くの日、嫌疑者數名と共に城に召され、年來森曲之所置有之候付、依朝命賜死者也と宣するや、在綱神色變ぜず。徐に曰く、君家の爲めに忠志を懐く。一死辭する所に非ず。然れども冠するに森曲の二字を以てす。死すとも瞑し難し。願くは其所以を聞かんと。忽ち壯士六七人、左右より拉し去り、向屋敷に於て斬首す。其死に臨んで、泰然自若たりしは、敵黨たる者と雖も皆感嘆せざるは、莫かりきと云ふ。(椋園時事錄、見聞雜割、名古屋藩記録、彰明留帳、尾藩雜纂、名古屋人物史料、玉見見聞錄、幕末勤王家履歴、政治編第一ノ三一八、七三四頁を参照)

二八 七世 山澄龍騰

山澄龍騰、初名は豊欽次に龍騰、後に龍官、右近と稱し、後に將監、淡路守、伊豫守等に改む。龍明の子、豊尙の養子にして、高木八郎左衛門龍大の次男なり。老中に列す。文久三年八月十六日、其門前に貼附せられたる書に、

前大納言様御附御小納戸頭取堀勘兵衛事、君上先年御隠居被遊候節、憂を共に可仕候處、大奸賊竹腰兵部少輔等に阿順致、報國有志之近侍を黜け、其餘君邊之事共一、兵部少輔へ及内通、昨年に至り正義之士を君側に被用候處、尙種、佞諂を以て黜け、終に君聽を塞候而已ならず、奉勸者修剽兵部少輔等再出をも密に相企候段、國體を亂すの奸臣に付、速に可致退隱様可有御周旋候。若、及遲後候に於ては、可加天誅、其節可處同罪者也。

癸亥八月

報國忠士中

とあるに依れば、此頃竹腰黨と目せられしが如し。元治元年、慶勝諸士の土著を獎勵するや、龍騰、成瀬正肥、千賀信立、大道寺直良、横井時足等と共に土著懸たり。慶應元年四月二十七日卒し、城南白林寺に葬りて、大寛院松山風外と諡す。(山澄系圖)

二九 九世 成瀬正肥

成瀬正肥、小字は欽之助、次に小吉と改む。主殿頭また隼人正たり。雙山と號す。天保六年十月十二日を以て江戸に生まる。實は青山山下野守忠良の三子にして、安政二年七月、成瀬隼人正正住に養はれ、其女に配す。三年十月、始めて將軍家定に謁見し、十二月、從五位下に叙し、主殿頭に任ぜらる。四年、正住の遺領、犬山三萬五千石を繼承し、隼人正に任ぜらる。五年十月、藩主慶勝退隱せしめられ、松平茂徳家を繼ぐ。正肥、茂徳に隨從して、將軍家茂に謁見す。六年八月、水戸齊昭の永塾居を命ぜらる。や、松平左兵衛督と共に其使命を蒙る。萬延元年三月、尾州に下る。

文久二年八月、尾州の金鐵組等は正肥に頼りて事を成さんとし、其邸に到りて竹腰正謨等を斥け、正義の士を擧げ、再び慶勝を立てて大に勤王に力を盡さんことを請ふ。九月、正肥參府し、總裁松平慶永及び老中の席に出でて、具に藩狀を陳辨す。其後正謨の退隱、幽屏せられしは全く正肥の主張せし結果なり。十一月、尾州に赴く。三年、將軍家茂上洛につき、之に先ちて慶勝も亦京師に入る。正肥之に従ふ。是より常に朝暮の間に立ちて周旋す。六月、慶勝に従ひて尾州に歸る。七月、有志の輩正肥の邸に集り、大に時事を談す。八月、茂徳退隱して義宜立つ。此月、正肥、尾州を發して入京す。同月二十八日、皇居を警衛することを命ぜらる。九月五

日参内して龍顔を拜し、天盃を賜はる。十月、再び龍顔を拜して天盃を賜はり、尾州に歸る。元治元年、將軍上洛につき、正月、慶勝に従ひて上京し、三月十九日、龍顔を拜す。四月十五日、二條城に登り、將軍家茂に謁見して時事を述べ、四月二十九日、参内して龍顔を拜し、天盃を賜はる。五月、從五位上に叙せられ、尾州に歸る。之より國力休養と士風刷新とに努め、自ら土著懸の一員となりて、千石以上の藩士の土著を奨勵す。

六月、京師に甲子禁闕發砲の變あり。七月、上京して天機を伺ふ。八月、慶勝征長總督に任命せらる。偶、慶勝、病歿に在り。正肥乃ち國に歸る。九月十六日、慶勝上京し、十八日、正肥も亦上京し、大物見として兵千五百十人を率ゐ、十月二十六日、京を發し、翌月七日、廣島に着す。十四日、正肥總督に代り、同地國泰寺に於て、長藩老臣の首級を實檢す。慶應元年正月、正肥、廣島の陣を撤して歸京す。五月、尾州に歸る。二年正月、長州再征につき、慶勝に後備心得を命ぜらる。正肥兵を率ゐて尾州を發し、大坂に下る。其間慶勝、征長の軍機を失するを憂ひ、上書して諱諍す。乃ち正肥を尾州に召還し、長州征討を辭し、諸侯をして事を議せんことを奏して允さる。時に慶勝病んで命に應ずる能はず。十一月、義宜及び正肥を上京せしめ、代つて事に與らしむ。十二月、慶喜將軍に宣下せらる。正肥將軍に謁見し、國に歸る。十二月二十五日、天皇崩御す。三年正月、將軍奏して大喪の爲めに征長の師を解く。六月、將軍の命に依り、正肥上京し、七月、尾州に歸る。

藩主に代つて  
二條城を受領す

信州に出征す

慶應三年十月、將軍慶喜政權を返上す。慶勝勅命に依りて上京す。正肥之に従行す。十二月、慶勝大坂に下り、正肥隨從して之を輔翼す。明治元年正月三日、伏見の戰あり。正肥直ちに参内して南門前を警衛す。五日、朝廷慶勝に命じて二條城を收めしむ。正肥、慶勝に代つて直に二條城に赴き、舊幕府の監察梅澤孫太郎より城地を受領す。十六日、慶勝に従ひて尾州に歸る。三月、正肥皇室の藩屏に列せられ、參與職會計事務局權判事に任ぜらる。四月、會津藩を始め諸藩聯合して皇師に抗し、先鋒既に信州に進むの報あり。是に於て朝廷正肥に歸國を命じ、慶勝を輔翼して、賊を平定せしむ。閏四月、京地を發して歸國し、兵七百三十人を率ゐて、信州に向ふ。二十日、鹽尻驛に次し、二十七日、進んで甲府に至る。既にして賊平定せしを以て、五月十一日、甲府を發して鹽尻に滯陣せしが、信州も亦鎮定せしを以て、二十九日、同地を發して、六月八日、尾州に歸る。朝廷、正肥に感狀を賜ふ。十月、行政官左の達を下す。

成瀬 隼人 正

其方領知三萬五千石之内、徳川三位中將方前、より遣レ置候高有レ之候處、其方先般藩屏列被仰付尾州ニ關係無レ之ニ於テ、舊封之餘者、三位中將方、差返可申管之慮、當時其方儀三位中將輔翼之譯、有レ之候ニ者、先領知是迄之通遣置申度趣、同人内意、有レ之候付、當分封知差返候、不及候間、此旨相心得可申權御沙汰候事。

十月

行政官

執政 成瀬正肥

十二月、天皇東京より還幸す。明治二年二月、正肥上京して天機を伺ふ。此時辨事に任ぜらる。同月、封土返上に就いて建白す。

臣 正肥

謹按自古封建郡縣之制、互ニ得失御座候テ、一概ニ不可論候ヘトモ、畢竟時ヲ量リ勢ヲ審ニシ、天下ヲ馭スルノ大權ヲ失ザルニ有ト奉存候。近日諸藩封土返上之舉、方今之要務、公忠至誠、臣正肥不堪感激之至、依之敢テ列侯ノ驥尾ニ付シ、謹テ土地人民ヲ收テ捧之、奉待朝裁候。仰願ハ海内一致、衆庶其所ヲ得、御偉業殊方ニ相輝候様御廟謨被爲在度奉願上候。臣正肥不堪僭栗之至、誠恐誠惶頓首々々謹言

二月十四日

成瀬隼人正

正肥

辨事 御中

三月、軍務官より通達ありて、天皇東幸の後、九門内の警衛を嚴にせしむ。且つ戸田大和守留守中、御口御用取扱を命ぜらる。六月、辨事を免ぜられ、犬山藩知事に任ぜらる。此月、版籍奉還の請を允す。即ち尾濃の地四萬二千七百四石八斗三合一勺、此中三萬五千石は本高。六千二百三十四石八斗五升四合は城廻地、城番地。千四百七十一石九斗四升九合一勺は新田。戸數一萬千七百八十二戸、人口五萬三千三百二人を返上す。七月、知藩事に任じ、藩知事在職中の勞を賞して直垂一領を賜ふ。九月、王政復古の功勞を賞して位階一

級を進め、永世祿五百石を賜ふ。明治三年九月、舊犬山藩管轄現石の十分一千二百八十四石を家祿として賜ふ。七月、廢藩置縣によりて本官を免ぜらる。十七年、男爵を授けられ、次いで子爵に陞せ。三十六年、正三位勳三等に叙せられ、同年二月四日逝く。享年六十九。名古屋矢場町白林寺に葬り、興徳院高節英嶽と諡す。(成瀬系譜、尾崎八右衛門自筆日記、尾藩雜纂、舊藩書類、見聞雜記、玉見見聞錄、棕園時事錄、青窓紀聞、政治編一ノ二五九―三四一頁を参照)

### 三〇 佐枝種榮

佐枝種榮、初名は種義、また波之介、次に安次郎、後に新十郎と稱す。種武の男なり。天保十三年生まる。嘉永六年、父と共に江戸に下り、大番頭格に補す。七年十二月、用人に進み、知行代三百石を賜ひ、足高を加へて七百石と爲る。文久二年十二月、家を繼ぐ。三年七月、長州附屬の浪士、彼地を去つて日光山に赴かんとするの風聞あり、且つ野州に於て浮浪の者暴行の舉あり。藩其領内に入らんことを慮り、種義に命じて東春日井郡定光寺沓掛村の邊を固めしめ、林奉行と爲し、支配山同心十五人を附屬せしむ。元治元年六月、軍用備立等の補訂御用、並に武備に關する用向を取扱はしむ。七月、慶勝之に手槍一本、金百兩を與ふ。種榮、高藏寺の領地に移り、慶勝が土着の主旨を遵奉し、後輩の模範を爲す。是年、慶勝征長軍の總督となり、種榮用掛を命ぜらる。

慶應元年五月、藩主義宜の側懸と爲り、大奥入を許さる。閏五月、銃制を改むるや、之が練修に關することを掌らしむ。慶應元年十二月、武藝教習に關することを掌らしむ。二年十一月、藩主義宜に陪從して上京す。此時種榮定光寺竝に杵掛村御固の任を解かれ、用人の事務を管す。三年五月、武藝教習の任を解かる。明治元年、慶勝師を率ゐて濃州太田に次するや、種榮も亦陪從す。九月、側用人を命ぜらる。二年正月、參政に列し、十月、名古屋藩少參事に任ず。種榮父の餘榮を承けて顯職に昇り、奉養頗る篤し。初め職に居て、事務に勉勵せしが、廢藩に際會し、職を失ふてより、終に遊佚に流れ、夥多の富を蕩盡し、明治九年の頃は囊中一物をも止めず、赤裸たり。終に父祖の碑石を賣つて遊蕩の資に充つるに至れり。後に生母と幼子とを棄て、弟と共に國を去り、終る所を知らずと云ふ。(佐枝家記、見聞雜割)

## 第四勤王

### 一 藤原親昌

藤原親昌、後に入道して源雄と號す。熱田大宮司範廣の第二子なり。正和五年、始めて大宮司に補せらる。一記に文保元年五月より七月に至る。又の記に元弘三年七月二十一日、繪旨を賜ふ。元弘建武の際、力を王事に效し、攝津守に任ぜらる。建武二年、北條時行の敗滅するに當り、其將三浦介入道時綱、尾張に通る。親昌、捕へて之を京師に獻す。同年、新田義貞の箱根竹ノ下に戰ふや、親昌兵を出して之に會し、宇都宮公綱等と共に三千餘騎を率ゐて賊軍を破る。義貞敗退するに及び、亦從ひて京師に歸る。奥州の國司北畠顯家上洛せんとするや、親昌、五百餘騎を率ゐて之に従軍し、各地に轉戦して功あり。顯家の泉州に戰死するや、熱田に還る。原蜂屋等と尾張の守護代を討つて之を走らす。後其終る所を知らず。大正二年十一月、朝廷勤王の功を追賞して正四位を贈らる。(大宮司家譜、大日本史、尾張志、社寺編一三三頁源雄を昌能の法號とす。今訂して親昌の傳に加ふ)

### 二 藤原昌能

藤原昌能は宗範の第二子なり。建武元年、熱田大宮司に補せらる。常に南朝に祇候す。延元

元年五月十九日、後醍醐天皇の山門に臨幸あるや、昌能之に供奉す。尋いで従つて京都に歸る。昌能子なし。兄永範の第三子昌胤を養ひて嗣とす。

三 植松茂岳



植松茂岳、小字啓作、通稱は庄左衛門、松蔭不知等の別號あり。尾張の士小林和六常倫の第二子にして、寛政六年十二月十日、名古屋流川の家に生まる。十歳にして父を喪ひ、兄仲弘等と兄弟四人、母北村氏に鞠育せらる。而して薄祿の家、母子五人を養ふに足らず、頗る窮乏を極む。茂岳、人と爲り質實にして聰明なり。歳十三の時、共算術の師岸上某歿す。依りて代りて其弟子に授く。兄仲弘、和歌を植松有信に學ぶ。時に支配勘定並として江戸詰たり。屢々詠草を送りて添削を有信に乞ふ。茂岳毎に其使をなす。有信の妻伊勢子、一日茂岳と語り、其窮乏を憐み、依りて其家に來り、勤學の傍、版木彫刻を學びて生計を助けんことを懇願す。茂岳悦びて之を母に謀り、即夜有信の家に至り。是より専ら國學と版木彫刻とを學ぶ。

有信、茂岳の人と爲りを受し、子なきを以て遂に父子の約をなす。居ること五年、有信歿す。

有信に學ぶ

本居大平の門に入る

茂岳始めて登用せらる

茂岳時に年二十なり。伊勢子其半途にして師を喪へるを憐み、和歌山に遣はして本居大平に學ばしむ。大平も亦茂岳を養ひて嗣たらしめむとす。茂岳既に有信と一旦の約あるを以て之を辭し、文化十三年、名古屋に歸りて植松氏を嗣ぐ。茂岳、國史、物語、語學、歌文達せざる所なく、皇道を弘むるを以て己が任となし。其忠誠、熱烈言行に溢る。是を以て風を望み、教を請ふ者、日に門に滿つ。茂岳又江戸及び美濃、信濃、伊勢の諸國に遊び、門人益々進む。鈴木胤、丹羽勘大原寅三郎等、有信と舊故ある者、數々書を當路に上りて、茂岳を起用せんことを乞ふ。天保六年に至り、藩主五人扶持を給して用人支配となし。藩堂明倫堂に出でて和學を教導せしむ。八年に至りて、班を進めて明倫堂典籍次座となす。

天保十年、藩主齊溫薨じ、幕府田安齊莊をして封を襲がしむるや、藩論沸騰す。茂岳江戸に下り、高須秀之助をして、輜嗣たらしめんとして、大に周旋する所あり。事成らざりしと雖も、其忠諫にして、義に進むの勇なる倍、正義の士の尊信する所となる。弘化二年、切米拾貳石扶持三口を給ふ。是より先、藩命するに尾張志の撰述、古事記、六國史の校正、熱田文庫の建設、大須賣生院古寫本の調査等を以てす。茂岳藩内子弟の教導の傍、是等の事に従ひ、日夜務めて倦まず。嘉永二年、慶勝封を賜ぎ、勤精治を謀る。安政元年、諸政を改革し、將に祿制を更めんとし、先づ自ら儉約の範を示す。茂岳、感奮して五年の間、其祿を返上せんことを請ふ。人彌々其忠直無私なるに感ず。二年四月、始めて慶勝に侍講す。是より月に四次奥入をなし、國書を

始めて慶勝に侍講す

勤王 植松茂岳

講じ、又和歌を添削す。慶勝、其人と爲りを重んじ、遂に國事の顧問に備ふ。茂岳感激して知りて言はざるなく、言ひて行はれざるなし。

幽閉を命ぜらる

安政四年、明倫堂教授次座に進み、切米拾石を加へらる。五年、慶勝、幕府の譴を受けて戸山の邸に幽閉せらる。や、茂岳も亦田宮如雲、阿部伯孝、間島冬道等と共に嚴譴を受け、俸祿を減じて自宅に幽閉せらる。不知と號するは其幽閉中の名なり。文久二年九月、閉居を解かれ、尋いで職祿を復し、又譜代席に列せらる。翌年、慶勝の參内に扈し、且つ國學の造詣遠きを以て、永く徒格以上となし、三石を加給す。幾もなくして多年子弟の教養に務めたる功を賞し、永世目見以上となし、俸五十依を元高とし、八拾七依を給ふ。萬延元年、明倫堂教授に進み、百依を給ふ。慶應三年、明倫堂國學教授となり、翌年、使番格に進み、明治元年に至り、更に側物頭格に進み、百五拾依を給ふ。三年九月、致仕を乞ふや、隱居料として扶持三口を給ふ。新藩主義、宜亦茂岳を師として優遇至らざるなし。又曾て慶勝に扈して京に入るや、華頂宮博經親王、其學徳を慕ひ、召して古事記を進講せしめたまふ事數次、恩賜頗る豐なり。近衛忠房亦召して講を聽く。明治六年、大講義に補し、翌年、慶勝の召に應じて東京に至る。蓋し宮内省より召さん爲なりしが、其高年なるを以て、唯歌を詠進せるのみにして名古屋に歸れり。

明治九年三月二十日、熱田の寓居に歿す。享年八十三。愛知郡高田熱田神官共有墓地今呼に葬り、豊眞音彦道起根大人と謚す。明治三十六年十一月、特旨を以て從五位を贈らる。

卒去り贈位

著す所天說辨、天說辨、之辨皇國大道辨、皇國說、父子說、君臣說、夫婦說、愛國一端、御供日記等あり。歌集を松蔭集といふ。茂岳、高木氏を娶りて五男四女を生む。二男有國、五男有經、竝に家學を承けて名を著す。門人頗る多く、數百人に達し、尾藩勤王の士多く其門より出づ。間島冬道、奥田常雄、野呂瀨秋風、西郷暉隆、本多俊民、野村秋足、岡田高顯、田中尙房、千葉葛野、山田千鶴、神谷永平、石橋羅窓、三輪經年、内田成之等最も顯はる。名古屋藩に聘せられて佛國人ムリイ亦就いて教を受けしといふ。(藩士名寄、松蔭集、碑文、椋園嘉永録、植松家譜略、植松文書、同安政錄)

### 四 西 部 相 嘉

西部相嘉、幼字は録太郎、通稱は初め平太、次に平十郎、又三十郎と改め、後に伊藤五、致仕して介と稱す。葬園は其號なり。本姓は伊藤氏、其祖美濃厚見郡西部村より出でしを以て、嘉永四年、西部と改姓す。本藩の世臣藤井六郎治名はの長子なり。寛政七年十一月二十三日生る。文政元年、伊藤庄平名はに養はれ、文政五年、家を繼ぎ、小普請組に列し、後表御錠口番となり、尋いで小姓格に進み、七年、藩主齊朝の近侍となる。既にして齊温の小納戸に轉じ、累りに廩米を増して二百依に至る。天保元年六月、書院番と爲り、二年、大番組に轉ず。十年、齊温薨す。幕府田安齊莊をして家を繼がしむ。當時在江戸の老臣、前藩主齊朝に告げずして之を諾す。伊藤五其處置を憤り、屢、意見書を上る。辭峻烈を極む。是時に當り、支封高須藩世子秀之助慶賢明



金鐵黨の首領

盤居謹慎を命ぜらる

の稱あり。相嘉之を以て夙に襲封の事を希望す。而かも事既に定まるを以て、秀之助を以て、齊莊の嗣たらしめんことを請ふこと數回、其設遂に容れられず。同志團結して議論紛、一藩動搖す。伊藤五之が首唱たり。目して金鐵黨と云ふ。後年慶勝を推戴して勤王の大義を唱へし者は多く此黨より出たり。嘉永六年十二月、拔擢せられて清洲代官と爲る。安政五年、慶勝の幕府の譴責を受けて幽閉せらるゝや、清洲治下の民、首として其冤を憤り、本國清洲に移住せられんことを企望し、葉栗郡北方治下の民と謀議して、共に之を請願す。當路の者之を抑壓し、首唱者數人を捕へて禁錮す。事相嘉が使喚するものと疑はれ、彼を金奉行に徙し、次いで盤居謹慎を命ず。文久二年、慶勝再び起つて事を視るに及び、舊職に復す。三年六月、老を告げ、家を其子厚海に讓る。慶應二年十二月三十日病死す。年七十二。白川町光明寺に葬る。歿するに臨み、遺言して左の願文を棺中に納れしむ。

欲遂大願告黃泉大神辭

敬白、近來上國之西極、留那夷等、我大日本國、爾渡參來天、無禮舉動多在乎、天神之御子命、慨坐天討退給、乎思召手、征夷府之官人勅命乎、奉乍毛行比、不敢乎聞、每仁、胸毛裂量覺、幾左、爾右爾心乎、焦志計、事不行間、爾例病俄爾起天、此黃泉國爾參來、行、猶憤左、難止乎、此爾爾參集有志同志乃人々、熱爾計且、本國爾敵布夷等乎、討誅久思我故爾、希波黃泉大神等征戎乃大命乎、給爾國乃、檢乎令、清給、請爾白、藤原相嘉恐惶頓首。

慶應三年正月四日

大日本東海道尾張世臣西郡介藤原相嘉

學友植松茂岳彼に歿後の追稱を贈る。其詞左の如し。

葬園相嘉君の御靈に今申す事有り。君諸共に年弱き頃より聊も隔つる意無く相語らひ交はり、學の道をも鈴屋大人を道のしるべと爲して、學の祖と崇まへ頼む心も元來同心に學てし有は、こゝらの年頃世に又无き友と頼み思ひて有來し物を、去年の師走の晦の夜身罷給ぬと聞て、驚き歎き悲み悼み思ひ給へと、今は甲斐无れば、後の名を雄心幸玉翁とこそ稱へ申さめ、君黃泉路には罷給へと、常に語らひ給ひし建き男、しき魂は、猶此世に留まり侍ひて、我殿の命を護り仕奉り、子孫の末をも守り幸はへ給はむ物そと思て、今如此後の名を稱へ申すにも有けめ。

慶應三年正月八日

植松松蔭謹み恐みも申す

(原文宣命)

相嘉性質嚴直忠純にして、夙に勤王の志を懐く。常に田宮如雲、長谷川敬等と往來し、國事に關して意見を述べ、其慶勝を翼戴して正義を唱へ、後生を誘導せし功や又鮮少ならず。平生國學を好み、鈴木胤に従學し、本居宣長に私淑す。最も植松茂岳阿部伯孝と相善し。安政四年八月、勤務の餘暇、古事記六國史の校合に従事す。其著す所古事記傳追繼考、雅言集考、七道説日本紀、景行補遺、權楛論、水内神社考、葬園雜記等あり。又傍ら武事を講じ、兵學及び劍砲の技

國學を好む

勤王 西郡相嘉

に通ず。(勤王家履歴、墓評、藩士名寄、齒部氏聞書、御相續件類集抄)

五 阿部伯孝

明倫堂教授なる

阿部伯孝、字は士錫、通稱は初め富三郎、次に清兵衛、後に八助と曰ふ。號は松園、尾州の藩士阿部清兵衛の子なり。天保七年九月、父の遺跡を繼承して本丸番たり。少うして學を天野恬庵に修め、天保十四年八月、明倫堂教授と爲り、百石の高に足高を給せらる。弘化四年六月、功を以て足高五十石を給せらる。嘉永二年九月、小姓頭取格に轉し、江府に住せしむ。四年八月、營中講書の事を掌らしむ。五年十月、側物頭格に進み、儒官を兼ね、足高五十石を給せらる。爾來學問所に出勤し、學事を監察し、惣裁の職務を勤む。六年三月、明倫堂に出仕し、十月、側物頭格兼明倫堂督學たり。安政二年二月、藩制改革に就き、本職を免ぜられ、専ら營中講書の事に與らしむ。三年、功に依りて足高五十石を給せらる。安政五年七月、藩主慶勝、幕府の爲めに幽閉に遭ふ。是より先き伯孝、常に侯に侍講して、平素齋陶する所あり。故を以て田宮如雲と共に職を免ぜられて寄合と爲り、差控を命ぜられ、翌年九月、祿を削り、隱居逼塞を命ぜらる。文久二年九月、慶勝再び事を視るに及んで職に復し、側物頭格兼明倫堂督學たり。九月、三百石の高に足高を給せらる。三年六月、世子義宜の小納戸頭取と爲る。側物頭格故の如し。元治元年六月、三たび側物頭格兼明倫堂督學と爲り、義宜に侍講す。慶應元年五月、明倫堂督學を免

奉去と贈位

ぜられ、侍講の事は故の如し。二年十月、老を以て勤務を辭し、同月十六日卒す。享年六十六。銅屋町教順寺墓地に葬り、蓮池院松園釋大宏と諡す。明治三十六年、朝廷其功を追賞して從五位を贈る。

伯孝、人と爲り忠實恭謙、能く諸生を薫育し、德行を治む。外國の事起るに及んで、藩侯の侍講と爲りて、正義を以て輔翼し、益、勤王の志を鞏固ならしむ。故を以て反對者の忌む所と爲り、連坐の罪に處せらる。然れども復職するに及んでは、宿學故老を以て國事に獻替し、其功勞渺なからず。(幕末勤王家履歴、藩士名寄抄、紫陽真詩)

六 長谷川敬

文武に達す

長谷川敬、字は子文、通稱は惣藏、拙齋又は是風と號す。昭の長子なり。母は佐枝氏。文化五年正月十三日生まる。世、尾州の支封高須藩に仕ふ。幼にして穎悟、學を好み、藩校日新堂に入り、藩儒日比野秋江、同春溪に就いて學ぶ。人稱して神童と云ふ。十五歳にして藩校の諸生上座、幼年に句讀を授くるの官となる。長ずるに及んで大度あり。風傳流槍術を伊勢久居藩士山田茂左衛門に學ぶこと數十年、其秘蘊を極め、藩の師範たり。又長沼流の兵學を藩士堀哲原田陶々に學び、其蘊奥を極め、命に依りて藩士を訓練し、兵制を改革す。天保五年、選ばれて世子秀之助慶の侍講となりて、教導宜しきを得たるを以て世子の令名遠く聞ゆ。嘉永二年、世子入つて宗家

皇居遷營に就き周旋す

高須に禁錮せらる

國事に奔走す

を繼ぐ。君從つて名古屋に移り、近侍と爲り、鞠躬輔翼し、參政田宮如雲と謀りて、弊政を釐革す。奢侈を禁じ、節約を行ひ、文を修め、武を練り、士氣大に振ふ。庶民悦服して、金穀を輸して藩債を償却するに至る。安政元年、内裏炎上す。翌年、幕府之を遣營す。近衛公、書を藩主に寄せて、禁内數百歩の地を増さんことを謀る。而かも幕府を憚りて、敢て言はず。君慨然として、藩主の命を受け、幕府の若年寄遠藤但馬守に説き、老中阿部伊勢守と議せしめ、遂に幕府をして、延議を奉ぜしむ。事天聽に達し、密に賞賜あり。是より先き米國の派使來朝し、貿易を求め、海内騒然たり。藩主屢、幕府に議するに、尊王攘夷の説を以てす。五年七月、幕府藩主を幽し、敬を目するに、謀主を以てし、譴責最も重し。同志の田宮如雲、高須に逐はれ、一室は方僅に一間、柱間三寸、鍵は觀威をして、保管せしむ。高須に逐はれ、一室に居り、一詩を賦して、以て懷を遣る。文久二年九月、時局一變し、前藩主再び事を視るに及び、禁錮を免じて、宗藩に復す。

文久三年正月、前藩主に從ひて、京都に到り、旨を承けて、親王公卿に謁し、諸侯大夫に接し、國事を議す。屢、學習院に登りて、諸問に答へ、名聲大に揚がる。又神宮の守衛に關して、伊勢に出張す。此間専ら慶勝の意を承け、公武合體を謀り、公卿諸侯の間を周旋す。幕府時服を與へて、其勞を賞す。元治元年、長州藩士兵を率ゐて、闕下に迫る。敬、木戸孝允と會し、之を調停せんと欲して、成らず。征長の役起るや、前藩主總督たり。敬以爲らく、今内亂を起さば、恐くは外寇に乘せんと。因つて、先づ廣島に到り、藝藩辻將曹、薩藩西郷隆盛等と謀り、長藩をして、罪

卒去

贈位

功績

を訓せしむ。遂に其地を巡檢し、兵を解くに至る。此際一死を賭して、斡旋し、干戈を用ひずして之を了す。慶應元年正月、正使千賀信立に副と爲り、江戸に至りて、長藩服罪の狀を告げ、總督の意見を陳す。幕府省みず、空しく歸る。二年、幕府長州再征の舉あり。二月、敬命を奉じて、大坂に赴き、薩藩大久保一藏等と屢、相會し、再征を抑止せんとし、百方奔走せしも、事成らず。八月、尾に歸りて復命す。九月、用人並を命ぜられ、勘定奉行勝手勘定奉行兼務故の如し。其後京攝の間に往來して、國事に盡瘁す。明治元年三月、老を告げ、金百兩米五十石を藩に獻じて、軍資に供す。爾來文武を以て子弟を薰陶す。六年、慶勝命じて、侯家の大事ある時は、諸問に應ぜしむ。十九年一月三十日病歿す。年七十九。白川町西光院に葬る。二十四年、舊高須藩士槍術の門生等相謀り、報恩の爲め記念碑を濃州海津郡城山村行基寺に建つ。三十六年十一月十三日、朝廷勤王の功を追賞し、特に正五位を贈らる。三十九年四月、朋友故舊相謀り、記念碑を西光院に建つ。敬、小串氏（小串）に配し、子五人あり。男行家を繼ぐ。二子天す。長女節、渡邊某に適し、次嘉儀、水室某に適す。

敬、資性爽邁率直にして、果斷に富み、質素を旨とし、虚飾を好まず。瘦軀長身、面長にして、顔色淺黒く、音聲爽朗として、辯論明晰なり。其勘定奉行たるや、滯獄を決し、徒刑場を設けて、囚人に業を執らしめ、又治水を講ずる等、其功績頗る顯著なり。又親戚故舊に厚く、貧困者あれば、金穀を與へて之を賑す。嘗て大日本史を手寫し、高須藩校に納む。當時版刻の書なきを以てなり。其精力の人に過ぐること、概ね此の如し。初め幕府征長の處置に懐らず、將軍再征し

て名古屋城に宿す。時に藩士中此の機に乗じて正議の士を斃さんと謀るものあり。敬之を聞いて曰く、征長の事、及に血ぬらざるを以て罪と爲して殺さるれば、是れ一死數萬の生命に代ふるものなり。我亦何をか怨みんと。毫も意に介せずといふ。(長谷川敬盟歴書、紀念碑文、政治編第一ノ二四一頁、二六〇頁、六七六頁、七〇八頁を参照)

### 七 水谷民彦

水谷民彦、名は磐根、小字は貞五郎。通稱は奥右衛門、俳號は素桃。文化五年三月十六日生ま。名古屋笹屋町の酒造家日比野茂左衛門保の第二子にして、天保四年、長者町の清類越水谷與右衛門忠に養はれ、其女清に配して、其家名九代目の奥右衛門を嗣ぐ。世、人足問屋を家業とす。民彦才幹あり、且つ奉公の志篤く、家職を勤み、家政大に舉がり、先、二代の間、衰頹せし家運を挽回す。天保六年、道中改御用を命ぜられ、以後世、御目見を許さる。七年、近衛忠烈の妹福君齊温の室の尾州に入興するや、諸色調度運搬御用を命ぜらる。十四年、再び道中改御用を勤め、職務勉勵を以て賞を賜はる。十一月、江戸定日飛脚所を出願して許可せらる。是れ先代の時一旦廢絶せしを、民彦力を盡して復古したるなり。嘉永二年、姓を稱するを許さる。是時に當りて海内頗る多事、人足問屋の職務亦昔日無事の時の如くならず。臨時の用件頻發して、大に繁劇を極む。例へば和宮東下の際には、民彦御用諸色の世話方を命ぜられて、膳

俳名素桃

勤王の大義を唱ふ

椀家具等約四千人分を名古屋に徴發し、中仙道の妻籠宿に運搬せり。又將軍家茂の名古屋城に宿せし時、之に要せし人足總數二萬三千人の多きに達せり。而かも民彦些の失態なく無事に職務を完了せしに依り、其勤勞に對し賞賜せらる。民彦文學を好み、初め俳諧を學び、後に植松茂岳の門に入りて國學を修む。爾來國體の尊嚴を明にし、勤王の大義を唱へ、又敬神愛國の道を主張す。時に米艦渡來の事ありて、國論大に沸騰す。民彦夙に攘夷の志を懐く。安政五年、慶勝等の幽閉せらるゝに當り、慷慨悲憤禁ずる能はず。志士の間に奔走して、其便を計るを以て自己の任とす。其名四方に宣傳し、日に來往する者絶えず。其家は恰も志士の集會所の如し。志士の通れて來り投ずる者は之を保護隠匿し、旅資を給して虎口を脱せしむ。

安政七年三月、井伊大老刺客の手に斃れ、時局一轉す。慶勝幽閉を解かれ、勅命を蒙りて上洛す。民彦例に依り諸色運搬御用を勤めて、之に隨行す。是より先き藩の要路に建議する所あり。是れ人足問屋の職務たるや、諸藩の形勢を探るに最も便宜なるを以て、情報を綜合して要路策源の資に供せんとせしなり。此に至りて其意見に従ひ、密事を民彦に授く。民彦、自費を抛ちて敵情を探り、爲めに財産の過半を消盡するに至れり。藩主深く其勤勞を賞し、特に金二十五兩を賜ふ。

自費を抛ちて敵情を探る

櫻田の變後、時局益々紛糾して、攘夷の實行覺束なきに至る。民彦憤慨に絶えず。平素畫筆